

ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究

成果報告書

2024年3月

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社



目次

1 はじめに	1
1.1 本報告書の位置づけ	1
2 背景・目的	2
2.1 こどもを取り巻く環境とこどもデータ連携の取組の狙い	2
2.2 こどもデータ連携の取組における本業務の目的	2
3 成果取りまとめ方法	3
3.1 調査範囲（スコープ）	3
3.1.1 調査目的	3
3.1.2 調査範囲	3
3.2 調査スケジュール	4
4 デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理	5
4.1 デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題の調査	5
4.2 調査結果	5
4.3 調査結果を踏まえたガイドライン作成方針	9
5 早期発見に必要なデータ項目の整理	10
5.1 早期発見に必要なデータ項目の調査	10
5.2 「基本連携データ項目」とその利用方法	15
5.3 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果	16
5.4 早期発見に必要なデータ項目の整理における課題と示唆	28
6 支援への接続に関する調査	30
6.1 調査の背景・目的	30
6.2 調査の手法	30
6.3 調査の対象	31
6.4 調査の総括	33
6.4.1 標準的な支援体制	33
6.4.2 標準的な業務の流れ	33
6.4.3 支援で活用されているデータ項目例	35
6.4.4 参考となる取組、工夫等	36
6.4.5 支援の接続における課題と示唆	39
6.5 ヒアリング結果	42
6.5.1 戸田市	42
6.5.2 延岡市	47
6.5.3 佐渡市	55
6.5.4 特定非営利活動法人 Learning for All	70
6.5.5 兵庫県	86
6.5.6 尼崎市	94
6.5.7 西宮市	100
6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授	110
6.5.9 松戸市	113
6.5.10 認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	126

7	ガイドライン(素案)の策定	129
7.1	ガイドライン（素案）の策定に向けた調査	129
7.2	ガイドライン検討会の実施	129
7.2.1	ガイドライン検討会の体制	129
7.2.2	ガイドライン検討会のスケジュール	129
7.3	ガイドライン(素案)の策定に向けた調査の結果	130
7.4	ガイドライン（素案）策定における課題と示唆	131
8	今後のこどもデータ連携の取組に対する課題と示唆	134

1 はじめに

1.1 本報告書の位置づけ

本報告書は、令和5年度子ども家庭庁事業「ガイドライン策定に向けた子どもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）における成果報告書であり、ガイドライン検討会での討議、有識者及び地方公共団体へのヒアリング調査、論文調査、子ども家庭庁実証事業の結果を踏まえて、総合的に類型化・取りまとめを行い、令和6年度以降に地方公共団体が子どもデータ連携の取組を実施するにあたっての示唆を行うものとして位置付けられたものである。

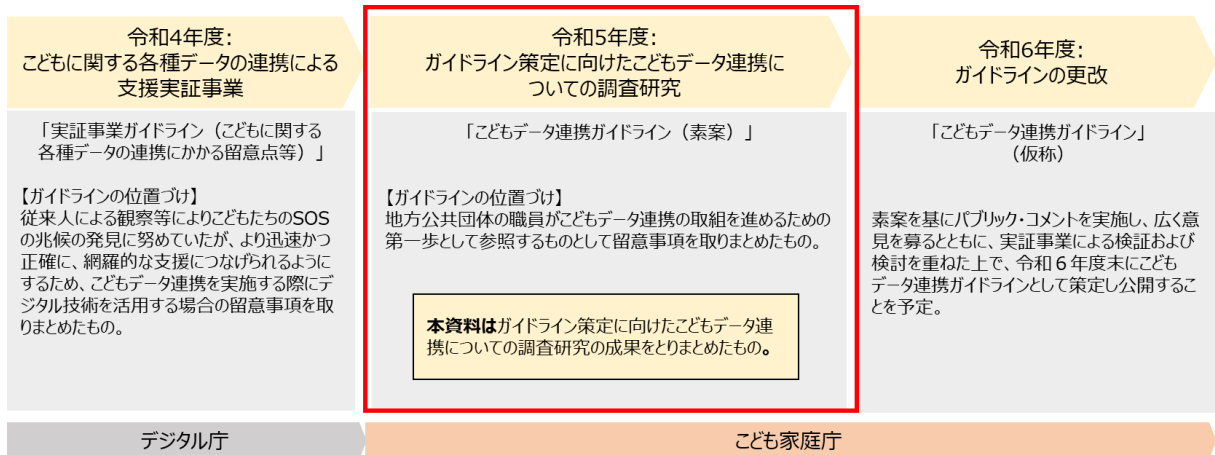


図 1-1 本報告書の位置づけ

2 背景・目的

2.1 こどもを取り巻く環境とこどもデータ連携の取組の狙い

こどもに関する施策については、これまでに様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在している。一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくない。

こどもデータ連携の取組は、地方公共団体において、福祉部局、保健部局、教育委員会等の多様な関係機関が分散して保有している、こどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを、データ管理体制を構築したうえで個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを狙いとする。

2.2 こどもデータ連携の取組における本業務の目的

本業務はこどもデータ連携の取組の推進に向けて、デジタル庁「実証事業ガイドライン」¹を踏まえた課題整理、早期発見に必要なデータ項目の整理、支援への接続に関する調査等の各種調査を行い、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定するとともに、今後乗り越えていかなければならない課題を整理するものである。

¹ https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0/d261f028/20230331_news_children_outline_01.pdf

3 成果取りまとめ方法

3.1 調査範囲（スコープ）

3.1.1 調査目的

本業務の目的は上述の通り、こどもデータ連携の取組の推進に向けて、デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理、早期発見に必要なデータ項目の整理、支援への接続に関する調査等の各種調査を行い、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定するとともに、今後乗り越えていかなければならない課題を整理するものである。

3.1.2 調査範囲

本業務の範囲は以下の通りである。

表 3-1 本業務の範囲

No.	調査内容	詳細
1	検討会の設置・運営	外部有識者からなる「こどもデータ連携ガイドライン検討会」（以下、「ガイドライン検討会」という。）を設置し運営する。
2	デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理	デジタル庁が作成した「実証事業ガイドライン」について、地方公共団体の現場で支援活動に取り組む職員等の視点に立った場合に、わかりやすいものとなるよう、こどもデータ連携に先進的に取り組む地方公共団体及びこれまでこどもデータ連携に取り組んでいない地方公共団体に対するヒアリングを通じて課題を洗い出し、ガイドライン検討会の議論に供すること。
3	早期発見に必要なデータ項目の整理について	困難の類型（虐待・貧困・不登校・いじめ・ヤングケアラー等）に応じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見把握するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の類型の関連性及び連携手法を明らかにし、ガイドライン検討会の議論に供すること。
4	地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について	潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するため、地方公共団体内で分散管理されているデータの連携のみならず、地方公共団体外（NPO等民間団体、他の市町村・都道府県）が保有するデータの活用が有用な場合に、必要な体制やシステム、個人情報取扱いに関する調査を実施し、ガイドライン検討会の議論に供すること。
5	データ項目の支援現場への共有について	データ連携による一次絞り込みの結果を踏まえて、人による更なる絞り込み（データを踏まえ支援の必要性に関する協議）や支援のために共有することが望まれる（支援を行う際に有用となる）データ項目やその共有のタイミング・方法等を整理し、ガイドライン検討会の議論に供すること。

No.	調査内容	詳細
6	データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について	データ連携による絞り込みの結果を元に、関係機関等において、支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することで、関係機関間（地方公共団体内外を問わない）の望ましい連携体制や課題等を、困難の類型ごとに整理し、ガイドライン検討会の議論に供すること。
7	ガイドライン(素案)の策定	事業を通じて得られた成果・課題を踏まえ、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドライン（素案）を策定する。ただし、その後の地方公共団体における取組状況も踏まえ、見直しを行い、定期的に改訂するものとする。

3.2 調査スケジュール

本業務は、令和5年4月から開始し、各種調査を実施し、令和6年3月末までの間に調査成果を取りまとめた。調査スケジュールは「図 3-1 調査スケジュール」の通りである。

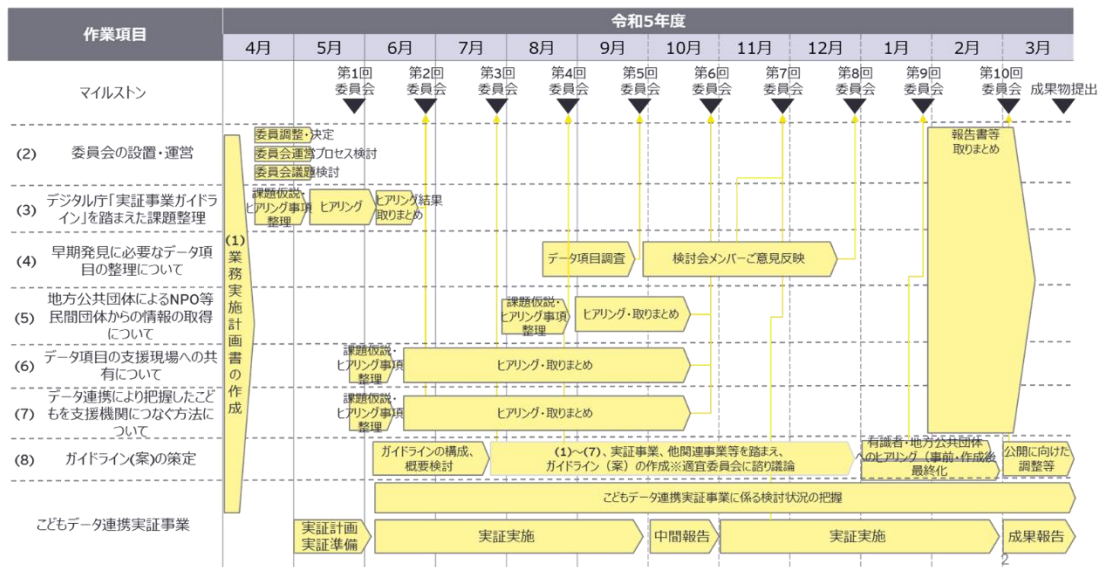


図 3-1 調査スケジュール

4 デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理

4.1 デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題の調査

本業務では、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を全国の地方公共団体のこどもデータ連携の取組を実施するにあたっての第一歩として参照しやすい資料とするために、デジタル庁「実証事業ガイドライン」の課題について机上調査及びヒアリング調査を実施した。

机上調査では、デジタル庁実証事業において課題となっていた事項や実証団体より寄せられていたご意見の整理を行った。また、併せて「少子化社会対策大綱」、「子供若者育成支援推進大綱」、子供の貧困対策に関する大綱、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」、「こども大綱」等も参照し、こどもを取り巻く困難の状況を調査し、ガイドラインのスコープを検討した。

ヒアリング調査では、幅広い地方公共団体からの視点で検討すべき論点を取りまとめる、①令和4年度デジタル庁実証事業に参加した地方公共団体、②令和5年度こども家庭庁実証事業に参加する地方公共団体、③先進的にこどもデータ連携に取り組む地方公共団体を対象に調査を実施した。

4.2 調査結果

机上調査の結果は以下の通りである。

主要な論点としては①データを利用するにあたって、どのようにデータ項目を選定し、法的な整理を実施したうえで、分析及び判定ロジックを検討していくか、②困難を抱えている可能性のあるこどもや家庭をどのように支援につなげていくのか等が挙げられた。

表 4-1 机上調査の結果

No.	論点の分類	課題
1	困難の種類	虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー及び令和5年度より新たに調査を行う困難の種類について、一定の困難の種類と関連するデータ項目を整理する必要がある。
2	法的整理	改正個人情報保護法対応についてデジタル庁「実証事業ガイドライン」に記載したが、実際にガイドラインに則した対応を行った場合の保有個人情報の「利用目的」としてふさわしい文言、特定の手順や方法の整理や課題等の整理を検討する必要がある。
3		監査・自己点検等のガバナンスに関するプロセスを検討する必要がある。
4		こどもデータ連携の取組においては、機微なデータを取り扱うことが想定されるが、どのように取り扱うかを検討する必要がある。
5	支援現場との連携	地方公共団体の機関以外のデータを用いたこどもに関わる問題・リスクの発見の方法や課題について検討する必要がある。
6		地方公共団体の機関以外のデータを用いたこどもに関わる問題・リスクを支援の現場へ接続するフローや課題について検討する必要がある。

No.	論点の分類	課題
7		連携したデータや、データ分析を行うことにより発見されたことにも関わる問題・リスクを支援の現場へ接続する際の支援体制・連携体制のあり方、課題等について調査する必要がある。
8		地方公共団体間でデータを連携したことにも関わる問題・リスクの発見の方法や課題について調査する必要がある。
9		子どもが自ら SOS を出しやすくする仕組みを検討する必要がある。
10		支援現場間の壁（特に福祉と教育の壁）について検討する必要がある。
11	支援現場でのデータ利用	リスクを判定した結果をどのように支援の現場で利用するか、利用に際しての課題を検討する必要がある。
12		情報が共有されることを嫌う利用者、生じる支援控えへの対応を検討する必要がある。
13	システム構築	データの一極集中管理によるメリットとデメリットを踏まえ、データ管理と円滑な共有が可能となるようなルールや仕組みづくりを検討する必要がある。
14	データ分析	データ連携によるリスク判定手法を用いて子どもに関わるリスクを判定する際の判定手法、判定基準を検討する必要がある。
15		データ分析におけるデータ量の不足(教師データ等の不足)による分析精度不足や、データ欠損時の対応への具体例等を検討する必要がある。
16		先行研究の少なさや法的制約等によりデータ項目が十分に確保できない場合におけるデータ分析の具体例等を検討する必要がある。
17		診断名、数値、相談内容、観察された様子等、データの主観性、客観性を峻別したうえでデータ分析精度の向上方針を検討する必要がある。
18	事業効果の検証	実証事業を実施したことによる中長期のアウトカムの効果検証方法を具体化する必要がある。

ヒアリング調査の結果は以下の通りである。

子どもデータ連携の取組自体に対するご意見としては、地方公共団体が子どもデータ連携の取組を実施するにあたっての①人的、金銭的なリソース不足、②直接的な法的な根拠が乏しいことへの懸念等が課題として挙げられた。

また、ガイドラインへのご意見としては、記載方針として、専門性を落としたうえで、標準的、具体的な事例を記載することで、実際に地方公共団体が子どもデータ連携の取組を実施する際に円滑に取り組めるようにしてほしいといった要望、特に①データ項目の選定及び分析、②法的な整理、③システム化

方針等の標準化・具体化の要望が多く見受けられた。

表 4-2 ヒアリング調査の結果

No.	ご意見の分類		課題
1	こどもデータ連携の取組自体に対するご意見	人員	担当部署にデータに強い人材がないため、データをうまく活用できていない。
2			市役所に法律に詳しい人がいなく、個人情報保護法上どうやってデータ連携を進めるべきか分からない。
3			小規模な自治体がデータ連携事業に取り組むことは、人的リソースがなく困難である。
4		システム・設備	データ連携で要支援児童の早期発見のみならず、要支援児童が抱える複合的な課題と状況をカルテのように一元的に、迅速かつ継続的に確認、管理したい。
5		コスト	小規模な自治体がデータ連携事業に取り組むことは金銭的に困難である。
6		政策・法制度	外部連携を後押しするような法律があると、外部連携しやすいため、法改正も検討してほしい。
7	ガイドラインに対するご意見	構成	困難の類型毎に支援実施の手法や事例などを整理してほしい。
8			システム改修コストに係るリスクや名寄せに係るリスク等はデータに関する章よりシステムに関する章にて言及したほうが実態に即している。
9		記載粒度	文章の専門性を落としてほしい。
10			標準的な手法の明示や基準の明確化等、記載方法を明確にしてほしい。
11			ガイドラインが自治体外組織に協力を仰ぐ際の説明根拠となるようにしてほしい。
12		法的整理	法的な手続き（利用目的の整理、個人情報ファイル簿、本人同意等）を実施する際に利用できるひな形等を記載してほしい。
13			個人情報の内容や利用目的に従い、どのような場合であれば「相当の理由がある」のかなどを具体的に検討いただきたい。

4 デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理

No.	ご意見の分類		課題
14			教育と福祉の連携時、情報提供の根拠となるように、法的根拠を示してほしい。
15			取得、分析、支援の一連のプロセスの中でのオプトインのタイミングや頻度、具体的な方法等を整理してほしい。
16			情報を使用する際の根拠法令を示してほしい。
17			リスクとは何かについて考え方を整理しガイドラインに整理してほしい。
18	支援現場との連携	情報管理部門がどこに位置付けられるか等、管理主体毎でどのような部署が主体となるべきか分かりやすく記載してほしい。	
19		支援現場への接続の際の個人情報の取り扱い方法も整理してほしい。	
20		学校との連携について、好事例を知りたい。	
21	システム構築	標準的なシステム構成について、システム標準化やガバメントクラウド等の国が目指している方向性や仕様を含めて明示したうえで、記載してほしい。	
22		ネットワークを介した連携の方法を明示してほしい。	
23		ガバメントクラウド内でマイナンバー利用事務系と LGWAN 接続系の両方を設置し、特定通信させる手法について、具体的な内容を示してほしい。	
24		マルチベンダにおけるアクセス権の付与方法の記載を充実化してほしい。	
25		システム改修、調整コストに関して、費用対効果の面でデータ利活用の範囲・スケジュールを大きく左右し得る要素であるので、記載を充実化してほしい。	
26		課税情報の活用について、必要性など活用を促進する観点で検討いただきたい。	
27		データ項目	リスク要因となる必要最低限のデータ項目を列挙してほしい。

No.	ご意見の分類		課題
28			取得したデータの保存期間についての考え方や目安について具体的に記載してほしい。
29			教育と福祉の連携時、情報提供の根拠となるように、必要なデータ項目や利用が難しいデータ項目を整理してほしい。
30		データ準備	データ連携を行うにあたって、主キーとなるコードが統一されていない際に必要な対応について、記載を充実化してほしい。
31		データ分析	システムによる判定基準について、一定の標準的な判定基準を示してほしい。
32			分析手法に関して、どのような手法を採用すると精度が高いものになるのかを整理してほしい。

4.3 調査結果を踏まえたガイドライン作成方針

上述の調査結果を踏まえて、「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」の策定を行った。詳細については「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を参照されたい。また、ガイドラインを策定するにあたっての、課題等については「7.4 ガイドライン（素案）策定における課題と示唆」にて後述する。

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

5.1 早期発見に必要なデータ項目の調査

本業務では、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見把握するために連携が必要であると考えられるデータ項目を整理し、困難との関連性及び連携可能性も含めて検討を実施した。

調査を実施するにあたっては、公的機関が発行した手引き及び報告書や学術論文等の情報源をインプットとし、地方公共団体、有識者にヒアリングを実施したうえで、ガイドライン検討会で議論を実施した。インプットとした情報源の一覧は「表 5-1 情報源一覧」の通りである。なお、本業務では時間的制約、他の子ども政策の状況、実証団体の取組内容等を総合的に勘案し、「虐待」、「貧困」、「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「不登校」、「いじめ」、「発達障がい」、「産後うつ」、「自殺」の困難を対象とし、調査を実施した。また、学術論文の調査は他の情報源に比べ、様々な精度の文献が多く存在しているため、一定程度の信頼性が認められるものであることを検証し、調査を実施した。具体的には形式が日本語又は、日本や日本の論文が対象である英語の準実験のシステマティックレビュー以上のエビデンス強度の論文及びガイドライン検討会にて有識者より推薦を受けた論文や書籍を対象とした。エビデンス強度を測る指標については「表 5-2 学術論文におけるエビデンスレベル」を参照されたい。

表 5-1 情報源一覧

No.	困難	論文
1	虐待	The Temporal Impact of Economic Insecurity on Child Maltreatment: A Systematic Review (Aislinn Conrad-Hiebner et al.,2018)
2		厚生労働省「児童虐待の定義と現状」
3		厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(2013)
4		厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のてびき（利用解説書改定版）」(2023)
5		子ども家庭庁「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）(2023)
6	貧困	SYSTEMATIC REVIEW OF THE LINK BETWEEN TOBACCO AND POVERTY (World Health Organization,2014)
7		The effects of poverty on the mental, emotional, and behavioral health of children and youth: Implications for prevention (Yoshikawa et al.,2012)
8		Do Child Tax Benefits Affect the Well-Being of Children? Evidence from Canadian Child Benefit Expansions (Milligan and Stabile et al.,2011)

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

No.	困難	論文
9		内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究」報告書(2021)
10		内閣府「子供の生活状況調査の分析 報告書」(2021)
11	いじめ	1980 年から 2020 年の日本におけるいじめ研究の動向と課題(坂本 一真,小岩 広平,2020)
12		文部科学省「いじめサイン発見シート」(2014)
13		文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」(2017 改訂)
14	産後うつ	Cross-National Differences in Psychosocial Factors of Perinatal Depression: A Systematic Review of India and Japan (Mizuki Takegata et al.,2017)
15		Economic and Health Predictors of National Postpartum Depression Prevalence: A Systematic Review, Meta-analysis, and Meta-Regression of 291 Studies from 56 Countries (Jennifer Hahn-Holbrook et al.,2018)
16		Psycho-educational interventions focused on maternal or infant sleep for pregnant women to prevent the onset of antenatal and postnatal depression: A systematic review (Natsu Sasaki et al.,2020)
17		Depression and Domestic Violence Experiences Among Asian Women: A Systematic Review (Pallavi Koirala et al.,2022)
18		厚生労働省「「健やか親子 2 1 (第 2 次)」について 検討会報告書 (概要)」(2014)
19		厚生労働省「別紙 1 母子保健事業の実施状況 (全市区町村、県型保健所、都道府県の集計)」(2021)
20		ひきこもり
21	厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(2010)	

No.	困難	論文
22		内閣府「令和元年版子供・若者白書（概要版）特集 2 長期化するひきこもりの実態」(2019)
23	不登校	文部科学省「（別添 2）児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(2019)
24		文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」(2021)
25	ヤングケアラー	有限責任監査法人トーマツ「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」(2023)
26		尼崎市におけるヤングケアラーの実態調査と課題解決に向けた手法の検討（2023）
27		株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（2022）
28	発達障がい	厚生労働省「乳幼児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援のための取組事例に関する調査研究報告書」(2019)
29		厚生労働省発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議資料「令和 3 年度厚生労働省発達障害者支援施策について」(2021)
30		文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(2023)
31	自殺 ²	Epidemiology of youth suicide and suicidal behavior. (Cash SJ, Bridge JA.,2009)
32		Suicide in children and young people in England: a consecutive case series. (Rodway C, Tham SG, Ibrahim S, et al.,2016)
33		Age- and sex-related risk factors for adolescent suicide. (Brent DA, Baugher M, Bridge J, Chen T, Chiappetta L.,1999)
34		Psychiatric diagnosis in child and adolescent suicide. Arch Gen Psychiatry. (Shaffer D, Gould MS, Fisher P, et al.,1996)

² 「自殺」については、こども家庭庁支援局総務課自殺対策室にて調査した結果の連携を受け、整理を実施。

No.	困難	論文
35		Comorbidity of mental disorders in the post-mortem diagnosis of completed suicide in children and adolescents. (Shafii M, Steltz-Lenarsky J, Derrick AM, Beckner C, Whittinghill JR.,1988)
36		Psychiatric diagnoses as contemporaneous risk factors for suicide attempts among adolescents and young adults: developmental changes. (Goldston DB, Daniel SS, Erkanli A, et al.,2009)
37		Prevalence and Correlates of Suicide and Nonsuicidal Self-injury in Children: A Systematic Review and Meta-analysis. (Liu RT, Walsh RFL, Sheehan AE, Cheek SM, Sanzari CM.,2022)
38		A risk index for 12-month suicide attempts in the National Comorbidity Survey Replication (NCS-R). (Borges G, Angst J, Nock MK, Ruscio AM, Walters EE, Kessler RC.,2006)
39		Suicide following deliberate self-harm: long-term follow-up of patients who presented to a general hospital. (Hawton K, Zahl D, Weatherall R.,2003)
40		Family history of suicide and exposure to interpersonal violence in childhood predict suicide in male suicide attempters. (Rajalin M, Hirvikoski T, Jokinen J.,2013)
41		Childhood physical and sexual abuse and lifetime number of suicide attempts: a persistent and theoretically important relationship. (Joiner TE, Jr., Sachs-Ericsson NJ, Wingate LR, Brown JS, Anestis MD, Selby EA.,2007)
42		Interpersonal Violence Scale predicts suicide in suicide attempters. (Jokinen J, Forslund K, Ahnemark E, Gustavsson JP, Nordstrom P, Asberg M. Karolinska.,2010)

No.	困難	論文	
43		Childhood bullying behaviors as a risk for suicide attempts and completed suicides: a population-based birth cohort study. (Klomek AB, Sourander A, Niemela S, et al.,2009)	
44		The Importance of Interviewing Adults on the Autism Spectrum About Their Depression and Suicidal Ideation Experiences. (Bennett M.,2016)	
45		Risk of Self-harm in Children and Adults With Autism Spectrum Disorder: A Systematic Review and Meta-analysis. (Blanchard A, Chihuri S, DiGuseppi CG, Li G.,2021)	
46		Suicide in Elementary School-Aged Children and Early Adolescents. Pediatrics. (Sheftall AH, Asti L, Horowitz LM, et al.,2016)	
47		Familial transmission of suicidal behavior. (Brent DA, Melhem N.,2008)	
48		Familial pathways to early-onset suicide attempt: a 5.6-year prospective study. (Brent DA, Melhem NM, Oquendo M, et al.,2015)	
49		Adolescent substance use and suicidal behavior: a review with implications for treatment research. (Esposito-Smythers C, Spirito A.,2004)	
50		Suicide ideation and attempts in children with Autism. (Mayes, S. D., Gorman, A. A., Hillwig-Garcia, J., & Syed, E.,2013)	
51		共通 ³	学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性 : チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳,2020)
52			見えない貧困, 子ども虐待などを背景にした子どもへの支援システム作り—スクリーニングの可能性— (山野則子, 小倉康弘.石田まり,2021)
53	こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会「実証事業ガイドライン」(2023)		

³ 「共通」は複数の困難について、言及された文献をさす。

表 5-2 学術論文におけるエビデンスレベル

レベル		説明	
高	RCT	処置群と対照群への明確な無作為割り当てが予めデザインされ、処置群と対照群の比較可能性に関する広範な証拠が提供されている。処置群と対照群の差を調整するために統制変数を使用することがあるが、この調整は主要な結果に大きな影響を及ぼしてはならない。	
	準実験のシステムティックレビュー		
	準実験	RD/IV	処置における準ランダム性が利用され、処置群と対照群は処置のランダム割り当てへの暴露においてのみ異なると信ずることができる。これは、しばしば処置における操作変数または不連続性が使用されるが、その適切性は十分に実証され、擁護されるべき。
		DID/PSM	介入後の処置群のアウトカムと介入前の処置群のアウトカム、および反実仮想を提供するために用いられる比較群の比較（例：差分の差分）。処置群に類似していると主張される比較群の選択に正当な理由が与えられ、処置群と対照群の比較可能性について提示された証拠がある。
低	比較分析		
	統制未実施		

5.2 「基本連携データ項目」とその利用方法

「5.1 早期発見に必要なデータ項目の調査」の結果、抽出したデータ項目のうち、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目を基本連携データ項目として整理した。項目について「基準/閾値」を設けることにより、その基準に該当（閾値を超過）する場合、当該の子どもや家庭は、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられる。また、基本連携データ項目は、多くの地方公共団体が利用しやすい項目であるかという点を考慮し、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」⁴、「教育データ標準」⁵、「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」⁶に定義されているデータ項目を中心にしたほか、地方公共

⁴ https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/specification/

⁵ https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm

⁶ <https://www.applic.or.jp/jigyo/jigyo-2/ict-platform/standard-2022/>

団体へのヒアリング等も実施し、大多数の地方公共団体において保有されており、利用が可能であると考えられるデータ項目を選定した。

具体的な項目及びその利用方法は、「こどもデータ連携ガイドライン(素案)」を参照されたい。

5.3 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果

調査の結果、「基本連携データ項目として採用しなかったものの、公的機関が発行した手引き及び報告書や学術論文等の文献調査、有識者や地方公共団体へのヒアリング等の過程で検討を行ったデータ項目についても、下記の「図 5-1 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 1/12」～「図 5-12 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 12/12」に記載する。

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
こ と も	1	障害があるか。	<p>【虐待】 虐待に関するこどものリスク要因の一つに障害児が挙げられている。 手引き:厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(2013)</p> <p>【自殺】 思春期にASD(自閉症スペクトラム障害)またはID(知的障害)、またはそれらが重複していると、自殺リスクが高まるとされている。 論文:The Importance of Interviewing Adults on the Autism Spectrum About Their Depression and Suicidal Ideation Experiences(Bennet et al., 2016)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉_判定結果コード(身体障害者手帳情報) ・障害者福祉_判定理由(身体障害者手帳情報) ・障害者福祉_障害名(身体障害者手帳情報) ・障害者福祉_総合等級コード(身体障害者手帳情報) ・障害者福祉_精神疾患の有無(療育手帳情報) ・障害者福祉_発達障害の有無(療育手帳情報) ・障害者福祉_判定結果コード(療育手帳情報) ・障害者福祉_判定理由(療育手帳情報) ・障害者福祉_障害程度コード(療育手帳情報) ・障害者福祉_主たる精神障害(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_従たる精神障害(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_判定結果コード(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_判定理由(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_障害等級コード(精神障害者保健福祉手帳情報)
	2	精神疾患があるか。	<p>【自殺】 自殺企図や自殺未遂歴のある若者のうち80~90%が何らかの精神疾患の診断があるとされている。 論文:Epidemiology of youth suicide and suicidal behavior(Cash et al., 2009)</p> <p>また、自殺した若者の60%以上が死亡時にうつ病であるともいわれている。 論文:Age- and sex-related risk factors for adolescent suicide.(Brent et al., 1999) 論文:Psychiatric diagnosis in child and adolescent suicide.(Shaffer et al., 1996) 論文:Comorbidity of mental disorders in the post-mortem diagnosis of completed suicide in children and adolescents.(Shafii et al., 1988)</p> <p>重度のうつ病が自殺企図のリスクを5倍以上増加させるとされている。 論文:Psychiatric diagnoses as contemporaneous risk factors for suicide attempts among adolescents and young adults: developmental changes.(Goldstone et al., 2009)</p> <p>※ただし、精神障害を持つ若者だけが自殺のリスクがある訳ではないことに注意すべきであるとされている。 (例:自殺した若者の61%は診断を受けていない) 論文:Suicide in children and young people in England: a consecutive case series. (Rodway et al., 2016)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉_精神疾患の有無(療育手帳情報) ・障害者福祉_主たる精神障害(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_従たる精神障害(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_判定結果コード(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_判定理由(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_障害等級コード(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_自立支援医療(精神通院医療)の同時申請有無(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害者福祉_主たる精神障害コード(精神通院医療情報) ・障害者福祉_主たる精神障害(精神通院医療情報) ・障害者福祉_従たる精神障害コード(精神通院医療情報) ・障害者福祉_従たる精神障害(精神通院医療情報) <p>【地域情報プラットフォーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉情報_精神障害手帳 ・指導要録情報_入学時の障害の状態_障害の状態(小中学生) ・指導要録情報_入学時の障害の状態_障害の状態(高校生)

図 5-1 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 1/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
こども	3	身体が健康か。	<p>【虐待】 虐待の関連リスクに「健康健康（う歯・疾病）」が示されている。 論文：学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性：チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)</p> <p>【いじめ】 いじめのリスク因子である友人関係に影響を与える項目として「健康（う歯・疾病）」が示されている。 論文：学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性：チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)</p> <p>【貧困】 貧困が、こどもの身体的健康にマイナスの影響があると示されている。 論文：The effects of poverty on the mental, emotional, and behavioral health of children and youth: Implications for prevention (Yoshikawa et al., 2012)</p> <p>【ヤングケアラー】 世話をしている家族がいると回答した人は、健康状態が「よくない・あまりよくない」と回答する割合が、世話をしている家族がいない人よりも2倍前後高くなっており、健康状態に影響を与えていると考えられると記されている。 手引き：株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(2021)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_診察所見-判定(3~4か月児健診結果)(1歳6か月児健診結果)(3歳児健診結果)</p> <p>【地域情報プラットフォーム】 ・児童生徒健康診断票情報_健康診断一般(小中学生)</p>
	4	歯が健康か。	<p>【虐待】 虐待の関連リスクに「健康健康（う歯・疾病）」が示されている。 論文：学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性：チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)</p> <p>【いじめ】 いじめのリスク因子である友人関係に影響を与える項目として「健康（う歯・疾病）」が示されている。 論文：学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性：チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_う歯総数(1歳6か月児歯科健診結果)(3歳児歯科健診結果)</p> <p>【地域情報プラットフォーム】 ・児童生徒健康診断票情報_歯科検査_その他の疾病及び異常(小中学生)</p>
	5	適切な時期に接種していない予防接種があるか。	<p>【虐待】 理由なく予防接種を受けていないことはネグレクトでは良く見られることであり、今後のケアの上でも、予防接種状況を把握することは大切であるとの記載がある。 手引き：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(2013)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_接種種類コード ・健康管理_回数 ・健康管理_実施日 ・健康管理_ワケチン名</p>
	6	高校を中退しているか。	<p>【貧困・虐待】 中退の背景に経済的問題や虐待問題が隠れているケースが多いことが示されている。 手引き：内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究」報告書(2021)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】 ・指導要録情報_学籍に関する記録_異動状況(高校生)</p>

図 5-2 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 2/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
こども	7	<p>学力面の懸念があるか。 ※学力自体で判断するのではなく、変動等も含め学力面の懸念を総合的に確認する必要がある。</p>	<p>【貧困】 収入がこどものテストのスコアにかなり大きな影響を与えていると示されている。 論文: Do Child Tax Benefits Affect the Well-Being of Children? Evidence from Canadian Child Benefit Expansions(Milligan and Stabile et al.,2011) 収入とこどもの学力の間に観察された関連性について示されている。 論文:The effects of poverty on the mental, emotional, and behavioral health of children and youth: Implications for prevention (Yoshikawa et al., 2012) こどもの成績が「やや下のほう」と「下のほう」を足し合わせた割合は「中央値の2分の1未満」の世帯では52.0%となっている。 手引き:内閣府「子供の生活状況調査の分析 報告書」(2021) 【ヤングケアラー】 ヤングケアラーと急な成績の変動が相関があるという有識者の知見。 学校生活における悩みごとについても、世話をしている家族がいる場合には、「学校の成績のこと」といった悩みを抱えている割合が高くなっていると示されている。 手引き:株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(2021) ヤングケアラー気づきツールは、学校における、「成績不振」等などの状況がみられるこどもを対象として活用できると示されている。 手引き:有限責任監査法人トーマツ「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」(2023)</p>	<p>【地域情報プラットフォーム】 ・指導要録情報_指導に関する記録_各教科の学習の記録_評価情報 (小中学生) ・指導要録情報_指導に関する記録_特別の教科_道徳_評価 (小中学生) ・指導要録情報_外国語活動の記録_評価 (小中学生) ・指導要録情報_外国語活動の記録_学習活動の状況_評価 (小中学生) ・指導要録情報_総合的な学習の時間の記録_学習活動の状況_評価 (小中学生) ・指導要録情報_指導に関する記録1_各学科に共通する各教科_科目_科目_評価 (高校生) ・指導要録情報_指導に関する記録1_各学科に共通する各教科_科目_学校設定科目_学校設定科目_評価 (高校生) ・指導要録情報_指導に関する記録1_主として専門学科において開設される各教科_科目_科目_評価 (高校生) (高校生) ・指導要録情報_指導に関する記録1_主として専門学科において開設される各教科_科目_学校設定科目_学校設定科目_評価 (高校生) ・指導要録情報_指導に関する記録1_総合的な学習の時間の記録_評価 (高校生) ・指導要録情報_指導に関する記録1_総合的な探究の時間の記録_評価 (高校生)</p>
	8	<p>保育園を長期欠席しているか。</p>	<p>【虐待】 幼児期のこどもにとって、毎日の登園は子どもの発達・教育を保障し、日々の生活の質を向上させるとともに、安全を確認することができるかとされている。 手引き:厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のてびき(利用解説書改定版)」(2023)</p>	<p>※公立保育園であれば、各保育園の情報を取得することは可能であると想定される。また、今後保育園のデータ整備が進んでいくと考えられる。</p>

図 5-3 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 3/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
こども	9	早退が多いか。	<p>【虐待】 要対協の登録(虐待)に「遅刻・早退」が関連があることが示されている。 論文: 学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性: チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)</p> <p>【いじめ】 いじめのサインを発見するチェック項目として「遅刻・早退が増えた」という項目が示されている。 手引き: 文部科学省「いじめサイン発見シート」(2014)</p> <p>【不登校】 不登校(30日以上欠席)のみならず、早退の状況を把握することが望ましいと示されている。 手引き: 文部科学省「(別添2) 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(2019)</p> <p>【ヤングケアラー】 世話をしている家族がいると回答した人(ヤングケアラー)について、遅刻や早退を「たまにする・よくする」と回答する割合が、世話をしている家族がない人よりも3倍前後高いことが示されている。 手引き: 株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(2021)</p> <p>ヤングケアラーのアセスメント項目として、「こどもは遅刻や早退が多い」が挙げられている。 手引き: 有限責任監査法人トーマツ「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」(2023)</p>	※地域情報プラットフォームでは、「出欠の状況」の備考欄で記載となっているため、テキストファイルで情報は保管されていると考えられる。そのため、各学校より情報の取得自体は可能なものであると想定される。
	10	保健室への来室が多いか。	<p>【貧困】 表面的には見えにくい経済的な課題を抱えている可能性のあるこどものリスクに「保健室への来室」が示されている。 論文: 学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性: チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)</p> <p>【不登校】 不登校(30日以上欠席)のみならず、早退の状況を把握することが望ましいと示されている。 手引き: 文部科学省「(別添2) 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(2019)</p> <p>【ヤングケアラー】 「保健室で過ごすことが多い」という項目について、世話に費やす時間が7時間未満のこどもの回答割合が特に高いことが示されている。 手引き: 厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(2022)</p>	※情報自体を各学校が取得することは可能。

図 5-4 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 4/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
こども	11	友人関係が良好か、いじめを受けた経験があるか。	<p>【いじめ】 調査対象そのもの。</p> <p>【ヤングケアラー】 ヤングケアラー気づきツール（こども向け）での確認事項として、家族、友達、勉強、学校、将来、生活、お金等の広く困り感を確認するように示されている。 手引き:有限責任監査法人トーマツ「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」(2023)</p> <p>【虐待、ヤングケアラー】 友人関係については虐待やヤングケアラーと関連がある可能性が高いという有識者の知見。</p> <p>【自殺】 幼少期に受けたいじめの経験が、その後の自殺関連行動と関連するとされている。 論文:Childhood bullying behaviors as a risk for suicide attempts and completed suicides: a population-based birth cohort study. (Klomek et al., 2009)</p>	※文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」(2017)において、学校等の役割として、いじめ早期発見のための情報の収集・記録や、いじめが発生した場合の情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握が示されており、各学校において情報取得している可能性がある。
保護者・家族	12	保護者に精神疾患があるか。	<p>【虐待】 虐待死事例の中には、保護者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれていることが示されている。 手引き：こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）(2023)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉_障害種別精神(障害福祉サービス申請決定情報) ・障害者福祉_障害種別_精神(障害支援区分判定対象者情報) ・障害者福祉_主たる精神障害コード(精神通院医療情報) ・障害者福祉_自立支援医療（精神通院医療）の同時申請有無(精神障害者保健福祉手帳情報)

図 5-5 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 5/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
保護者・家族	13	保護者に知的障害があるか。	【虐待】 親が知的障害であることと虐待の関連が示されている。 論文: Predicting relapse of problematic child-rearing situations (Van der put et al, 2016)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・障害者福祉_障害種別知的(障害福祉サービス申請決定情報) ・障害者福祉_障害種別_知的(障害支援区分判定対象者情報)
	14	当該子どもの属する世帯が経済的に困窮しているか。	【虐待】 経済的な不安は子どもの身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトと関連していると示されている。 論文: The Temporal Impact of Economic Insecurity on Child Maltreatment: A Systematic Review (Aislinn Conrad-Hiebner et al., 2018) 虐待に関する養育環境のリスク要因として経済不安のある家庭が挙げられている。 手引き: 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(2013) 【貧困】 調査対象そのものである。 【ヤングケアラー】 ヤングケアラーの50%超が、世話をしていることで大学進学の際に何かしらの苦労があった、影響があったと回答しており、特に「学費等の制約や経済的な不安があった」という回答が多かったと示されている。 手引き: 株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(2021) 【不登校】 子どもの貧困や親の孤立を表す15~30%の層が(18歳未満のすべての子どもの中の割合)、不登校や暴力行為などさまざまな問題に移行する可能性があること示されている。 論文: 見えない貧困, 子ども虐待などを背景にした子どもへの支援システム作り—スクリーニングの可能性— (山野則子, 小倉康弘, 石田まり, 2021)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・児童扶養手当_認定年月日(受給者基本情報) ・就学援助_就学援助認定結果(就学援助_審査情報) ・就学援助_認定_開始年月日(就学援助_審査情報) ・就学援助_認定_終了年月日(就学援助_審査情報) ・児童扶養手当_所得額(個人判定情報) ・国民保険_財産情報(給与調査結果情報) ・生活保護_要保護者_氏名 ・生活保護_申請理由(申請世帯情報) ・生活保護_収入の有無(面接相談個人情報) ・生活保護_稼働能力の可否(検診情報) ・生活保護_雇用形態(決定個人情報) ・生活保護_ライフライン及び健康保険の滞納状況(面接相談個人情報) ・生活保護_学校給食費代理納付の有無(決定個人情報) ・子ども、子育て支援_施設等利用申請_優先利用事由 ・子ども、子育て支援_支給認定情報_公的給付支給 ・障害者福祉_自立支援医療(更生医療)の同時申請有無(身体障害者手帳情報) ・障害者福祉_自立支援医療(精神通院医療)の同時申請有無(精神障害者保健福祉手帳情報) ・障害福祉_本人ひとり親(国制度手当所得判定情報) ・学齢簿_就学援助有無
	15	保護者が雇用されているか。	【虐待】 雇用により、児童虐待のリスクを緩和したと示されている。 論文: The Temporal Impact of Economic Insecurity on Child Maltreatment: A Systematic Review (Aislinn Conrad-Hiebner et al., 2018)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・生活保護_収入の有無(面接相談個人情報) ・生活保護_稼働能力の可否(検診情報) ・生活保護_雇用形態(決定個人情報) ・子ども、子育て支援_施設等利用申請_優先利用事由

図 5-6 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 6/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
保護者・家族	16	当該こどもの属する世帯と行政が連絡を取れるか。	【虐待】 要対協(虐待)の登録と「家族との連絡」の関連が示されている。 論文: 学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性: チーム学校を機能させるツールとして(山野則子・石田まり・山下剛徳, 2020)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・生活保護_面会の有無(訪問予定実績情報)
	17	当該こどもの属する世帯の転出入が多いか。	【虐待】 虐待事例には引っ越しを繰り返すケースが多く、転出入歴は重要な項目であると記されている。 手引き: 内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究」報告書(2021)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・住民基本台帳_異動履歴 ・住民基本台帳_異動年月日(住民情報) ・住民基本台帳_異動区分(住民情報) ・住民基本台帳_記載の異動年月日(住民情報)
	18	当該こどもの属する世帯は大家族あるいは核家族か。	【産後うつ】 日本では産後うつ病の要因として大家族であることが示されている。 論文: Cross-National Differences in Psychosocial Factors of Perinatal Depression: A Systematic Review of India and Japan(Mizuki Takegata et al., 2017) 【ひきこもり】 ひきこもりの背景には、核家族等の伝統的な家族問題が含まれていることが記されている。 論文: Youth social withdrawal behavior (hikikomori): A systematic review of qualitative and quantitative studies(Tim MH Li et al, 2015)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_兄弟・姉妹の情報(出生時状況) ・住民基本台帳情報_続柄コード1(住民情報) ・住民基本台帳情報_続柄コード1続柄コード2(住民情報) ・住民基本台帳情報_続柄コード1続柄コード3(住民情報) ・住民基本台帳情報_続柄コード1続柄コード4(住民情報)

図 5-7 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 7/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
保護者・家族	19	当該こどもの属する世帯はひとり親であるか。	【貧困】 ひとり親家庭等の家庭事情等が「経済的な貧困」と強い相関があると記されている。 手引き:内閣府「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた調査研究」報告書(2021)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・児童扶養手当_父の状況について ・児童扶養手当_母の状況について ・児童扶養手当_本人該当区分_寡婦・ひとり親 ・障害福祉_本人ひとり親(国制度手当所得判定情報) ・児童手当_本人該当区分_寡婦・ひとり親(個人住民税_住民税情報) ・子ども、子育て支援_ひとり親世帯該当_支給認定情報(認定申請) ・子ども、子育て支援_施設等利用申請_優先利用事由 【地域情報プラットフォーム】 ひとり親医療_ひとり親医療情報_識別番号
	20	当該こどもが家族との死別を経験しているか。	【ひきこもり】 ひきこもりの社会的要因として、家族との死別が挙げられている。 論文:Youth social withdrawal behavior (hikikomori): A systematic review of qualitative and quantitative studies(Tim MH Li et al, 2015)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・児童扶養手当_父の状況について ・児童扶養手当_母の状況について
	21	当該こどもと同一世帯の者が要介護認定を受けているか。	【ヤングケアラー】 ヤングケアラー気づきツールにおいて、ヤングケアラーに気づくための項目として、「障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている(服薬管理やその他の身体介護も含む)」、「障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている(日常的な要望への対応など)」等の記載がある。 手引き:有限責任監査法人トーマツ「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」(2023)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・介護保険_宛名番号(介護保険世帯情報) ・介護保険_世帯番号(介護保険世帯情報) ・介護保険_続柄コード1~4(介護保険世帯情報) ・介護保険_要介護認定状況コード(介護保険世帯情報) ・介護保険_要介護認定日(介護保険世帯情報)

図 5-8 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 8/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
保護者・家族	22	当該こどもの属する世帯が利用可能な行政サービスを未申請であるか。	<p>【虐待】 児童手当・児童扶養手当（ひとり親）・特別児童扶養手当（障害児）・障害児福祉手当（重度障害児）特別障害者手当（重度障害者）などの手当や年金の申請が経済的安定につながると示されている。 手引き：厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のでびき（利用解説書改定版）」(2023)</p> <p>※経済的な不安はこどもの身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトと関連していると示されていることから、虐待に関連する情報としている。 論文：The Temporal Impact of Economic Insecurity on Child Maltreatment: A Systematic Review(Aislinn Conrad-Hiebner et al.,2018)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】 ・住民基本台帳_資格区分(住民情報) ・住民基本台帳_児童手当受給開始年月(住民情報)</p>
	23	保護者がストレスを感じているか。	<p>【虐待】 虐待は、①孤立、②生活ストレス、③親の被虐待体験、④育てにくい子どもの要因、以上の4つの要因が揃ったときに発生すると示されている。 手引き：厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のでびき（利用解説書改定版）」(2023)</p> <p>【貧困】 家族の社会的地位は、生活上のストレス要因と相関していることが示されている。 論文：The effects of poverty on the mental, emotional, and behavioral health of children and youth: Implications for prevention (Yoshikawa et al., 2012)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_することがたくさんあって大変だった(産婦健康管理)(母子保健_訪問結果情報) ・健康管理_最近の心身の調子(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート)</p>
	24	母親が支援を要する妊婦であるか。	<p>【虐待】 虐待に関する保護者のリスク要因として望まぬ妊娠が挙げられている。 手引き：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(2013)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_ハイリスク(妊娠届出情報)</p>

図 5-9 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 9/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
保護者・家族	25	保護者がこどもの育てにくさを感じているか。	【虐待】 虐待は、①孤立、②生活ストレス、③親の被虐待体験、④育てにくい子どもの要因、以上の4つの要因が揃ったときに発生すると示されている。 手引き：厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のてびき（利用解説書改定版）」(2023)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_赤ちゃんへの気持ち評価点数(産婦健診結果) ・健康管理_育てにくさを感じているか(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) ・健康管理_しつけのし過ぎ(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) 健康管理_感情的に叩いた(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート)
	26	母子健康手帳が未交付であるか。	【虐待】 子ども虐待による死亡事例等の検証において、日齢0日児の事例では母子健康手帳の未交付の事例が見られる。 手引き：厚生労働省「「健やか親子21（第2次）」について 検討会報告書（概要）」(2014)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_母子健康手帳交付日(母子健康手帳交付情報)
	27	母親が若年での出産か。	【虐待】 親の年齢が若年であることと虐待の関連が示されている。 論文：Development of a prediction model for child maltreatment recurrence in Japan(Horikawaら,2016)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・健康管理_ハイリスク(妊娠届出情報) ・健康管理_届出者氏名(妊娠届出情報) ・健康管理_届出年月日(妊娠届出情報) ・住民基本台帳_生年月日(住民情報)

図 5-10 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 10/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
保護者・家族	28	母親の家族関係や友人関係が良好か。	<p>【産後うつ】</p> <p>日本での産後うつ病の要因として実の両親との関係、他の親戚や義理の両親についての懸念が示されている。 論文:Cross-National Differences in Psychosocial Factors of Perinatal Depression: A Systematic Review of India and Japan(Mizuki Takegata et al., 2017)</p> <p>日本では産後うつ病の要因として母親の友人との社会的関係についての懸念が示されている。 論文:Cross-National Differences in Psychosocial Factors of Perinatal Depression: A Systematic Review of India and Japan(Mizuki Takegata.,2017)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理_夫には何でもうち明けることができますか(産後健康管理) ・健康管理_お母さんには何でもうち明けることができますか(産後健康管理) ・健康管理_日常の育児の相談相手(夫婦で相談)(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) ・健康管理_日常の育児の相談相手(祖父で相談)(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) ・健康管理_現在何か心配なことはあるか(配偶者/パートナーとの関係)(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) ・健康管理_現在何か心配なことはあるか(父母/義父母との関係)(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート)
	29	保護者に同居家族以外の相談相手がいるか。	<p>【虐待】</p> <p>虐待は、①孤立、②生活ストレス、③親の被虐待体験、④育てにくい子どもの要因、以上の4つの要因が揃ったときに発生すると示されている。 手引き:厚生労働省「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート活用のでき(利用解説書改定版)」(2023)</p> <p>「こどもを見守る人が近隣にいないこと」が虐待と関連があることが示されている。 論文:Development of a prediction model for child maltreatment recurrence in Japan(Horikawara,2016)</p> <p>【不登校】</p> <p>こどもの貧困や親の孤立を表す15~30%の層が(18歳未満のすべてのこどもの中の割合)、不登校や暴力行為などさまざまな問題に移行する可能性があると示されている。 論文:見えない貧困、子ども虐待などを背景にした子どもへの支援システム作り—スクリーニングの可能性—(山野則子,小倉康弘・石田まり, 2021)</p>	<p>【地方公共団体の基幹業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理_日常の育児の相談相手(友人)(3~4か月児健診アンケート) ・健康管理_現在何か心配なことはあるか(育児仲間とのこと)(3~4か月児健診アンケート) ・健康管理_夫には何でもうち明けることができますか(産後健康管理) ・健康管理_お母さんには何でもうち明けることができますか(産後健康管理) ・健康管理_日常の育児の相談相手(夫婦で相談)(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) ・健康管理_日常の育児の相談相手(祖父で相談)(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート)

図 5-11 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 11/12

5 早期発見に必要なデータ項目の整理

紐付	No	情報	出典	データ項目例
保護者・家族	30	当該こどもの属する世帯において体罰があるか。	【虐待】 体罰と虐待の関連が示されている。 論文:predicting relapse of probematic child-rearing situations(Van der put et al,2016)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・(出来事)しつけのし過ぎ(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) ・(出来事)家に残して外出(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) ・(出来事)感情的に叩いた(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) ・(出来事)長時間食事を与えなかった(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート) (出来事)感情的な言葉で怒鳴った(3~4か月児健診アンケート)(1歳6か月児健診アンケート)(3歳児健診アンケート)
	31	当該こどもの属する世帯において家庭内暴力があるか。	【虐待】 家庭内葛藤とDVがあることと虐待の関連が示されている。 論文:predicting relapse of probematic child-rearing situations(Van der put et al,2016) 家庭内暴力をこどもに見せることは心理的な虐待そのものであるとされている。 手引き:厚生労働省「児童虐待の定義と現状」 【産後うつ】 家庭内暴力を受けた者は受けてない者と比べ、産後うつ発症率が1.6 ~7.1倍高かったこととされている。 論文:Depression and Domestic Violence Experiences Among Asian Women: A Systematic Review(Pallavi Koirala et al., 2022)	【地方公共団体の基幹業務システム】 ・住民基本台帳_支援措置対象者 ・生活保護_DV情報の登録状況(決定個人情報) ・健康管理_父親情報(出生時状況) ・子ども、子育て支援_保育必要性の事由1(支給認定情報(認定申請)) ・子ども、子育て支援_保育必要性の事由2(支給認定情報(認定申請)) ・子ども、子育て支援_施設等利用申請_優先利用事由

図 5-12 基本連携データ項目以外のデータ項目に関する調査結果一覧 12/12

5.4 早期発見に必要なデータ項目の整理における課題と示唆

本業務によって、こどもや家庭が抱える困難との関連性が高いデータ項目の抽出を行った一方で、今後、検討していくべき課題も見られた。

①データの有効性評価方法の検討、②データ項目を利用した判定方法の具体化、③データ利用に関するアカウントリテリシティの確保の必要性の3点の課題及びそれに対する示唆を示す。

① データの有効性評価方法の検討について

データの有効性評価方法について、一律の基準を示していく必要がある。基本連携データ項目を含め、困難を抱えているこどもを発見するにあたって重要性が高いデータ項目は実証等でその有効性を確認していく必要があるが、実証事業においては地方公共団体毎に有効性の評価指標が統一されていないため、同様のデータ項目を利用していたとしても有効性の検証が困難であった。今後は、有効性評価方法を定義し、各データ項目について一律の基準に基づいた評価を行ったうえで、こどもヘプッシュ型・アウトリーチ型の支援を実施するために必要なデータ項目を地方公共団体へ示していく必要がある。

- ② データ項目を利用した判定方法の具体化
データ項目を利用する際にどのように判定を実施すべきか具体化していく必要がある。地方公共団体がデータ項目を利用する際に、どのようにデータを利用すべきかのユースケースを示していくことで、判定の際の基準値/閾値の検討や支援実施時の優先順位付けの判断に資する材料となると考えられる。今後、実証等の結果を踏まえて、判定方法を具体化していく必要がある。

- ③ データ利用に関するアカウントビリティの確保
データ利用に際してのアカウントビリティの確保を行っていく必要がある。基本連携データ項目を含めて、こどもデータ連携の取組において重要性が高いと考えられる項目は機微性が高く、取り扱いを慎重に行うべき項目が多い。そのため、データ項目を利用するにあたっては適切に説明責任を果たせるような運用を行うことが求められる。こどもデータ連携の取組について透明性をもって社会に周知していくこと、定期的に個人情報保護やプライバシーの観点から取組が適切に行われているかを監査する仕組みを導入すること、客観的に基準を説明し得るような一律のデータ有効性評価を設定し、その結果に基づいて利用するデータの見直しを行う PDCA サイクルの仕組みを構築すること等、アカウントビリティ確保のための実施事項を整理し、地方公共団体へ示していく必要がある。

6 支援への接続に関する調査

6.1 調査の背景・目的

こどもに関連するデータを横断的に連携し、適切にデータを管理しつつ、活用することにより、困難な状況にあるこどもの早期発見を促し、適切な支援を届けるための仕組みを構築するためには、データ連携で支援が必要なこどもの絞り込みを実施した結果、支援が必要なこどもやその家庭を発見した際の支援機関への接続方法を考察する必要がある。

上記の背景を踏まえ、データ連携による絞り込みの結果に基づき支援機関への接続を行うことを念頭に、全国の地方公共団体が、教育機関、医療機関、NPO 等民間団体等、多様な機関と連携を行い、支援を必要とするこどもを発見し、発見したこどもに確実に支援を届けるための支援機関の業務や留意が必要な事項を整理することを目的とし、本業務を実施した。

具体的には、地方公共団体や NPO 等民間団体等へヒアリング調査を実施し、データ連携による支援対象者の絞り込みから支援につなぐまでの業務の流れ、体制、留意点等を整理した。加えて、ヒアリングを実施する中で共通して見られた課題についても整理を行い、今後の示唆についても取りまとめを行った。

6.2 調査の手法

本業務では、地方公共団体及び NPO 等民間団体等に対してヒアリングを実施した。主なヒアリング観点は以下 3 点となる。

- ① データ項目の支援現場への共有について
- ② データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について
- ③ 地方公共団体による NPO 等民間団体からの情報の取得について

①、②はデータ連携による絞り込みの結果に基づき支援機関への接続を行うことを念頭に、支援対象者へ実際にアウトリーチする担当である地方公共団体内部の部局及び外部の機関へ情報をいつ、どのような方法で共有することが望ましいのかを整理するためにヒアリングを実施した。

③については、地方公共団体が支援業務の一連の流れの中で NPO 等民間団体から有用な情報を取得可能であるのかを調査するためにヒアリングを実施した。NPO 等民間団体における業務フローや地方公共団体との連携のタイミング、頻度、生じている課題、地方公共団体への要望等を整理し、NPO 等民間団体側の視点に立って、支援の一連の流れを捉え、地方公共団体の支援業務をより効果的に実施するための示唆を得ることを目的とし、ヒアリングを実施した。

具体的には、支援業務の流れを踏まえて、「表 6-1 支援実施に関するヒアリング論点」に記載した内容についてヒアリングを行った。

表 6-1 支援実施に関するヒアリング論点

業務プロセス	論点
こどものリスクの検知	システムや人の目による支援等の必要性の確認等で支援が必要なこどもを検知する方法、体制、課題等。
支援方針の決定	支援が必要なこどもの状況を把握するための情報の調査方法、課題、留意点等。
	支援が必要なこどもを検知した後に、支援対象者の絞り込みやアセスメントを行う方法、体制、課題等。

業務プロセス	論点
	具体的な支援の対応方針を決定するための意思決定の方法、体制、インプット情報、課題等。
支援機関への接続・情報共有	決定した支援方針に基づき、他の機関と連携を行う際の方法、課題等。
	支援に関わる機関間で情報を連携する際の業務の流れ、ステークホルダ、課題等。
	支援に関わる機関間で連携している情報と連携の方法、課題、運用上の工夫等。
見守り・支援	支援に関わる機関が支援を実施する際のユースケース、業務フロー、体制、課題等。
	支援に関わる機関が支援で活用する情報、課題、運用上の工夫、取り扱い規則等。
	支援に関わる機関が情報を管理する方法、保存形式、管理規則等。
フォローアップ	支援に関わる機関が支援の進捗、結果を地方公共団体へ連携する業務フロー、体制、方法等。
	支援に関わる機関が支援の進捗、結果を踏まえて、支援方針を再決定するフロー、体制、課題等。
評価	一連の支援を実施した結果を踏まえて、支援の評価を行う方法等。

6.3 調査の対象

調査の目的やヒアリング論点を踏まえて、「表 6-2 調査対象の団体一覧」に記載する地方公共団体、有識者及び NPO 等民間団体へヒアリング調査を実施した。

表 6-2 調査対象の団体一覧

No.	対象団体	特徴及びヒアリングの観点
1	戸田市	戸田市は、教育機関が主体となり、他の機関との連携体制を構築し、こども支援を推進している点に特徴がある。教育機関を中心とした支援という観点でヒアリング調査を実施した。
2	延岡市	延岡市は幅広い機関と連携を行っており、かつ、あらかじめ困難の類型毎に接続先の候補となる支援機関を整理している点に特徴がある。こどもが抱える複数の困難を様々な支援の現場と連携し、総合的に支援する取組の標準的なフローや課題等を整理するという観点でヒアリング調査を実施した。
3	佐渡市	佐渡市は子ども若者相談センターが中心となり、医療機関や NPO 等民間団体を含めた幅広い機関との情報連携を行い、支援・保護を実施している点に特徴がある。幅広い機関との連携についての課題や事例を示すという観点でヒアリング調査を実施した。
4	兵庫県	兵庫県は妊婦や乳幼児期という早期の段階から医療機関が把握している重要な情報を利用して支援を届けるという点に特徴がある。医療機関の持つ情報を地方公共団体とどのように連携し、支援を実施しているのかという観点でヒアリング調査を実施した。
5	西宮市	西宮市は要保護児童対策協議会を設置し、幅広い機関との連携を行っていることに加え、支援を要するこどもや家庭の早期発見のため、首長部局内や幅広い関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うための工夫を行っている点に特徴がある。さらに、全てのこどもに関する情報を一元化する「子ども・子育て支援総合システム」を構築し、関係機関間で効率的かつ効果的な管理・運営を実施している。 児童虐待の早期発見や支援を効果的に実施するための留意点や課題等を示すという観点でヒアリング調査を実施した。
6	尼崎市	尼崎市はこどもに関する幅広いデータを一元化し、福祉部局を中心とした総合的な早期支援を目指す点に特徴がある。広範なデータの統合とそれを利用した総合的な支援における事例や課題という観点でヒアリング調査を実施した。
7	認定 NPO 法人 Learning for All	Learning for All は幅広い地方公共団体や NPO 等民間団体と連携し、「地域協働型子ども包括支援」を実施している点に特徴がある。NPO 等民間団体が支援を届ける際の体制、業務フロー、活用する情報、課題、工夫等を整理するという観点でヒアリング調査を実施した。
8	大阪公立大学 山野則子教授	大阪公立大学山野研究室の取組は、スクリーニング手法や複数の支援機関を巻き込んだ標準的なフローを整理し、教育現場のこどもに関する課題解決を目指すといった特徴がある。複数の支援機関が協働した効果的なスクリーニングの方法及び支援の方法を整理するという観点でヒアリング調査を実施した。
9	松戸市	松戸市は、保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施している。先進的に地方公共団体と複数の保育所同士の連携を実施しているという特徴を有するため、地方公共団体と保育所、保育所同士の情報連携を円滑に実施するための工夫や連携にあたっての課題等を示すという観点からヒアリングを実施した。
10	認定 NPO 法人 全国	むすびえは、全国のこども食堂がこどもへの支援をより円滑に進めることができるように、こども食堂への助言やこども食堂同士のネットワーク構築の促進等を

No.	対象団体	特徴及びヒアリングの観点
	こども食堂 支援センター・むすびえ	実施しているといった特徴がある。こども食堂の運営状況や他の支援組織との情報連携の可能性を検討するという観点でヒアリング調査を実施した。

6.4 調査の総括

6.4.1 標準的な支援体制

地方公共団体及び NPO 等民間団体等がこどもへの支援を行う体制について「図 6-1 標準的な支援体制」の通り整理した。ただし、体制についてはあくまでも例示であり、地方公共団体の政策目的や支援の方法に応じて関わる組織や組織間の関係の在り方は異なる点に留意されたい。

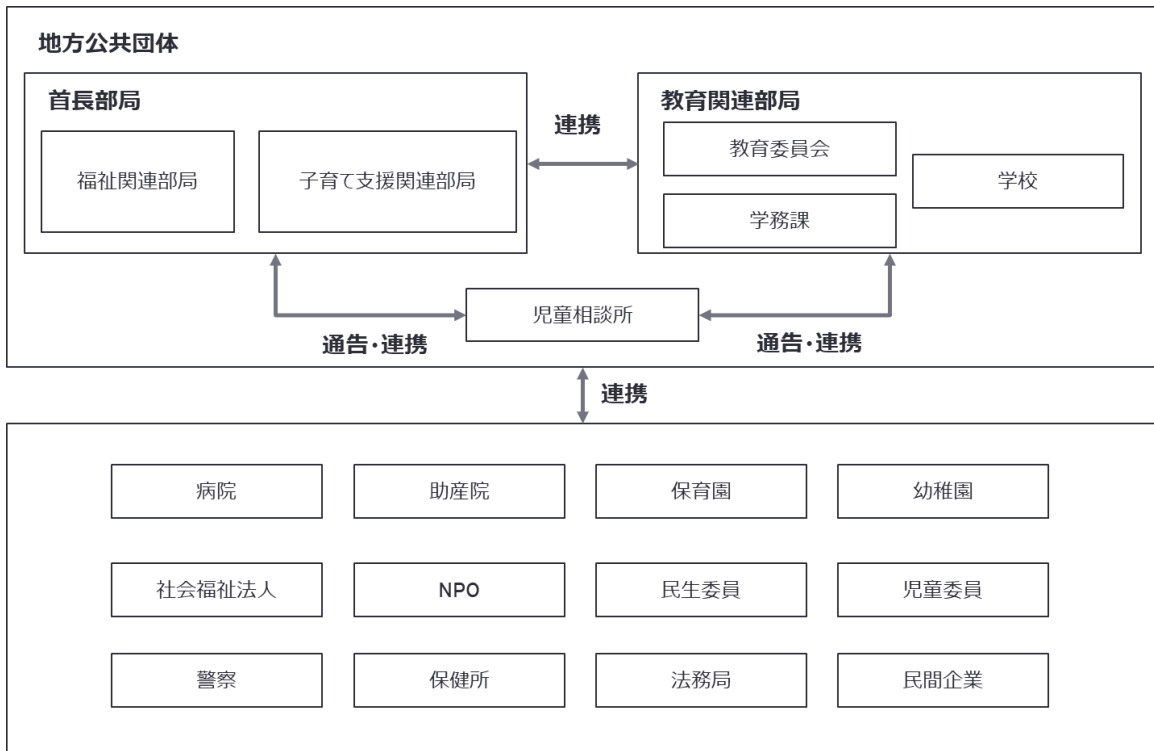


図 6-1 標準的な支援体制

6.4.2 標準的な業務の流れ

地方公共団体及び NPO 等民間団体が支援を実施する際の標準的な業務の流れは地方公共団体や NPO 等民間団体の支援への考え方や地域の状況に応じて異なることや、同一の部局が総括管理主体と活用主体を兼ねるケースも考えられることに留意されたい。各団体の具体的な業務の流れについては、「6.5 ヒアリング結果」で後述する。

また、本業務は、支援を必要とするこどもに確実に支援を届けるために留意が必要な事項を整理することを目的としていることから、支援を届けるために留意すべき業務上のポイントについて「表 6-3 調査を踏まえた業務上のポイント」に整理した。

表 6-3 調査を踏まえた業務上のポイント

情報連携のパターン		調査を踏まえた業務上のポイント
①	NPO 等民間団体が検知したリスクのあるこどもの情報を地方公共団体へ連携	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、業務委託や協定を結んでおらず、自主事業を運営している NPO 等民間団体に対して情報連携を求めることは難しい場合も多い。そのため、地方公共団体が NPO 等民間団体へ定期的に訪問する等して、日頃から信頼関係を築き、民間団体の現場で発見されたリスクのあることについて、地方公共団体自らが積極的に民間団体から情報を収集し、相談を受けることができる体制を構築しておくことが重要である。
②	活用主体（支援現場）が検知したリスクのあるこどもの情報を総括管理主体へ連携	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部局と教育部局等、活用主体と総括管理主体が別の部局である場合には円滑な情報連携が実施できない場合がある。これらの課題に対しては、こどもに関する教育、福祉等のデータ等を統合し、管理するシステムを構築すること、定期的に部局をまたいだ情報連携の場を設定すること等、部局をまたいだ情報共有の仕組みを構築することが重要である。
③	支援方針の決定において、総括管理主体、活用主体（支援現場）、NPO 等民間団体間で情報を連携	<ul style="list-style-type: none"> 複数の支援機関が、こどもの家庭環境、学校での様子、地域での様子等の自組織からは見えにくい客観的なデータを含めた情報を認識、共有したうえで、お互いの業務範囲での支援の限界を知り、お互いの視点を取り入れて支援方針を検討していくことが重要となる。
④	見守り・支援、フォローアップ等において、総括管理主体と活用主体（支援現場）間で情報を連携	<ul style="list-style-type: none"> 見守り・支援を実施する際には支援方針に基づき、支援計画を立てておき、支援計画で立てた目標に対してどの程度進捗しているかを記録したうえで、定期的に支援現場間で情報を共有・確認し、必要に応じて支援方針の再検討を実施することが重要である。
⑤	見守り・支援、フォローアップ等において、活用主体（支援現場）と NPO 等民間団体間で情報を連携	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が NPO 等民間団体との連携を実施する場合、NPO 等民間団体が適切に個人情報を取扱うことができるかという観点で確認を行う必要がある。連携先の NPO 等民間団体と委託契約にある場合には契約時に個人情報の取扱いについて取り決めを行い、定期的に、適切な業務が遂行されているかを確かめる必要がある。一方、自主事業で支援を行っている NPO 等民間団体との連携に際しては地方公共団体から情報提供する場合に、個人情報に関する説明を行う等、丁寧な対応が必要となる。 地方公共団体が支援機関にデータを連携する際には、管理している情報を全て連携するのではなく、支援に必要な情報を適切に検討したうえで、最小限の情報を連携することが重要である。

6.4.3 支援で活用されているデータ項目例

本業務で得られた内容を基に、「支援方針の決定」、「支援機関への接続・情報共有」、「見守り・支援」、「フォローアップ」等の業務の中で実際に利用されているデータ項目の例を「表 6-4 支援への接続で利用されているデータ項目例」に整理した。ただし、データ項目についてはあくまでも例示であり、地方公共団体の政策目的や支援の方法に応じて利用すべきデータが異なることに留意されたい。

表 6-4 支援への接続で利用されているデータ項目例

No.	活用するデータの 類型	活用するデータ項目例
1	基本的な情報	氏名
2	基本的な情報	住所
3	基本的な情報	性別
4	基本的な情報	生年月日
5	基本的な情報	家族構成
6	基本的な情報	家族の基本的な情報
7	基本的な情報	相談内容
8	基本的な情報	要対協への登録情報
9	健康に関する情報	障害情報
10	健康に関する情報	身長
11	健康に関する情報	体重
12	健康に関する情報	予防接種
13	健康に関する情報	う歯
14	健康に関する情報	アレルギー
15	健康に関する情報	服薬
16	健康に関する情報	保健師の訪問情報
17	健康に関する情報	外傷の有無
18	健康に関する情報	自殺未遂
19	学校に関する情報	学校名
20	学校に関する情報	クラス
21	学校に関する情報	出席状況
22	学校に関する情報	成績

No.	活用するデータの 類型	活用するデータ項目例
23	学校に関する情報	非認知能力
24	学校に関する情報	保健室利用状況
25	学校に関する情報	いじめの記録
26	学校に関する情報	不登校の記録
27	学校に関する情報	スクールソーシャルワーカー相談記録
28	学校に関する情報	スクールカウンセラー相談記録
29	学校に関する情報	保育園・幼稚園の情報
30	経済に関する情報	生活保護の利用有無
31	経済に関する情報	児童扶養手当の利用有無
32	経済に関する情報	児童手当の利用有無
33	経済に関する情報	医療助成の利用有無
34	経済に関する情報	就園奨励助成金の利用有無
35	経済に関する情報	就学奨励金の利用有無
36	経済に関する情報	奨学金 の利用有無
37	その他の情報	本人の特性、性格等
38	その他の情報	問題行動の有無
39	その他の情報	非行の有無

6.4.4 参考となる取組、工夫等

支援実施において、参考となる取組や工夫等について、「表 6-5 参考となる取組、工夫等」に記載する。詳細については、各ヒアリング結果を参照されたい。

表 6-5 参考となる取組、工夫等

業務の流れ		取組、工夫等
1	こどものリスクの検知	<ul style="list-style-type: none"> • 実際に問題が発生してから対処するのではなく、システムを構築し、リスクが顕在化しそうなこどもの兆候を分析することで、こどもへの早期支援を行っている地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.6 尼崎市」を参照されたい。 医療機関で検知されたリスクを地方公共団体へ連携するためのシステムを構築している地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.5 兵庫県」を参照されたい。 • 相談窓口に公認心理師や社会福祉士等の専門職を配置し、電話や面接等により、保護者やこどもの悩みを聞き、リスクの少ない段階から解決につながるよう工夫している地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.6 尼崎市」を参照されたい。 • 学校現場における問題に関して、担当者の主観に基づきリスクの検知を行うのではなく、すべてのこどもを対象として、問題の未然防止のために、客観的なデータに基づいて、潜在的に支援の必要なこどもや家庭を識別している地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授」を参照されたい。

	業務の流れ	取組、工夫等
2	支援方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> • 支援方針を検討する際に、必要な情報を円滑に取得するためにこどもに関する情報を一つのシステムに統合し、運用している地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.6 尼崎市」を参照されたい。 • 支援方針を決定する際に、関係者間での支援要否の認識のずれを是正することを目的とし、複数の支援機関を招集して支援を実施している地方公共団体が存在する。さらにこの団体においては、適切な支援の選択肢を把握するために地域資源マップも作成している。詳細は「6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授」を参照されたい。 • 複数の支援機関が連携して支援方針を検討する際に、こどもやその家庭の個人情報及びプライバシーを守るため、個人の特定につながる情報や機微な情報を会議の場には出さずに支援方針を検討している地方公共団体が存在する。さらに、この団体では、会議の度に守秘義務や個人情報の適正な取扱いについて確認・啓発を行いつつ、参加者の情報の持ち帰りを禁止するといった工夫も行っている。詳細は「6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授」を参照されたい。 • 支援方針を検討する際には、誰が、いつ、何をするのか、具体的なアクションまで検討することができるようにスクールソーシャルワーカー等、現場や地域資源の知見がある担当者がリードを行うことで、より効果的な支援策の検討を行っている地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授」を参照されたい。
3	支援機関への接続・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> • 支援対象者やその家庭の支援に必要なデータ利用について、本人同意の取得や、NPO 等民間団体との契約時に個人情報の取扱いについて取り決めを行い、適切な業務が遂行されているかを定期的に確認している地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.4 特定非営利活動法人 Learning for All」を参照されたい。 • こどもや家庭への情報提供を行うだけでなく、こどもと信頼関係を構築しているワーカーや教員等が支援現場に同行し、こどもや家庭の不安感を払しょくする工夫を行っている地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.7 西宮市」を参照されたい。 • 支援現場となる地域資源に自然な形でこどもを接続できるように、教員がこどもを誘って地域資源の利用を促す工夫を行っている地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授」を参照されたい。

業務の流れ		取組、工夫等
4	見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の子どもや家庭との信頼関係を継続的に築くことに留意し、子どもへアプローチする際には身近な機関が行う業務の中で面談を実施する等、自然なアプローチを実施する等の工夫を行っている地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授」を参照されたい。
5	フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> 支援方針に基づき、支援計画、支援目標を検討し、その目標に対しての進捗を定期的に確認しつつ、必要に応じて支援方針の再検討を実施するという継続的な支援のプロセスを実施している地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.5 兵庫県」を参照されたい。
6	評価	<ul style="list-style-type: none"> 支援の方法が適切で有効なものであるのか、客観的な評価や助言を得るため、医師、大学教授、弁護士等の様々な分野の専門家から組成される第三者機関を設置している地方公共団体が存在する。詳細は「6.5.5 兵庫県」を参照されたい。 支援の効果を測るためにデータ分析やアンケート結果等から定量的、定性的に検証を行っている NPO 等民間団体が存在する。詳細は「6.5.4 特定非営利活動法人 Learning for All」を参照されたい。

6.4.5 支援の接続における課題と示唆

各団体より共通して課題として挙げられた事項を整理した。今後、子どもデータ連携の取組を実施していく中で検討が必要な事項となるため、参照されたい。

① 教育と福祉の壁

子どもの困難に対応していくためには、子どもが主に生活を送る学校と家庭の双方の状況を踏まえ、たうえでそれぞれの環境から支援を実施していく必要がある。

現状では、学校における困難に対しては教育部局を中心に支援を実施し、家庭における困難に対しては首長部局の福祉担当課や子育て関連担当課が中心となり支援を実施しているが、相互の情報の共有や協働した支援方針の検討が充分ではない状況である。

そのため、各部局間での子どものリスクに対する認識に齟齬が生じること、情報連携ができないことで提供できる支援の選択肢が少なくなること、複合的な困難を抱える子どもに対して学校と地方公共団体の双方からアプローチが必要にも関わらず、個別対応となっていること等の課題がある。

これらの課題に対しては、「6.5.6 尼崎市」に記載した取組のように、子どもに関する教育、福祉等のデータ等を統合し、管理するシステムを構築することや、支援の必要性や支援方針の検討を行う際に、共通の情報を把握したうえで、お互いの業務機能の限界を知り、お互いの視点を取り入れて支援方針の検討を行うことが重要である。

② 情報共有の非効率さ

子どもの困難に対応していくためには、迅速に必要な情報を取得し、緊急度に応じた適切な支

援を実施していく必要がある。

現状では、「基本情報」、「健康情報」、「校務情報」、「経済情報」等のこどもの支援に必要な情報が各関連部局、機関で独自に管理されており、円滑にこどもの状況を把握するための調査が行えない状況である。加えて、学校や NPO 等民間団体では標準的な仕様に基づいて構造化、データ化された状態で情報を保存している例は少なく、調査を行う際には紙媒体での確認や電話でのやり取りを要する。

そのため、こどもの状況を把握し、支援要否を判断するまでに時間を要することとなり、結果として明確に支援が必要であるこどもへの調査や支援が優先されてしまうことで、本来支援が必要にも関わらず、支援が行き届かない例が発生する懸念がある。

これらの課題に対しては、①と同様に、こどもに関する教育、福祉等のデータ等を統合し、管理するシステムを構築することや、支援の必要性や支援方針の検討を行う際に、共通の情報を把握したうえで、お互いの業務範囲での支援の限界を知り、お互いの視点を取り入れて支援方針の検討を行うことが重要である。

③ 地方公共団体間での情報連携不足

こどもが抱えている困難を解消するためには、中長期にわたる継続的な支援が必要である。

現状では、転居や進学等に際して支援対象者の居住地や、所属する教育機関の属する地方公共団体に変更になった場合の情報の引継ぎが充分ではなく、引継ぎ先の地方公共団体が支援対象者の抱えるリスクを迅速に把握することが難しい状況である。

これらの課題に対しては、「要保護児童等情報共有システム」の利活用も考えられるが、今後も検討が必要な事項と考えられる。

④ 地方公共団体、NPO 等民間団体の提供するサービスの認知不足

こどもが抱えている困難を円滑に解消するためには、支援対象者のこどもにとって最善の支援を実施していく必要がある。

現状では地方公共団体がどのような行政サービスを提供しているか、地域にはどのような NPO 等民間団体が存在しているのかを支援対象者や支援現場が認知していない場合も多い。

そのため、支援方針の検討や、支援の提案において、具体的な支援の選択肢が少なくなっている状況である。

この課題を解決するためには、幅広い選択肢の中から最善な支援を届けるため、地方公共団体にはどのような行政サービスがあるのか、地域にはどのような支援団体があるのかを整理しておくことが必要である。「6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授」にて記載した取組のように、地域資源の利活用を促進するため、地域資源マップを作成・配布することや、地域資源に知見がある担当者がリードしながら支援を行うこと等、日頃から地域で活用可能な支援資源を整理し、可視化しておく等の対応を実施することが重要である。

⑤ NPO 等民間団体における情報管理体制

こどもが抱えている困難を早期に発見し、円滑に支援するためには、地域コミュニティからの情報も重要な要素となり、積極的に活用していく必要がある。

現状では、保育園、幼稚園、学校、医療機関、NPO 等民間団体は、地方公共団体へ情報を連携することを前提として情報を管理しているわけではないため、各団体が独自の規則に基づき、紙媒体や独自のシステム等で情報を管理している。

また、こどもの支援に活用する情報は機微な情報を含むが、NPO 等民間団体はそれぞれの機関の専門職やボランティア等で運営がなされているため、情報管理に際して法的、技術的な知見を持つ者が必ずしも配置されているわけではない。

一方、NPO 等民間団体に対して、強固なセキュリティを有するシステムの構築や、技術的、法

的な専門的な知見を持つ者の配置等を求めることは難しいという側面もある。また、例えば、個人情報情報の管理について、あまりに厳格な基準を設定すると、小規模な NPO 等民間団体では対応しきれなくなってしまうという懸念もある。

地方公共団体が NPO 等民間団体に業務を委託する場合等において、どの程度の管理体制を求めるのかを検討していくことが必要である。

この課題を解決するためには、地方公共団体とその地域に属する NPO 等民間団体が協議しつつ、適切な基準を設けていくことが必要と考えられる。「6.5.4 特定非営利活動法人 Learning for All」に記載した事例は、全国展開している大規模な団体の事例であるが、本事例も参照し、地方公共団体と NPO 等民間団体が対話し、よりよい協働体制を築いていくことが重要である。

6.5 ヒアリング結果

6.5.1 戸田市

戸田市においては、こどもに関する各種データについて、個人情報保護や倫理面での配慮を前提として、教育分野を軸にした「教育総合データベース」を整備するとともに、分野を越えて連携させることを通じて、情報を分析し、潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、プッシュ型支援につなげる取組を実施している。取組の効果として、以下が期待されている。

- ① 誰一人取り残されない、こども達一人一人に応じた支援の実現（こども達の SOS の早期発見・支援等）
- ② EBPM（EIPP）⁷の推進（行政課題特定の精緻化や施策の効果検証等）
- ③ 新たな知見の創出（匠の技の可視化、学校カルテによる学校現場へのフィードバック等）
- ④ 関係機関の連携促進（教育委員会と福祉部局との連携等）

この取組の主体となる戸田市教育委員会は、「データは、教育の未来を切り拓く鍵になる」という考えの下、教師の経験や勘のみに頼る教育からの脱却、EBPM・EIPPの推進を掲げ、児童生徒の学力を伸ばす教師の指導の可視化・言語化・一般化や、各学級の学力伸長の状況把握、学力や生きる力の基盤ともなる非認知的能力（社会情緒的スキル）の可視化とともに、それらのデータを分析し、支援等につなげられるよう取り組んできた背景がある。戸田市では、教育機関が主体となり、他の機関との連携体制を構築し、こども支援を推進している特徴を有するため、教育機関を中心とした支援という観点でヒアリング調査を実施した。

(1) 体制

戸田市における体制は、「図 6-2 戸田市の支援体制」の通りである。戸田市では、教育機関が主体となり、他の機関との連携体制を構築している。支援対象者が有すると思われる困難の類型によって各ステークホルダとどのように情報を連携するのか、支援を協働するのかが異なる。支援対象者が有すると思われる困難の性質に応じた支援業務の特徴、留意点は「6.5.1 (2) 業務の流れと課題、留意点」に後述する。

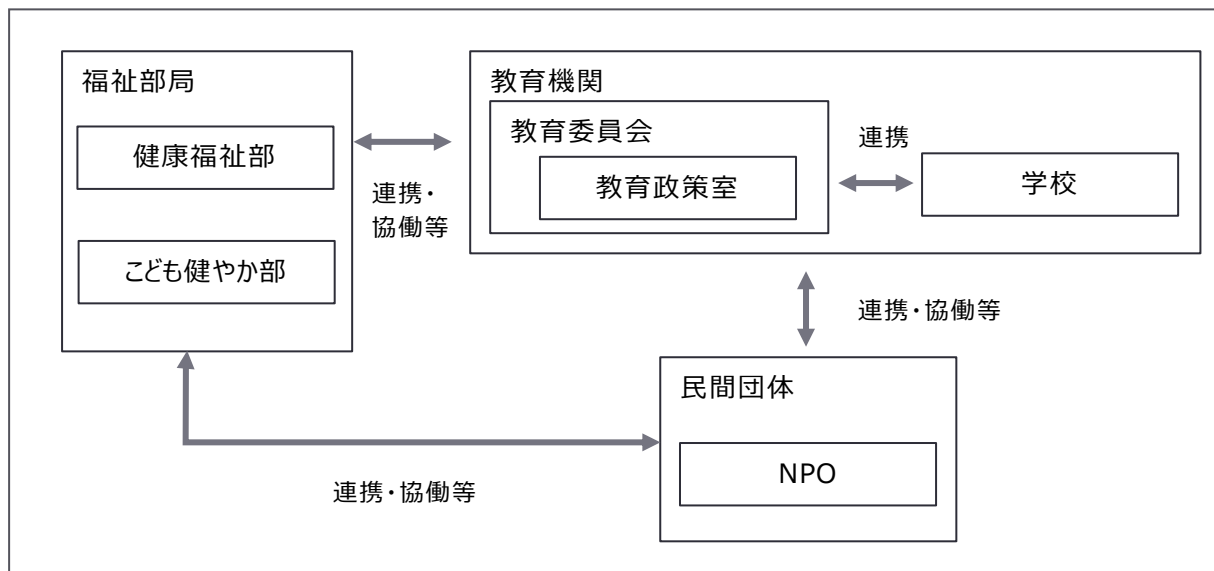


図 6-2 戸田市の支援体制

⁷ 戸田市教育委員会では EBPM（客観的な根拠に基づく政策立案）を推進するため、2019 年度（令和元年度）から教育政策シンクタンクを設置している。教育政策シンクタンクでは、効果的な教師の指導方法についてデータをもとに明らかにしたり、それを政策立案に活かしたりする研究に取り組んでいる。

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyo-seisaku-thinktank.html>

(2) 業務の流れと課題、留意点

戸田市では、教育機関を中心とした支援を実施しており中でも不登校、虐待、貧困等のこどもや家庭の問題に対して早期発見、早期支援を実施している。支援業務の流れは、「表 6-6 戸田市支援業務の流れ」に示す通りである。対応業務の詳細については、課題や留意点を含めて後述する。

表 6-6 戸田市支援業務の流れ

No.	対応業務	業務概要
1	リスク検知	支援が必要なこどもを検知する。
2	支援方針の検討	ケース会議を実施し、支援方針を決定する。
3	支援機関への接続・情報共有	決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携し、適切な支援機関への接続や情報共有を行う。
4	見守り・支援	対象者に見守り・支援を実施する。
5	フォローアップ	支援の進捗状況や効果等を記録する。

① リスク検知

本業務では、支援が必要なこどもの検知を行う。

戸田市では、不登校を病気や経済的な理由を除く、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により年間 30 日以上欠席した児童生徒のほか、同要因等により当月において 10 日以上欠席した児童生徒を長期欠席者と定義し、支援を実施している。また、単に定義に該当した児童生徒に支援を実施するだけではなく、学校生活の状況や校務データ等を分析することで、長期欠席になる前の兆候を発見し、支援対象者を早期に発見することを目指している。

貧困・虐待については、概ね小学校では月 1 回、中学校では週 1 回の実施頻度で、学校内で困難を抱えるこどもがないかを検討する会議が実施され、リスクを検知している。学校以外でのリスク検知の契機は、市民からの個別相談、戸田市内の関係部局の担当者間の個別情報共有、教育委員会が有するデータを活用すること等が挙げられる。一方、教育委員会では貧困や虐待に関するデータを保有しているわけではないので、支援の判断や問題の早期発見のためのリスク分析が難しいといった課題も生じている。

② 支援方針の検討

本業務では、ケース会議を実施し、支援方針を決定する。ケース会議は基本的には学校単位で設定され、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等によって構成されるが、ケースの内容に応じてこども家庭支援室、教育政策室、生活支援課、健康福祉部、福祉保健センター、フリースクール関係者等の外部組織が参加する場合もある。ケースの内容に応じて関係組織が参加することで、より適切な支援方針の検討が可能となる。なお、虐待等の緊急性が高い場合には各担当部局に連絡し、虐待通告の業務フローに沿って対応を進めている。

③ 支援機関への接続・情報共有

本業務では、決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携し、支援機関への接続及び情報共有を実施する。不登校支援の際に他の機関へ連携を行う場合、教頭が窓口

となり、生徒指導、生徒相談、保健室、民間団体に委託し運営している教育支援センター「すてっぷ」やオンラインシェア型教育支援センター「room-K」、埼玉教育委員会が不登校生徒を支援する教室「いっぽ」等の支援機関へ接続を行う。また、併せて接続先の支援機関に学校の様子、欠席日数、その他必要な情報等学校がもつ情報を共有する。支援機関へ接続するにあたっては、支援対象者の保護者と相談し、保護者から希望があれば接続する形をとっている。保護者が支援現場への申請を拒んだ場合にも関係性が切れてしまうことを防ぐため、無理に初回で支援現場には繋げず、家庭訪問を行う等して、見守りを行いつつ、児童生徒や保護者とコミュニケーションを取って再度支援策を検討する。

貧困・虐待支援の際には、こども家庭支援室が中心となり、必要な行政支援を提供する部局に接続している。支援への接続時に、併せて教育委員会が管理している教育センターにおける教育相談で取得した情報や、5歳児健診の経過、就学援助の情報等を連携することも考えられるが、要対協の対象となる児童生徒でない支援対象者の情報をどの程度共有するかについては検討すべき課題である。

④ 見守り・支援

本業務では、対象者に見守り・支援を実施する。支援のアプローチについては担任や学年主任が家庭訪問等を実施する場合が多い。また、市で配置しているボランティア相談員やスクールソーシャルワーカー、福祉部ケースワーカー等とも協力し学校だけでは対応が難しいケースの対応を行っている。学校と支援対象者との関係性が途絶えないようにすることを重視しており、事前連絡をしたうえで積極的に家庭訪問を実施する等、児童生徒や保護者と教員とのコミュニケーションを継続している。

また、他の機関へ連携を行った場合、月次で支援の接続先機関での出席状況や学習状況等の報告を受け支援に活かしている。加えて、緊急で対応が必要となった際の連絡も可能な体制をとっている。なお、教育機関が関与しにくい困難を有するこどもについてはスクールソーシャルワーカー等を通して支援を実施している。

⑤ フォローアップ

本業務では、支援の進捗状況や効果等を記録する。見守り・支援を実施する中で教員や連携先の支援機関から得られた情報を基に支援の進捗や効果を確認、記録し支援方針を再検討する。また、支援対象者が要対協の対象となる児童生徒である場合は、こども政策室、教育委員会に支援状況等を共有する。

なお、不登校は困難の性質上それ自体が問題行為とは言えないため、安定した学びに繋がることを1つのゴールと設定したうえで支援継続の必要性を検討する。また、支援の記録については戸田市文書管理規程の公文書保存年限に基づき保存を行っている。

(3) 利用しているデータ項目

教育総合データベースのデータ項目は、「表 6-7 教育総合データベースのデータ項目一覧」の通りである。

なお、戸田市では、これらのデータを活用し、3つのモデルケースである①不登校等に係るこども達のSOSの早期発見・支援、②貧困・虐待等の困難を有するこども達への支援、③学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバックを実施予定であるため、データ項目はそれらの分析結果を踏まえた変更が想定されている。

表 6-7 教育総合データベースのデータ項目一覧

No.	活用方法	データ項目名	保存の形式
1	①②	氏名・生年月日・性別・宛名 コード	データベース (教育総合データベース)
2	①②	在籍学校名・クラス・出席番号	データベース (教育総合データベース)
3	①②	埼玉県学力・学習状況調査	データベース (教育総合データベース)
4	①②③	埼玉県学力・学習状況調査質 問紙	データベース (教育総合データベース)
5	①③	授業がわかる調査	データベース (教育総合データベース)
6	①③	非 認 知 的 能 力 調 査 (AiGROW)	データベース (教育総合データベース)
7	①③	Reading Skill Test	データベース (教育総合データベース)
8	①	出席・遅刻・早退の状況	データベース (教育総合データベース)
9	①	保健室利用状況	データベース (教育総合データベース)
10	①②③	長期欠席調査	データベース (教育総合データベース)
11	①	いじめ等に関する記録	データベース (教育総合データベース)
12	① ②③	学校生活に関するアンケート	データベース (教育総合データベース)
13	①②	教育相談の利用の有無	データベース (教育総合データベース)
14	①②	学校健診結果	データベース (教育総合データベース)
15	①②	乳幼児健診結果	データベース (教育総合データベース)
16	①	保育・幼稚園の在園状況	データベース (教育総合データベース)
17	①②	S C・SSW 相談	データベース (教育総合データベース)

No.	活用方法	データ項目名	保存の形式
18	①	シャボテン（心の天気等）	データベース （教育総合データベース）
19	①③	Q-U アンケート	データベース （教育総合データベース）

（４）本業務から得られた示唆

本業務の結果、こどもデータ連携に取り組むうえで留意すべき事項や得られた示唆は、福祉と教育の連携の重要性である。

戸田市では教育機関を主体とした困難を抱えるこどもへの支援を実施しており、教育機関が持つ情報を連携させた「教育総合データベース」を構築する等、先進的な取組を実施している。しかし、教育機関の持つ情報を利用した支援やデータ分析に限定されるため、困難の種類によっては情報の種類が充分でない場合が存在する。例えば、貧困・虐待の支援を実施する際に、要対協の対象となる児童生徒でない場合には、貧困や虐待を特定、分析するために必要なデータを円滑に取得できない場合等が存在する。

個人情報保護を前提としつつ、福祉担当部局等の首長部局と、教育部局間でより円滑で効率的なデータ連携を行う仕組みを検討していくことが必要である。

6.5.2 延岡市

延岡市は、「第2期のべおか子ども・子育て支援計画」に基づき、こどもや子育てに関する各種施策を展開するとともに、「第2期のべおか子どもの豊かな未来応援プラン（延岡市子どもの貧困対策推進計画）」に基づき、貧困等の困難を抱えたこどもや家庭への支援を実施している。また、おやこ保健福祉課内に「こども家庭サポートセンター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対する一体的な相談体制を強化し、虐待等の未然防止につなげることを目指している。

延岡市は幅広い機関と連携を行っており、かつ、あらかじめ困難の類型毎に接続先の候補となる支援機関を整理している点に特徴がある。本業務では、こどもが抱える複数の困難を様々な支援の現場と連携し、支援する取組をヒアリングすることで、総合的な支援の標準的なフローや課題の整理等を行った。

(1) 体制

延岡市では、こども家庭サポートセンターを中心に庁内、庁外の様々な機関と連携を行い全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの支援を実施している。

支援を実施するにあたっての連携体制は「図 6-3 延岡市の支援に関わるステークホルダ」の通りである。

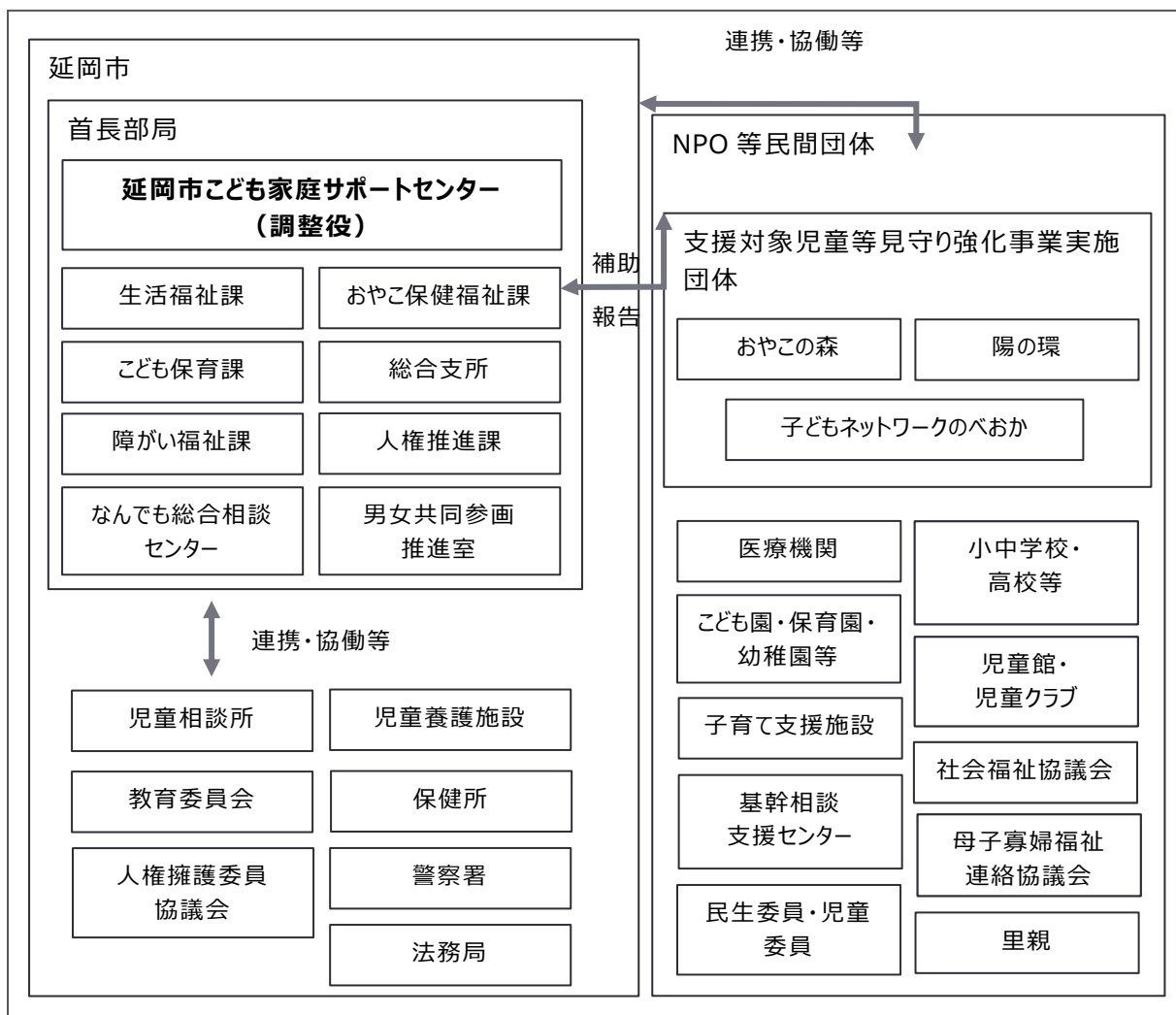


図 6-3 延岡市の支援に関わるステークホルダ

また、こども家庭サポートセンター内の体制及び各支援担当者の役割は以下の通りである。

- ・ こども家庭サポートセンター長(1名)
こども家庭サポートセンターの運営全般の管理を行う。
- ・ こども家庭サポートセンター長補佐(1名)
こども家庭サポートセンター長の補佐を行う。
- ・ こども家庭支援員(2名)
こどもや家庭に対する困難に対して、実情の把握・調査、相談・支援・指導等の対応、他の関係機関との連携や総合的な調整を行う。
- ・ 虐待対応専門員(2名)
特に虐待の困難を抱えるこどもに対して、相談、家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整等を行う。
- ・ ヤングケアラーコーディネーター(1名)
特にヤングケアラーの困難を抱えるこどもに対して、関係機関や本人からの相談に対する助言や必要なサービスや支援への接続を行う。
- ・ 子育て世代包括支援担当(2名)
子育て世代に対して、伴走型支援、母子保健相談用務等を行う。

(2) 業務の流れと課題、留意点

延岡市の支援業務の流れは、「表 6-8 延岡市における支援業務の流れ」に示す通りである。対応業務の詳細については、課題や留意点を含めて後述する。

表 6-8 延岡市における支援業務の流れ

No.	対応業務	業務概要
1	リスク検知	支援が必要なこどもを検知する。
2	情報収集	こどもが抱えている困難に応じて、地方公共団体内部及び外部の支援機関と連携し状況の確認、情報収集を実施する。
3	支援方針の検討	こども家庭サポートセンターが中心となり、どの組織がどのようにアプローチし支援を実施するかを検討、決定する。
4	支援機関への接続・情報共有	決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携し、適切な支援機関への接続や情報共有を行う。

No.	対応業務	業務概要
5	見守り・支援	決定した支援方針に基づき、支援対象者に見守り・支援を実施する。
6	フォローアップ	支援の進捗状況や効果等を記録し、必要に応じて支援策の再検討を実施する。

① リスク検知

本業務では、支援が必要なこどもを検知する。

こども家庭サポートセンターは、小中学校・保育施設、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、基幹相談支援センター、児童クラブ・放課後デイサービス・相談支援事業所、民間団体（おやこの森、子どもネットワークのべおか）等の機関より何らかの困難を抱えている懸念があるこどもについて、電話等で連絡・相談を受けリスクを検知する。

ヤングケアラーや貧困に関する内容の場合、学習支援の現場や障害を担当する課より連絡を受けることが多い。

産後うつに関する内容の場合、エジンバラ産後うつ病自己評価票（EPDS）を入院期間中に医療機関が取得し、本人同意を取ったうえで、市に連携することが多い。

② 情報収集

本業務では、こどもが抱えている困難に応じて、地方公共団体内部及び外部の支援機関と連携し状況の確認、情報収集を実施する。収集した情報はケース会議等で用いる。

③ 支援方針の決定

本業務では、こども家庭サポートセンターが中心となり、どの組織がどのようにアプローチし支援を実施するかを収集した情報を基に検討、決定する。

虐待や貧困等の家庭に関する問題を抱えるこどもへの支援方針の決定は、原則としてこども家庭サポートセンターが行うが、ケースによっては延岡市の関係各課及び市内の関係機関（児童相談所、学校、幼稚園、保育園、社会福祉協議会、障害部門、生活保護の関係機関等）とも協議を実施する。

一方、不登校等の学校に関する問題については教育部局が中心となり支援方針の決定を行っている。具体的には、教育委員会、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を中心にケース会議を実施の上、検討を行う。検討を行う中で、不登校の要因に家庭の問題が絡んでいる場合、こども家庭サポートセンターも対応方針の検討に参加する。ケース会議で学校から要請があった場合は対象者を要保護児童対策地域協議会に登録し、必要な情報を連携する。また、要支援児童に登録された児童の情報は月次で学校から延岡市に報告される。具体的な連携情報に関しては「表 6-10 利用データ項目の例」を参照されたい。

④ 支援機関への接続・情報共有

本業務では、決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携し、適切な支援機関への接続や情報共有を行う。

延岡市は総合的な支援を行うにあたって支援対象者の抱えている困難に対して、具体的な接続先となる支援機関をあらかじめ把握、想定している点に特徴がある。なお、困難のあるこども、家庭は複合的な困難を抱えていることが多く、連携する機関は困難の類型毎に明確な線引

きがあるわけではないため、ケースに応じて柔軟に適切な支援機関へ接続する。

⑤ 見守り・支援

本業務では、決定した支援方針に基づき、支援対象者に見守り・支援を実施する。

こどもが抱える困難の類型と支援の具体例「表 6-9 困難に対する各組織の支援」の通りである。なお、上述の通り、支援を実施する機関は困難の類型毎に明確な線引きがあるわけではなく、あくまでも例であることに留意されたい。

支援を実施するにあたっての課題としては、乳幼児のうちには主な相談先が福祉関係機関であるほか市が年齢別の健診を行っているため、市の母子担当保健師等を通じて家庭に対して関係性を構築しやすいが、小学校以上になると関係機関の主体が学校となっていくため、関係性を構築する契機が少なくなるという課題がある。

表 6-9 困難に対する各組織の支援

困難の類型	対応組織	役割
虐待	こども家庭サポートセンター	他の支援機関と連携し、情報共有しながら日頃の状況や様子について見守りを行う。また、保護者と接触を行い子育てや生活に関する指導・助言を行う。
	保育施設	他の支援機関と連携し、情報共有しながら日頃の状況や様子について見守りを行う。
	学校	他の支援機関と連携し、情報共有しながら日頃の状況や様子について見守りを行う。
	児童相談所	専門的な見地から保護者への指導等を行うとともに、必要に応じて児童の一時保護を行う。
不登校	こども家庭サポートセンター	保護者と接点を持ち、子育てや生活に関する助言を行う。
	学校教育課	不登校及び不登校傾向にあるこどもに対して、学校と連携しながら必要な指導・支援・相談等を行う。支援では、オンラインによる家庭学習支援等も実施する。
	NPO等民間団体 (陽の環、セレンディップ、子どもネットワークのべおか、おやこの森)	不登校に至った場合の居場所、学習支援を行う。
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生活指導支援員	こどもの学習、生活等に関する相談にのる。
ヤングケアラー	こども家庭サポートセンター	保護者に接触を行い、子育てや生活に関する支援を行うとともに関係機関につなぐ。支援では、過去にヤングケアラーとしての経験を持つ人がこどもの相談を受けるピアサポート等も実施する。

6 支援への接続に関する調査

困難の種類	対応組織	役割
	おやこの森	こどもが自分よりも幼いきょうだいの世話をしている場合、子育てサポーターを派遣し支援する。
	介護事業所	こどもが同居の高齢者の介助等をしている場合、介護保険サービスによる支援を行う。
	障害福祉事業所	こどもが同居の障がい者の世話や見守りをしている場合、障害福祉サービスによる支援を行う。
	地域包括支援センター	地域支援コーディネーター等がこどもと同居する高齢者等への介護の助言・相談等を行う。
貧困	こども家庭サポートセンター	保護者と接点を持ち、子育てや生活に関する支援を行うとともに関係機関につなぐ。
	生活福祉課	生活保護制度を利用していない場合、利用を促す。
	おやこ保健福祉課	児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成等の制度を利用していない場合、利用を促す。
	学校教育課	就学援助制度を利用していない場合、利用を促す。
	社会福祉協議会	食品の支給が必要な場合に、利用を促す。
	子ども食堂	食事・食品の提供、こどもの居場所が必要な場合に、利用を促す。
	支援対象児童等見守り強化事業実施団体（おやこの森、子どもネットワークのべおか、陽の環）	家庭訪問等を行い、食品、学習用品、日用品等の支給を行うとともに、見守りを行う。
	母子寡婦福祉連絡協議会	ひとり親家庭を対象に、保護者が病気や就業活動等で日常の家事や育児ができない場合に、ヘルパーを派遣する。
	九州保健福祉大学	ひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援や調理実習を行う。
	教育委員会	就学に必要な奨学金を貸与する。
民間企業（九州労働金庫、延岡信用金庫）	就学に必要な資金の貸し付けを行う。	
産後うつ	こども家庭サポートセンター	保護者と接点を持ち、子育てや生活に関する支援を行うとともに関係機関につなぐ。
	おやこ保健福祉課	保健師が、母親の健康管理、産後生活のアドバイス、育児のアドバイス等を行うとともに関係機関につなぐ。

困難の種類	対応組織	役割
	母子寡婦福祉連絡協議会	ひとり親家庭を対象に、保護者が病気や就業活動等で日常の家事や育児ができない場合に、ヘルパーを派遣する。
	産科医療機関	産後 2 週間、1 か月の産婦に健診を実施し、ハイリスク者を早期に把握し支援や治療につなぐ。
	産科医療機関、助産院	産婦健診等の結果、要支援産婦を対象に、産婦人科医療機関や助産院において、心身のケアや育児サポートを行う。
発達障がい	こども家庭サポートセンター	保護者と接点を持ち、子育てや生活に関する支援を行うとともに関係機関につなぐ。
	おやこ保健福祉課	言葉やそれ以外の発達面で気になる点、子育ての相談を行うとともに関係機関につなぐ。
	基幹相談支援センター	障がい者や障がい児、その家族及び地域の方たちの相談事や困りごとに対して、社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員等が専門的な指導・助言等を行う。
	児童発達支援施設	学校就学中の障害児に対して、放課後、休日等に生活能力の向上訓練、社会コミュニティの交流機会の提供を行う。

⑥ フォローアップ

本業務では、支援の進捗状況や効果等を記録し、必要に応じて支援策の再検討を実施する。

支援を行う中で要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）に登録されたケースについては、支援に関わる組織で年 3 回情報共有を実施している。要対協に登録されていないケースについては、必要に応じて情報共有、更新、支援方針の検討を実施している。今年度からは支援状況に変動のあったケースを月 1 回こども家庭サポートセンターで検討する会議体を設置しており、今後参加組織を拡大していけるように検討を実施している。

(3) 利用しているデータ項目

支援を実施するにあたって、利用しているデータ項目は、「表 6-10 利用データ項目の例」の通りである。

これらの情報は支援を実施するにあたって、必要に応じて支援に関わる組織へ支援に必要な範囲で共有を行っている。この際、本人同意を取得するか、または本人同意の取得が難しい場合は要対協へ登録された支援対象者で必要性が認められる情報のみ共有することとしている。また、要対協の個別ケース会議等で共有された紙媒体の情報等の持ち帰りは不可としている。

表 6-10 利用データ項目の例

No.	データ項目名	保存の形式	備考
1	基本情報（氏名、住所、性別、年齢、家族構成、家族の基本情報）	ワード （相談受付票、要支援児童世帯票）	-
2	相談内容	ワード （相談受付票）	-
3	相談者	ワード （相談受付票）	-
4	相談年月日	ワード （相談受付票）	-
5	受付担当者	ワード （相談受付票）	-
6	要保護世帯となった経緯	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
7	関係機関・庁内	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
8	医療・福祉サービス利用状況等	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
9	生活状況	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
10	経済状況	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
11	父母の成育歴	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
12	経過	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
13	問題点	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
14	アセスメント	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
15	支援計画	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
16	把握日	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
17	要保護・要支援登録日	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-
18	連絡先	ワード （要保護・要支援児童世帯票）	-

No.	データ項目名	保存の形式	備考
19	対応記録（日時、内容）	ワード （対応記録票）	-
20	氏名	エクセル （学校との連携）	-
21	学年	エクセル （学校との連携）	-
22	欠席日数	エクセル （学校との連携）	-
23	欠席の連絡有無	エクセル （学校との連携）	-
24	欠席の理由や学校での様子、気になる点（※本人、保護者、家庭に関する事など何でも）等	エクセル （学校との連携）	-
25	記入月	エクセル （学校との連携）	-
26	基本情報	健康カルテ （健康管理システム）	-
27	障害情報	健康カルテ （健康管理システム）	-
28	健診結果	健康カルテ （健康管理システム）	-
29	予防接種	健康カルテ （健康管理システム）	-
30	保健師の訪問データ	健康カルテ （健康管理システム）	-
31	相談記録	健康カルテ （健康管理システム）	-

(4) 本業務から得られた示唆

本業務の結果、こどもデータ連携に取り組むうえで留意すべき事項や得られた示唆は①福祉と教育の連携の重要性、②行政サービスの認知の必要性の2点である。

① 福祉と教育の連携の重要性

支援を実施するにあたって、乳幼児のうち市が健診を行う等、市の母子担当保健師を通じて家庭に対して関係性を構築しやすいが、小学校以上になると関係性を構築する契機が少なくなるという課題がある。加えて、市と学校で困難に対する認識が異なること、自然な形で対応が難しいこと等から学校から支援対象者へ行政サービスの紹介を実施することが難しいケースも存在する。

また、学校で検知されたこどもの困難に関しては学校が具体的な対応を実施しない段階で市が介入することは難しいこと等から、こどもの困難に対しての対応に差が出ないように市の福祉機関も交えた情報共有の機会の増加や連携した支援の標準的なフローを検討することが重要である。

② 行政サービスの認知向上の重要性

新しくできた行政サービスは認知が行き届きづらく、支援現場で困難を検知しても適切な行政サービスに接続しづらいといった課題がある。

延岡市では、2021年からはヤングケアラーへの専門の対応を始めたが、未だ認知度が高いとは言えない状況である。ヤングケアラーとはどういったケースを指すのか、ヤングケアラーに対してはどういった行政サービスを提供できるのか等を、学校訪問時に教員へ説明することや、民生委員・児童委員や福祉機関向けの講演会を開催する等により周知している。

支援現場同士でどのような支援が可能であるかの理解を深め、こどもへの支援の選択肢を増やす意味でこのような取組は重要である。

6.5.3 佐渡市

佐渡市では、平成17年10月に要保護児童対策協議会（以下、要対協という。）を設置し、児童家庭相談の第一義的な窓口を市が担うことになった。平成26年の子ども若者相談センター設立以降は、虐待や貧困をはじめ、相談や通報のあったこども等の対象者の支援をするため、同市の子ども若者相談センターを調整役として、地方公共団体や医療機関、NPO等民間団体と連携する体制・仕組みを整備している。

佐渡市の特徴は、子ども若者相談センターが、事例に応じて、要対協の構成機関だけではなく要対協に属さない機関との連携を実施し、対象者の状況に合わせた支援を実現しようとしていることである。

本業務においては、子ども若者相談センターが複数の機関と協働し、支援につなげていくための体制、業務フロー、活用する情報、課題等をヒアリングし、整理を行った。本市は、子ども若者相談センターが、幅広い機関との情報連携を行っており、特に医療機関やNPO等民間団体との連携についての課題や事例を示すという観点でヒアリング調査を実施した。

(1) 体制

子ども若者相談センターから見た体制は、「図6-5 子ども若者相談センターに係る機関」の通りである。

佐渡市の体制における特徴は、子ども若者相談センターが、要対協の構成機関だけではなく、必要に応じて要対協の非構成機関とも連携・協働を行っている点である。また、児童虐待等、緊急の対応を要すると判断した場合には、児童相談所に相談・通告を行うが、その際に、子ども若者相談センターから、通常は、直接管轄の新潟県中央児童相談所にして連携するのではなく、佐渡市に駐在している児童相談所駐在所の職員に対して連携している点も特徴である。

ケースによって、子ども若者相談センターが、どの機関に、どのように情報を連携し、協働しているのかが異なる。そのため、ケースに応じた支援業務の特徴、留意点は「(2)業務の流れと課題、留意点」で詳細に記載する。

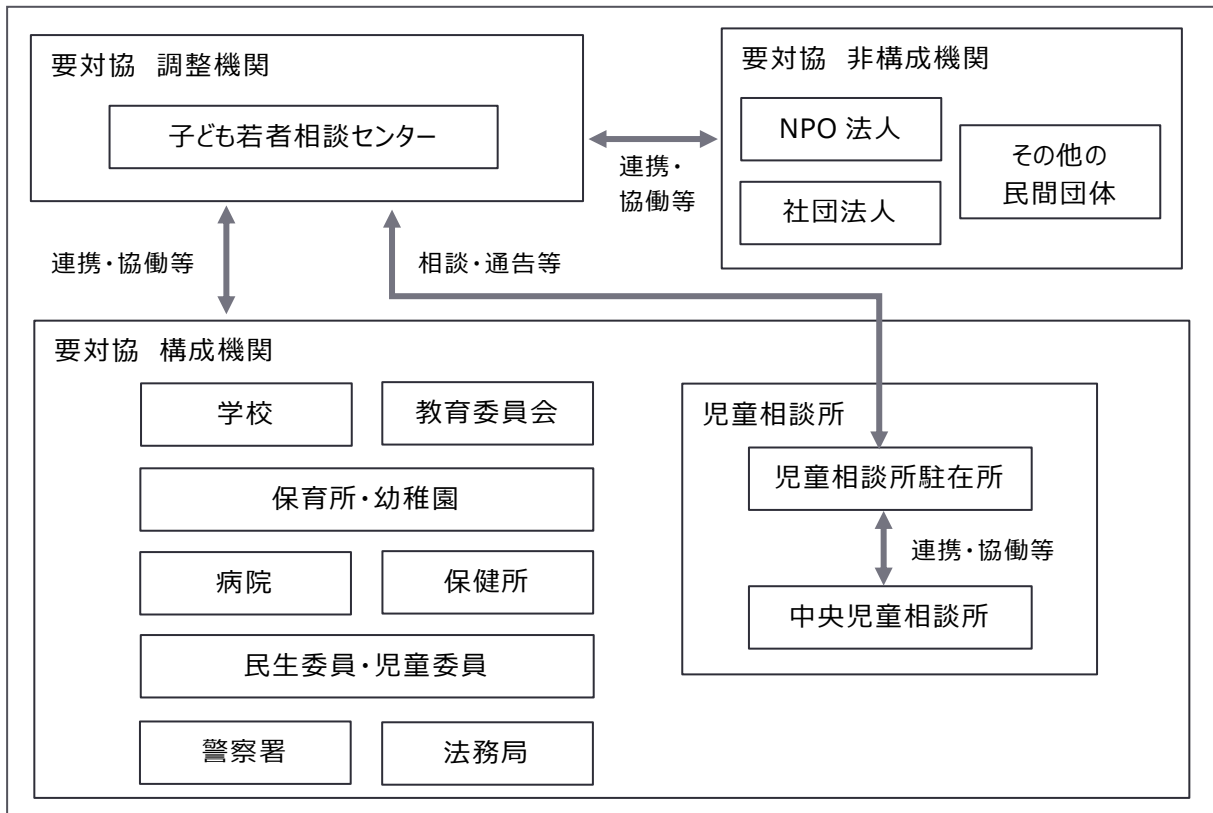


図 6-5 子ども若者相談センターに係る機関

(2) 業務の流れと課題、留意点

業務の流れの概要は、「表 6-11 支援対象者の検知から支援実施における業務の流れと概要」に示す通りである。対応業務の詳細については、課題や留意点を含めて記載する。

表 6-11 支援対象者の検知から支援実施における業務の流れと概要

No.	対応業務	業務概要
1	通報等による問題の検知	電話での相談・通告を受け、支援対象者の検知を行う。
2	相談受付表の起票	支援対象者の情報を収集し、相談受付表を作成する。
3	情報収集	具体的な支援方針等の決定に必要な情報を把握するため、関係機関に協力を求め、必要な調査を行う。
4	支援方針の検討	収集した情報を基に、連携が必要な機関が参加し、支援方針や当該事例のまとめ役等を決定する。
5	関係機関による支援	個別支援計画に則り、支援を実施する。
6	フォローアップ	各機関が支援を行った際の情報や進捗を共有する。

① 通報等による問題の検知

本業務では、子ども若者相談センターが、電話での相談・通告を受け、支援対象者の検知を行う。相談・通告は、こども本人やその家族、親族等からの連絡のほか、近隣住民や要対協の構成機関等の発見・気づきにより行われる。

学校や幼稚園、保育園からの虐待の通告の場合は、発生報告のためのフォーマットが用意されているため、「図 6-6 児童虐待（疑い）発生報告フォーマット」を併せて参照されたい。

報 告 日					令和 年 月 日 ()					
園 名					TEL					
園 長 名				報 告 者 名	職	氏名				
被 虐 待 児	<small>ふりがな</small> 氏名				男・女		歳児クラス (歳)			
	住所				平成・令和		年	月	日生	
被虐待児の 家族構成										
虐 待 者	氏名				男・女		続柄			
発 見 者					発見日時		月	日 ()	時	分
疑われる虐待種	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト			
虐待の概要	認知日 (園または関係機関が虐待を認知した日)				令和 年 月 日 ()					
	(いつ・どこで・だれが・だれに・何をどうしたか)									
被虐待児の 現 況										
報 告 先	<input type="checkbox"/> 子ども若者相談センター <input type="checkbox"/> 児相佐渡駐在所 <input type="checkbox"/> 中央児相 <input type="checkbox"/> 佐渡警察署 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 該当するものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> を付ける									

図 6-6 児童虐待（疑い）発生報告フォーマット

② 相談受付表の起票

本業務では、相談・通告内容を基に、子ども若者相談センターが、関係機関等への事実確認や、親やこどもの生活状況、過去の相談履歴等の情報を収集し、相談受付表を作成する。親やこどもの生活状況については、相談・通告から 48 時間以内に目視で確認している。相談受付表上で整理される項目については、「図 6-7 相談受付表フォーマット」を併せて参照されたい。

相談・通告内容が虐待の場合は、子ども若者相談センターが支援対象者の所属する学校等に向かい、ヒアリングを行う。児童相談所への連携要否については、傷・痣などの身体面に関するヒアリングを実施し、身体的虐待の有無を判断する。ただし、性的虐待の場合は各項目の調査前に児童相談所へそのまま連携する。ヒアリングの際に使用しているフォーマットは、「図 6-8 学校・保育園等調査項目フォーマット」を参照されたい。

課長	センター長	次長	係長	発達支援相談	家庭児童相談
----	-------	----	----	--------	--------

相談受付票

相談受付日	令和 年 月 日 () :				受付者	●●
相談者					対象者	-
相談者住所				相談者電話		
ふりがな 対象者			性別	男	対象者	歳
対象者住所				対象者電話		
相談内容	相談者の主訴・目的					
	対象者の状況等					
対応内容						
要対協事務局 記載欄	受理:	<input type="checkbox"/> 受理会議	調査 (年	月実施)	
	結果:	<input type="checkbox"/> 指導・助	<input type="checkbox"/> 継続(種別		重要度	() 他転送 ()

図 6-7 相談受付表フォーマット

【学校・保育園等調査項目】

1 子どもの属性 (実施日: 年 月 日 氏名: 場所:)

(1) 身体面

①身長・体重	調査日直近と過去の記録	
②痣・傷の有無	有りの場合	いつから、どこか部位、大きさ
	児の説明	
	保護者の説明	
③清潔面	入浴の有無	
	衣類の清潔さ	
④栄養状態	朝食の有無	
	昼食の摂取 (ガツガツ?)	

(2) 行動面・情緒面

①登校状況	欠席日数	
	遅刻回数	
②友人関係	喧嘩等トラブルの有無	
③大人との関係	指示通りかどうか	
④授業中の様子	着席しているか等	
⑤宿題提出の有無・提出物の提出状況		
⑥学力の程度		
⑦問題行動の有無		

2 保護者の属性

(1) 経済面

①就労先・生活保護の有無	
②就学援助金・準要保護の有無	

(2) 児童との関係性

①登校(園)時、下校(園)時の様子	
②行事参加時の様子	

(3) 学校(保育園)との関係

①行事(授業参観等)の参加状況	
②担任教師(保育士)との関係	
③学校(保育園)欠席時の連絡の有無	

(4) その他

①協力可能な親族の有無	
②家庭訪問の有無・家庭内の様子	

図 6-8 学校・保育園等調査項目フォーマット

③ 情報収集

本業務では、子ども若者相談センターが、具体的な支援方針等の決定に必要な情報を収集するため、関係する機関に協力を求め、必要な調査を行う。情報収集については、児童福祉法⁸25条を法的根拠としている。

子ども若者相談センターによる情報収集の課題として挙げられるのは、現状データとして取得できる情報が、住民基本台帳と、母子保健の情報に限られていることである。例えば、水道料金の滞納状況は、乳児のいる家庭については、水道の利用停止の便宜を図ることを求めるために必要な情報であるが、データの取得条件が厳しい。また、医療関連のデータは本人同意が必要であったり、校務データ等のデータ保有主体に直接問い合わせれば取得できるデータでも、取得に時間がかかったりする。支援対象者の状況を把握し、支援に活かすために有効な情報へのアクセスが法的な制約や運用上の制約により制限されている状態である。

④ 支援方針の決定

本業務では、収集した情報を基に支援方針や当該事例のまとめ役等を決定する。

虐待ケースの場合は「相談受付表」や収集した情報を基に、子ども若者相談センターが、事態の危険度や緊急度を判断し、支援対象と関連のある機関等、連携が必要な機関を決定の上、緊急受理会議を設定する。緊急受理会議は、子ども若者相談センターの職員のみで実施され、職員は社会福祉士、保健師、家庭児童相談員（保育士）等の支援専門家から構成されている。相談・通告内容が虐待の場合は、子ども若者相談センターの職員に加え、センター長も参加する。

危険度や緊急度の判断については、佐渡市で定めている基準を基に実施されるため、「表 6-12 虐待ケース・重症度及び援助方針・ケース進行管理の基準」を参照されたい。緊急の対応（立入調査、一時保護）を要すると判断された場合は、子ども若者相談センターが、児童相談所への相談・通告を行う。相談・通告を行う場合は、相談する内容と情報連携する内容も緊急受理会議の中で決定する。

緊急受理会議にて、緊急の対応を要すると判断された場合は、子ども若者相談センターが、児童相談所へ相談・通告を行う。佐渡市の場合は、佐渡市に駐在している職員がいるため、連携は児童相談所駐在所に対して行っている。児童相談所駐在所に対しての情報連携方法は、電話や訪問、または、住民票等の詳細情報を連携する必要がある際にはメールを使用している。連携する情報は、「図 6-8 学校・保育園等調査項目フォーマット」でヒアリングした内容を基に連携する。

児童相談所駐在所へ連携した後に行われる、児童相談所駐在所と新潟県の中央児童相談所の連携については、児童相談所内の受理会議にて検討される。

緊急性の高い虐待ケース以外の場合、子ども若者相談センターは、調整機関として、連携が必要と判断した機関へ参加要請を行い、個別支援会議を実施する。参加者の合議により、各機関が主体的に関わり、支援方針や具体的な支援の方法及び時期、各機関の役割分担、当該事例に係るまとめ役、次回開催時期を決定する。本会議にて作成される個別支援計画については「図 6-9 個別支援計画フォーマット」を参照されたい。

個人情報保護の観点については、支援対象者の住民基本台帳や母子保健の情報、保健師の面談の記録等の情報を共有するため、参加する組織と守秘義務契約を結ぶことや、共有する情報を必要最小限に抑える等の工夫をしている。要対協の構成機関外である NPO 等民間団体等の機関が参加する場合や、支援対象者、保護者が参加する場合は、特に、本人同意を取ってから情報連携をすることが、望ましいとしている。本人同意を取得していない場合は、

⁸ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000164>

個人情報保護法 69 条 2 項⁹がその根拠となっている。

具体的な支援の方法については、支援の始め方を慎重に検討している。子ども若者相談センターと接点のない支援対象者に対して、すぐに子ども若者相談センターから家庭訪問をする等のアプローチをするのではなく、接点のある学校等から声掛けをし、他の機関の支援のきっかけを作り出している。

支援対象者の検知から支援につなげていくための課題としては、子ども若者相談センターがリスクを検知していても、リスクの認識については、背景等を共有し、子どもの理解が深まると支援方針が合致できるため、子どもや家庭の状況をどれだけ理解しようとして関わるかが課題となる。子ども若者相談センターと連携した見守りや支援を断られた場合は、時間を置いて訪問し、提案する等の対応を行うことで、経過状況を確認している。

表 6-12 虐待ケース・重症度及び援助方針・ケース進行管理の基準

重症度の判定基準		考えられる対応	支援体制を検討する方法と頻度	実務者会議の開催
A 最重度	<p>子どもの生命の危機が「ありうる」「危惧する」もの</p> <p>1 身体的暴力によって、生命の危機がありうる外傷を受けているか、その可能性が高い</p> <p><input type="checkbox"/> 頭部外傷、腹部外傷、窒息するなど起こす可能性がある暴力</p> <p><input type="checkbox"/> その他の暴力等</p> <p><input type="checkbox"/> 親が「殺したい」等、自己抑制がきかないことを訴え、子どもは乳幼児である</p> <p><input type="checkbox"/> 親子心中、子どもに危害を考えている</p> <p><input type="checkbox"/> 過去に生命の危機がある虐待歴があるもので、再発の可能性があるもの</p> <p>2 ケアの不足のために死亡する可能性がある（ネグレクト）</p> <p><input type="checkbox"/> 乳幼児に脱水症状、栄養不足のための衰弱が起きている</p> <p><input type="checkbox"/> 乳幼児で、すぐに医療が必要な状態であるにもかかわらず、医療への受信がされていない</p> <p><input type="checkbox"/> 放置等（遺棄）</p>	<p>緊急通告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急介入の必要あり。 ・ 児童相談所への通告・送致。 <p>警察への通報</p>	即日対応	即日対応

⁹ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>

重症度の判定基準		考えられる対応	支援体制を検討する方法と頻度	実務者会議の開催
B 重度	<p>今すぐに生命の危機はないと考えられるが、現に子供の健康や成長や発達に重要な影響を生じているか、その可能性があるもの。子どもと家族の指導や、子供を保護するために誰かの介入が必要である（訪問指導、一時分離、入院など）</p> <p><input type="checkbox"/> 医療を必要とするほどの外傷があるか、最近や過去にあった（乳児や歩けない幼児で打撲傷がある。骨折・裂傷・目の外傷。広範囲の火傷。）</p> <p><input type="checkbox"/> 成長障害や発達遅滞が顕著である</p> <p><input type="checkbox"/> 明らかな性的行為がある</p> <p><input type="checkbox"/> 家から出してもらえない（学校にも）、一室に閉じ込められている</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもへのサディスティックな行為（親は楽しんでいる）があるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていないもの</p>	<p>通告・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急に、状況について詳しく調査・報告し対応が必要。 ・ 立入調査や緊急保護等、児童相談所の直接介入の必要性が高いと思われる。 <p>児童相談所への通告・相談による連携が必要。</p>	<p><方法> 情報の集約</p> <p><頻度> 1か月毎</p> <p><個別支援会議> ・ケース把握時 ・その後会議で協議し決定するが、目途として2～3か月毎</p>	3か月毎

重症度の判定基準		考えられる対応	支援体制を検討する方法と頻度	実務者会議の開催
C 中度	<p>今は入院するほどの外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの、誰かの援助介入がないと自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの</p> <p><input type="checkbox"/> 今まで慢性的に痣や傷痕ができるような暴力を受けていた。非偶発的な外傷がある</p> <p><input type="checkbox"/> 不適切な環境になり長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために、人格形成に問題が残りそうであるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 生活環境などの養育条件が極度に不良なために、自然経過での改善が期待できない（虐待や養育拒否で施設入所した子の再発、多問題家族などで家族秩序がない、夫婦関係が劣悪で子どもに反映している、犯罪歴家族、被虐待歴ある親）</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者に慢性の精神疾患があり（統合失調症、うつ病、知的障害、アルコール・薬物中毒、社会病質等）、子どものケアができない</p> <p><input type="checkbox"/> 乳幼児を長期間大人の監督なく家に置いている（長期間の放置）</p> <p><input type="checkbox"/> きわめて不衛生、不潔</p>	<p>相談・支援（通告も視野）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況について詳しく調査・把握し対応が必要。 ・ 誰かの援助により改善を図るなど関係機関の継続的な支援・指導が必要。 <p>状況に応じて児童相談所への通告を考慮した連携を図る。</p>	<p><方法> 情報の集約</p> <p><頻度> 3か月毎</p> <p><個別支援会議> ・ケース把握時 ・その後会議で協議し決定するが、目途として3～6か月毎</p>	6か月毎

重症度の判定基準		考えられる対応	支援体制を検討する方法と頻度	実務者会議の開催
D 軽度	<p>実際に子供への暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもの。ただし親への相談は必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療行為の必要がなく、外傷が残るほどではない暴力がある。 （暴力の存在や子供の症状について、虐待者側には病理性が認められない。虐待者はカーツとなって自己抑制なく叩くが自己報告する。躰が高じたものと判断される）</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもに健康問題を起こすほどではないが、ネグレクト的である。</p>	<p>子育て支援・個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急を要しないが、何らかの援助が必要。 <p>育児相談等、保護者支援による対応。</p>	<p><方法> 情報の集約</p> <p><頻度> 3か月毎</p> <p><個別支援会議> ・ケース把握時 ・その後必要に応じて</p>	6か月毎
E 危惧	<p>暴力やネグレクトの虐待行為はないが、養育の不安を訴えなどがあり虐待を危惧するもの。</p> <p><input type="checkbox"/> AA、A、B、C以外のもの。</p> <p><input type="checkbox"/> 不安はあるものの、概ね安定しており、不調時には自ら積極的に援助を求める。</p> <p><input type="checkbox"/> 子供に対して、必要な衣食住の世話ができる。</p>	<p>見守り・状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急を要しないが、引き続き様子を見守る必要がある。 ・ 継続的に状況を把握し見守りを行うことが必要。 <p>見守りの主たる期間を明確化（保育園等）</p>	<p><方法> 情報の集約</p> <p><頻度> 3か月毎</p> <p><個別支援会議> ・必要に応じて</p>	6か月毎 ※ 2回連続でE判定とされた場合は見守りの主たる期間を明確にし、終結とする。（佐渡市ルール）
S 措置中	一時保護、施設入所、里親等	-	-	-

令和5年度 個別支援計画		課長	センター長	次長	係長	家庭児童・若者	担当

1. 基本情報	作成:	実施担当:	名前	生年月日	年齢
支援対象者:	相談種別	相談内容	本人		
所属・学年:					
住 所:					
2. 現状について	※ 成育歴の別紙				
①主訴 (本人の状態・訴え・困りごと / 保護者の主訴)					
②本人の特性 (性格・スキル・得意不得意・疾患など)			③学校 / 職場 / その他での状況 (本人の様子・支援状況・対人関係など)		
④家庭の状況 (生活状況・保護者・家族関係など)			⑤アプローチ方針について		

図 6-9 個別支援計画フォーマット

⑤ 関係機関による支援

個別支援会議で決定した個別支援計画に基づき、支援を実施する。支援のプロセスにおいて、関係機関の窓口を一本化することで、会議の調整や情報の連携をスムーズにする工夫がなされている。また、子ども若者相談センターは、関係機関との円滑なコミュニケーションのため、定期的に訪問する等、市から関係機関に主体的に関わることを意識した活動を行っている。

支援を周知するという観点では、ひきこもり、不登校支援に関しての地域資源マップを作成することや、佐渡市の庁内のパンフレット等に、社会資源の一つとして子ども若者相談センターの連絡先を記載するなどの工夫をしている。また、研修をする際に学校の教員が参加できるよう調整し、子ども若者相談センターや地域資源についての情報提供をしている。

⑥ フォローアップ

各機関が支援を行った際の情報や進捗を個別支援会議で共有する。支援の状況については、作成した個別支援画を基に、事例に応じた議論・情報共有を行っている。本会議にて作成される個人記録票は「図 6-10 個人記録表フォーマット」を参照されたい。

開催頻度については、虐待ケースか否かによって異なっている。虐待ケースの場合は、支援初期時には状況が変動しやすいため、月 1 回程度の高頻度で開催し、モニタリングしながら開催頻度を落としている。虐待ケースではない場合は、学期に 1 回程度開催し、関係機関が情報を共有できるようにしている。

フォローアップ中に支援対象者の学校や居住地が変更になった場合の対応方法については、それが市内もしくは、市外のどちらであるかにより、対応できる範囲が異なっている。市外への転校・転居の場合は、要対協の構成組織で支援している事例であれば、ケース移管として引継ぎの実施が可能である。市内の場合は、要対協にかかわらず引継ぎの実施が可能であり、転校先の学校や保育園の担当者等と、個別支援会議を実施することで、支援経過や支援方針を共有し、連携を行っている。

課長	センター長	次長	係長	発達支援相談	家庭児童相談
様 個人記録票					
日時	対応形態	内容（客観的事実）			相談方針 （要領・留意点）
/ /					
:					
【対応者】					
【記録者】					
【会場】					
/ /					
:					
【対応者】					
【記録者】					
【会場】					
/ /					
:					
【対応者】					
【記録者】					
【会場】					

図 6-10 個人記録表フォーマット

(3) 利用しているデータ項目

利用しているデータ項目は、「表 6-13 利用データ項目の一例」の通りである。

特徴としては、支援対象者の検知から支援実施、その後のフォローアップまで、システム上でのデータ管理は実施しておらず、エクセル等での管理をしている点である。

表 6-13 利用データ項目の一例

No.	データ項目名	保存の形式	備考
1	住民基本台帳（氏名、生年月日、性別、住所）	エクセル	-
2	相談者の情報（氏名、住所、相談者との間柄、連絡先）	エクセル	-

No.	データ項目名	保存の形式	備考
3	相談内容（主訴、相談目的、対象者の状況、困りごと）	エクセル	-
4	疑われる虐待種（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト）	エクセル	虐待の場合のみ利用
5	虐待内容（虐待者、虐待認知日、虐待の概要、発見者、発見日時、現況）	エクセル	虐待の場合のみ利用
6	被虐待児童生徒の家族構成	エクセル	虐待の場合のみ利用
7	報告先（子ども若者相談センター、児童相談所駐在所、中央児童相談所、警察署、その他）	エクセル	虐待の場合のみ利用
8	母子健康保険	エクセル	-
9	保健師の面談記録	エクセル	-
10	支援対象者の所属・学年	エクセル	-
11	支援対象者の特性（性格・スキル・得意不得意・疾患など）	エクセル	-
12	支援対象者の家族構成、ジェノグラム	エクセル	-
13	本人の特性（性格・スキル・得意不得意・疾患など）	エクセル	-
14	家庭の状況（生活状況・保護者・家族関係など）	エクセル	-
15	学校/職場/その他での状況（本人の様子・支援状況・対人関係など）	エクセル	-
16	身長・体重（調査日直近と過去の記録）	エクセル	虐待の場合のみ利用
17	痣・傷の有無（いつ、どこの部位、大きさ、本人の説明、保護者の説明）	エクセル	虐待の場合のみ利用
18	清潔面（入力の有無、衣類の清潔さ）	エクセル	虐待の場合のみ利用

No.	データ項目名	保存の形式	備考
19	栄養状態（朝食の有無、昼食の摂取）	エクセル	虐待の場合のみ利用
20	登校状況（欠席日数、遅刻日数）	エクセル	虐待の場合のみ利用
21	友人関係（喧嘩等トラブルの有無）	エクセル	虐待の場合のみ利用
22	大人との関係（指示通りかどうか）	エクセル	虐待の場合のみ利用
23	授業中の様子（着席しているか等）	エクセル	虐待の場合のみ利用
24	宿題提出の有無・提出物の提出状況	エクセル	虐待の場合のみ利用
25	学力の程度	エクセル	虐待の場合のみ利用
26	問題行動の有無	エクセル	虐待の場合のみ利用
27	保護者の就労先・生活保護の有無	エクセル	虐待の場合のみ利用
28	就学援助金・準要保護の有無	エクセル	虐待の場合のみ利用
29	児童との関係性（登校（園）時、下校（園）時の様子、行事参加時の様子）	エクセル	虐待の場合のみ利用
30	学校（保育園）との関係（行事の参加状況、担任との関係、欠席時の連絡の有無）	エクセル	虐待の場合のみ利用
31	アプローチ方針	エクセル	-
32	支援状況（対応日時、対応形態、対応者、記録者、会場、対応内容）	エクセル	-

(4) 本業務から得られた示唆

本業務の結果で得られた示唆として、佐渡市の事例から、他の地方公共団体でも取り入れるべき好事例3点と、知見として得られた課題を3点提示する。

まず、佐渡市における好事例は、3点挙げられる。

1点目は、要対協の構成機関だけではなく、非構成機関とも、支援の連携・協働を行っている点である。佐渡市の場合、支援の始め方について、まずは支援対象者と接点のある機関がアプローチすることが重要とされており、支援対象者の状況に合わせて連携する機関を調整している。他の自治体でも、要対協の構成機関に関わらず様々な機関と連携・協業を取ることができる体制づくりは、支

援対象者へのアプローチのハードルを下げるためにも検討が必要である。

また、2点目は、支援に参画する各機関が主体的に関わることができている点である。これには、調整役である子ども若者相談センターが、普段から関係する機関との連携を密に行い、信頼関係を築くことができているために、実現しているものである。より支援を効果的に行うために、他の地方公共団体においても、見本となる良い取組である。

3点目は、子ども若者相談センターの職員を、社会福祉士等の専門家で構成している点である。それにより、子ども若者相談センターは支援の第一義的な役割を担い、支援実施を支えることができている。支援体制を組むうえで、調整役の機関の構成人員に、支援の専門家を集めることは、他の地方公共団体でも検討されるべき工夫である。

一方、佐渡市のヒアリングを通して認識された課題としては、3点挙げられる。

1点目は、支援に必要なデータの取得についてである。子ども若者相談センターは、支援対象者の置かれている状況を判断して、支援につなげていく役割にあるが、現場ではその判断や支援のために必要な情報が取得出来ていないと感じている。その原因は、個人情報保護の観点と、データ保有主体との連携に時間を要しているという2点である。まず個人情報保護の観点については、情報の利用に関して、支援対象者本人やその保護者の同意を事前に取得することができれば、スムーズで好ましいという意見も挙がっており、データの取得を実現するためには、法的課題を解消するための検討が必要である。また、データ保有主体との連携については、例えば1つのシステムにデータを集約する等、データの取得方法についても検討する必要がある。

また、2点目としては、各支援現場のリスクに対する認識の違いについてである。子ども若者相談センターが、支援対象者のリスクを検知していても、こどもと接点のある機関におけるリスクの認識が合わないという課題が発生している。支援対象者のリスクについては、各人の経験則に基づいて判定されており、その判定は取得した情報を利用する側に大きく委ねられている。特に課題の1点目に関連して、今後取得できるデータが増えた場合、多数のデータを分析し、リスクを洗い出していくことは、より難易度が高く、属人的なスキルになっていくと考えられる。各支援現場間のリスクの認識をあわせていくには、関係する各機関が集まって会議をする場を積極的に設けることや、統計的な手法等を用いてデータを分析した結果を、人による判断の参考値の1つとすることも検討の余地がある。

最後に、3点目としては、地方公共団体同士の連携についてである。現状、転居などに際して支援対象者の所属する地方公共団体に変更になった場合の引継ぎ体制が十分ではないということが課題として挙げられる。佐渡市では、市内の情報連携については整備されており、引継ぎ体制が組まれていることが好事例といえるが、市外へ転居した場合等については、佐渡市だけで対応できる問題ではないため、対応できる範囲が限られている。本課題は、佐渡市特有の問題ではなく、全国の地方公共団体に共通する課題として、支援対象者の取りこぼしを防ぎ、継続的な支援を行うための対応が必要である。そのためには、例えば汎用的なデータ項目の整備等、地方公共団体間の連携をスムーズに行うための仕組の検討が必要である。

6.5.4 特定非営利活動法人 Learning for All

特定非営利活動法人 Learning for All¹⁰（以下、LFAという。）では、こどもが直面しているあらゆる「貧」と「困」の解消を目指し、①「一人に寄り添う」、②「仕組みを広げる」、③「社会を動かす」の3つのアプローチでこどもの未来をつくっている。

① 一人に寄り添う

地域のあらゆる立場の大人たちのネットワークを作り、支援が必要なこどもへ早期につながり、成長段階に合わせ、必要なサポートを6～18歳まで行う「地域協働型子ども包括支援」を展開している。具体的な支援メニューとしては居場所づくり、学習支援、食事支援、保護者支援等を実施している。

② 仕組みを広げる

LFAで培ってきた実践的な支援のノウハウを全国の子ども支援団体や企業に提供する取組を実施している。日本中のこどもの支援者がつながるネットワークづくりにも取り組むことで、「地域協働型子ども包括支援」の全国展開を推進している。具体的な取組内容としては、「LFA e-learning」、「テスト・教材」、「集合研修」の3つのサービスの提供や全国の子ども支援者がノウハウを共有し支え合えるオンラインプラットフォーム「こども支援ナビ」を開設する等している。

③ 社会を動かす

現場での支援活動や、全国の子ども支援団体とのネットワークづくりを通して、「課題の普及啓発」、「人材育成」、「政策提言」に取り組んでいる。「課題の普及啓発」ではメディア発信、企業での研修、社会人向け活動説明会等を実施し、積極的に課題説明を行う機会を設けている。「人材育成」では学生ボランティアの受け入れを通して、社会を変えるリーダー人材の育成を行っている。「政策提言」では困難を抱えるこどもを支援する事業や調査研究等へのアドバイスを実施している。

本業務においては、LFAが地方公共団体やNPO等民間団体と連携し、「地域協働型子ども包括支援」を届ける際の体制、業務フロー、活用する情報、課題等をヒアリングし、整理を行った。

(1) 体制

LFAにおける体制は、「図 6-11 LFAの支援に関わるステークホルダ」の通りである。

LFAでは地方公共団体や地域ネットワーク（病院、学校、保育園・幼稚園、NPO等民間団体、民生委員、児童員等）と連携し、支援が必要なこどもの検知や支援の実施を行っている。

支援業務には地方公共団体から委託された事業（以下、委託事業）と、LFAで実施している支援事業（以下、自主事業）が存在し、事業形態によって各ステークホルダとどのように情報連携をするのか、支援を協働するのかが異なる。業務の性質に応じた支援業務の特徴、留意点は「6.5.4 (2) 業務の流れと課題、留意点」で詳細に記載する。

¹⁰ <https://learningforall.or.jp/>

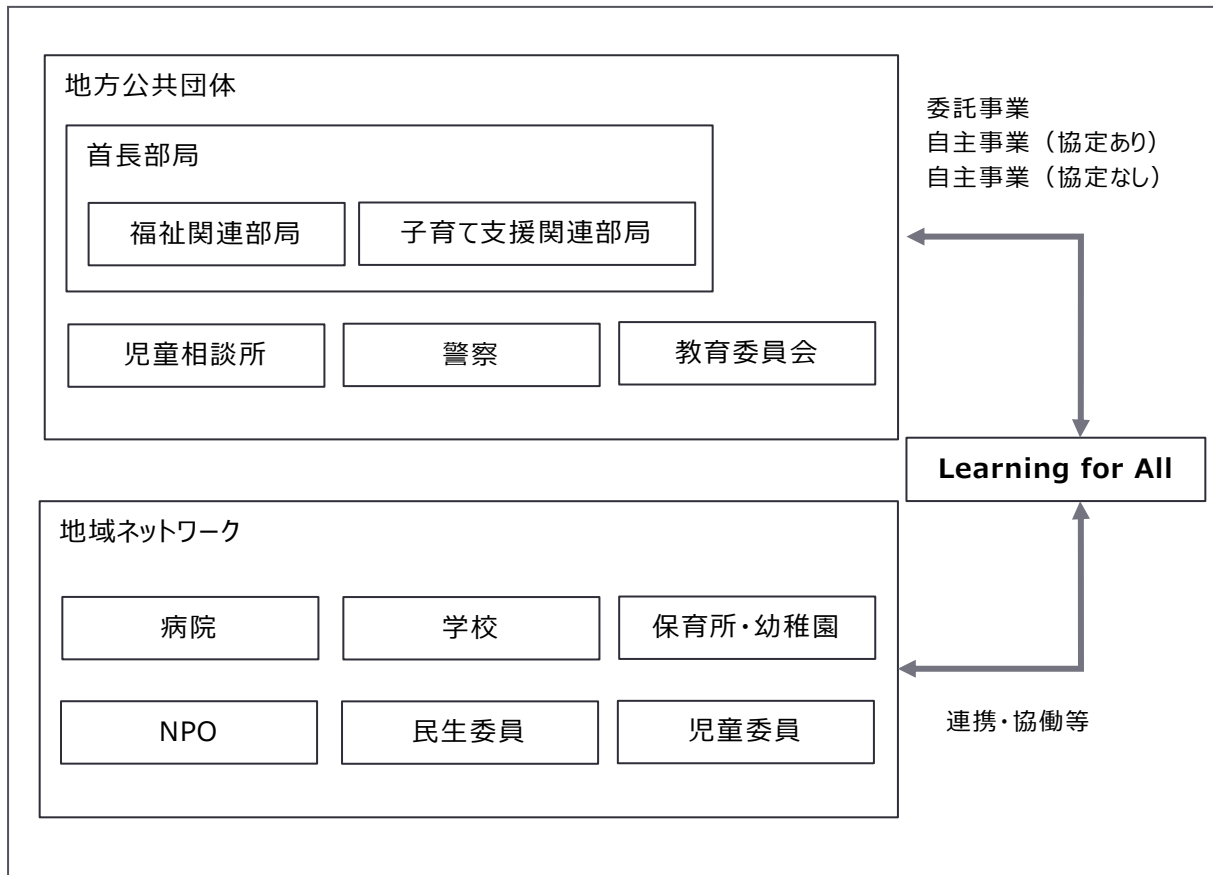


図 6-11 LFA の支援に関わるステークホルダ

(2) 業務の流れと課題、留意点

LFA における対応業務及び流れは「表 6-14 LFA における業務の流れと概要」の通りである。対応業務における課題や留意点については業務の性質によって異なるため、詳細に記載する。

表 6-14 LFA における業務の流れと概要

No.	対応業務	業務概要
1	受け入れ	支援が必要なこどもの受け入れを行う。
2	インテーク	支援対象者との面談を実施し、プランニングに向けた情報収集を行う。また、個人情報に関する規約やメディア露出規約等に本人同意を得る。
3	アセスメント	支援対象者を調査し、プランニングに向けた情報収集を行う。
4	プランニング	収集した情報を基に支援方針を決定する。
5	支援実施	決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携を行いつつ、支援を実施する。
6	モニタリング	支援の進捗状況や効果等を記録する。 虐待等が発生した場合は警察や児童相談所に連携する。

No.	対応業務	業務概要
7	再プランニング	支援の進捗状況や効果を踏まえて支援方針を再検討する。
8	評価	支援の効果をデータやアンケート結果等から評価する。

① 受け入れ

本業務では、支援が必要なこどもの受け入れを行う。

支援事業が、委託事業であるか、自主事業であるかによって支援対象者をどのように発見するか、受け入れ時に情報が取得できるかが異なる。

委託事業においては、地方公共団体から支援対象者と支援対象者に関する情報が共有される。ただし、地方公共団体によって連携される情報の量や質は異なる。例えば、つくば市に委託され実施している居場所づくり支援では、支援対象者の相談歴 家庭情報、学校の様子、利用目的等の記載がある「情報共有シート」が共有される。

自主事業においては、地域で LFA がネットワークを築いている様々な機関・団体等からの情報収集等を通じて、支援が必要なこどもを発見する。地域の機関・団体等から得た情報を利用して、支援対象者との関係性がない段階で LFA から直接アプローチすることは難しいため、地域の機関・団体等から支援対象者に対して LFA を紹介してもらう形で支援につなげている。

なお、つくば市においては委託事業と自主事業の両方の事業を行っており、委託事業で既に関わっている支援対象者を自主事業にもつなげたい場合、別途締結している協定に基づき、委託事業で共有された「情報共有シート」の情報を、自主事業でも活用できる。

情報の共有を受ける際には、適切な支援に必要な最小限の情報の連携を受けることとしている。

② インテーク

本業務では、支援対象者との面談を実施し、プランニングに向けた情報収集を行う。

上述の通り、委託事業においては地方公共団体から支援対象者が連携される際に基本的な情報も取得することができる。

自主事業の場合には、基本的にはインテークの段階で必要な情報を本人との面談を通して取得していく。

また、個人情報に関する規約やメディア露出規約等に本人同意を得ており、それぞれの規約の内容については「個人情報に関する規約」、「メディア露出規約等」を参照されたい。

【個人情報に関する規約】

第1条（法令遵守）

特定非営利活動法人 Learning for All（以下「当団体」といいます）は、法令及びガイドラインを遵守し、適切に個人情報を扱うものとします。

第2条（利用目的）

当団体は、過去に当団体が取得し、又は、今後当団体が取得する利用者及びご家族の個人情報につき、本人の同意なく、以下の目的以外の目的では使用しません。

- （1）利用者及び保護者の本人確認のため
- （2）当団体が提供するサービスに関するご案内、お問い合わせ等の対応のため
- （3）緊急時の連絡のため
- （4）利用者に提供するプログラム内容の検討（利用者が参加するプログラム以外のプログラムを提供すること、当団体以外の団体その他の機関が行う支援につなげることの検討も含みます。）及び運営に必要な事項の保護者等への連絡を行うため。
- （5）当団体が行う自治体及び学習支援等の子ども支援を実施する団体に対するコンサルティング業務において、コンサルティングの内容を検討するため。
- （6）アンケート・インタビュー調査の実施および分析を通じ、社会に対する課題提起・政策提言活動を行うため。
- （7）年次活動報告書や、当団体を寄附等により支援をした財団、企業その他の団体および個人に対する報告書に掲載するため。

2 前項（5）～（7）記載の目的で利用する場合には、個人を特定できないように処理をした上で利用するものとします。

第3条（第三者提供）

1 当団体が運営するプログラム、サービス又は事業が自主事業（自治体からの委託ではなく当団体独自の財源で実施している事業）の場合、当団体は、プログラムにおける利用者の様子、ご家庭の状況等の利用者及びご家族の個人情報につき、学校、児童相談所、スクールソーシャルワーカー及び自治体担当課並びに当団体が連携している NPO 等との間で相互に提供する場合があるものとします。

2 当団体が運営するプログラム、サービス又は事業が自治体からの委託事業である場合、本人及び委託先の同意を得た場合その他法令に基づき開示が認められる場合に限り、第三者に対して個人情報を提供することができるものとします。

3. 当団体は、以下の各号に掲げる場合を除き、利用者の同意を得ることなく、第三者に利用者の個人情報を開示、提供しないものとします。

- （1）法令に基づく場合
- （2）生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （4）合併又は事業譲渡等の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- （5）個人情報保護法に基づき、必要な事項をあらかじめ本人に通知し又は当団体のホームページにより公表している場合

第4条（その他）

前各条に定める他、当団体の個人情報の取り扱いの詳細については、別途当団体ホームページ記載の「プライバシーポリシー」に基づき対応するものとします。

【メディア露出規約】

第1条（メディア露出）

特定非営利活動法人 Learning for All（以下「当団体」といいます。）が運営する事業では、利用者の成長の記録や報告物への掲載等を目的に、利用者自身や利用者の作品等を写真や動画で撮影、掲載させて頂く場合がございます。なお、ご要望があれば何に活用したかを共有させていただき、十分に取り扱いには配慮させていただきます。

第2条（写真及び動画）

当団体は、利用者が映った写真及び動画（以下「写真等」といいます。）について、利用者の承諾を得た場合、次の各号に定める目的で利用することができます。

- ①利用するプログラムの利用者、スタッフ向けの利用
例）卒業時やイベント時の記録・プレゼント等
- ②事業関係者（助成団体、当団体等）に限った利用
例）内部資料、記録、他市町村や運営団体向けの説明等
- ③事業関係者（助成団体、当団体等）の広報を目的とした利用
例）団体ホームページ、facebook、パンフレット等での活動紹介
- ④新聞やTV等マスコミへの露出を目的とした利用

第3条（作品等の著作物の扱い）

当団体は、利用者が作成した作品等について以下の各号に定める目的で、利用者の承諾を得て、利用することができます。

- ① 内部資料や広報目的での利用
- ② 新聞やTV等の取材等での利用

第4条（同意の範囲）

利用者がこの規約に同意した場合、当団体は、当該同意の日から翌年度の3月末まで（利用者が同意をした日の属する年度の3月末までのプログラムの利用の申込をした場合にはその年度の3月末まで）利用者の写真等を撮影したり、その期間内に第2条各号及び第3条各号に定める目的で制作した制作物に撮影した利用者の写真等を使用し、その期間終了後も当該制作物を使用することができるものとします。

③ アセスメント

本業務では、支援対象者を調査し、支援対象者の抱えている問題に対してどのような課題を解決する必要があるか、誰がどのようなストレングスを活かし、支援を行うのがよいかを検討する。

調査を行った結果を整理するアセスメントシート（「図 6-12 アセスメントシート（小学生生活1年～3年）」から「図 6-14 アセスメントシート（家族・環境に関する情報）」のフォーマットも併せて参照されたい。

アセスメントシート(小学校生活1年～3年)				
小学校 1年	クラス	普通級・通級・適応指導教室・特別支援学級・特別支援学校・ 日本語学級	期間	
	不登校経験	(有 ・ 無)	期間	
	きっかけ 登校状況			
	担任等との関わり			
	SC面談	(有 ・ 無)	期間	
	SSWとの関わり	(有 ・ 無)	期間	
	関わりの内容			
	友人関係			
	学力・学習、その他特記事項			
	小学校 2年	クラス	普通級・通級・適応指導教室・特別支援学級・特別支援学校・ 日本語学級	期間
不登校経験		(有 ・ 無)	期間	
きっかけ 登校状況				
担任等との関わり				
SC面談		(有 ・ 無)	期間	
SSWとの関わり		(有 ・ 無)	期間	
関わりの内容				
友人関係				
学力・学習、その他特記事項				
小学校 3年		クラス	普通級・通級・適応指導教室・特別支援学級・特別支援学校・ 日本語学級	期間
	不登校経験	(有 ・ 無)	期間	
	きっかけ 登校状況			
	担任等との関わり			
	SC面談	(有 ・ 無)	期間	
	SSWとの関わり	(有 ・ 無)	期間	
	関わりの内容			
	友人関係			
	学力・学習、その他特記事項			

図 6-12 アセスメントシート (小学校生活 1 年～3 年)

アセスメントシート(本人に関する情報)	
本人に関する情報	得意なこと、好きなこと、興味、関心
	苦手なこと、嫌いなこと
	生活習慣（衣服の着脱、食事、排せつ、歯磨き、入浴習慣など）
	発達の遅れ・偏りなど
	運動・手先の器用さなど
	不安、認知の捉え方、苦手な場面など
	社会性・対人コミュニケーションの特徴
	家族
	学校
他視点からみた本人について	地域・行政機関
	友人
特記事項等	

図 6-13 アセスメントシート（本人に関する情報）

アセスメントシート(家族・環境に関する情報)			
家庭に関する情報	ジェノグラム		
本人の置かれている環境	関係している関係機関		
	機関名	担当者	関わっている時期
エコマップ			
特記事項等			

図 6-14 アセスメントシート (家族・環境に関する情報)

④ プランニング

本業務では、収集した支援対象者の情報を基に支援方針の決定を行う。

委託事業の場合、支援方針の決定を地方公共団体が担うか、LFA が担うかは契約内容によって異なる。

⑤ 支援実施

本業務では、策定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携を行いつつ、支援を実施する。

⑥ モニタリング

本業務では、策定した支援方針に基づいて支援の進捗状況や効果等を確認し、記録を行う。また、家庭での虐待等の事実や兆候を把握した場合は地方公共団体の虐待担当者、又は警察や児童相談所に連携する。

委託事業の場合、地方公共団体へ一定の頻度で報告を行う。報告時に共有する情報は、登録者の名前、利用日数、様子等である。地方公共団体ごとに情報連携を行いやすいツールが異なるため、地方公共団体に合わせたコミュニケーションツールを選択し、密にコミュニケーションをとり、協働体制を構築することが重要となる。

⑦ 再プランニング

本業務では、確認した支援対象者の進捗状況等を基に支援方針の再検討、再決定を行う。

委託事業の場合、支援方針の再決定を地方公共団体が担うか、LFA が担うかは契約内容によって異なる。委託契約、協定を結んでいるつくば市の場合、アセスメントシートや月次報告内容等から3か月1度支援計画を見直し、LFA と連携している。

⑧ 評価

本業務では、支援の効果をデータやアンケート結果等から評価する。

LFA では研究機関と連携の上、属性分析を実施し、その結果を基に「表 6-15 リスクルーブリック評価」を作成している。他の団体の情報含め550人程度のデータを取得し、定量的な分析に基づいた評価を実施している。

リスク分析に用いる情報は、①～⑦の一連の支援業務の中で取得している。なお、具体的にどのようなデータ項目を利用しているかは、「6.5.1 (3) 利用しているデータ項目」にて記載する。

アンケートについては、「表 6-16 アンケート概要」の観点について小学生、中学生、高校生を対象に実施している。なお、アンケートの項目は毎年試行錯誤し、更新を行っている。

表 6-15 リスクルーブリック評価¹¹

・9段階（←支援・介入の必要性薄い 高い→）

様区分	Green : 一般		Yellow: 要支援					Red:要 保護	
	1	2	1	2	3	4	5	1	2
①本人の 状況	問題なし	グレーゾ ン	学習支援 に問題な く通える ケース	居場所支 援・学習 支援の併 用	主に居場 所支援が 必要な ケース 他機関連 携が必要 い	居場所で も重い ケース、ア ウトリーチ しない限り 繋がらな い	命の危険 のある虐 待、社会 的孤立	急性リスク を有してい る（虐待 等）	自殺未遂
②支援接 続状況	-	-	-	フォーマル な支援 （定常的 に機能し ているも の）を十 分に活用 できている	継続的に 地域内の 支援拠点 に接続 し、吐露 ができてい る （困難な 状況が第 三者によ り定期的 に把握さ れている）	地域内の 支援拠点 との繋が りは不安 定である が、誰か に吐露で きる（ア ウトリー チのアク セスは可 能）	誰にも吐 露できな い（アウ トリーチ のアクセ スも拒否 ）	一時保護 施設	児童養護 施設

¹¹ 本表は大阪公立大学山野則子教授「子どもの貧困対策について ～現状と課題～」を参考に、様区分の詳細化・定義等について LFA にて作成。

表 6-16 アンケート概要

No.	アンケート名	アンケートの観点	保存の形式
1	学びアンケート	勉強について	アンケート用紙
2	学びアンケート	学びや取り組みについて	アンケート用紙
3	学びアンケート	家や環境のことについて	アンケート用紙
4	学びアンケート	学校のことについて	アンケート用紙
5	学びアンケート	将来のことについて	アンケート用紙
6	学びアンケート	拠点について（拠点に通う前）	アンケート用紙
7	学びアンケート	拠点について（拠点に通った後）	アンケート用紙
8	育ち繋がりアンケート	日頃の生活について	アンケート用紙
9	育ち繋がりアンケート	家族や周りのひとについて	アンケート用紙
10	育ち繋がりアンケート	こども自身について	アンケート用紙
11	保護者向けアンケート	居住区について	アンケート用紙
12	保護者向けアンケート	利用しているサービスについて	アンケート用紙
13	保護者向けアンケート	利用開始年について	アンケート用紙
14	保護者向けアンケート	仕事の状況について	アンケート用紙
15	保護者向けアンケート	こどもへの接し方の変化について	アンケート用紙
16	保護者向けアンケート	行政サービスの認知度について	アンケート用紙
17	保護者向けアンケート	こどもの学習へのかかわり方の変化について	アンケート用紙
18	保護者向けアンケート	心理的孤立について	アンケート用紙

(3) 利用しているデータ項目

LFA で活用しているデータ項目は「表 6-17 利用データ項目例」の通りである。

LFA では支援に用いるデータの他に、研究機関と連携し、支援の評価に必要なデータを取得、活用している。

表 6-17 利用データ項目例

No.	活用方法	データ項目名	保存の形式
1	支援	健康状態（病気や障害、服薬）	エクセル
2	支援	検査（アレルギー検査やWISC検査など）	エクセル

6 支援への接続に関する調査

No.	活用方法	データ項目名	保存の形式
3	支援	手帳所持	エクセル
4	支援	家族構成（氏名、続柄、年齢、同居/別居、配慮すべきこと）	エクセル
5	支援	利用希望日（利用する曜日、利用有無、配慮すべきこと）	エクセル
6	支援	クラス（普通級・通級・適応指導教室・特別支援学級・特別支援学校・日本語学級）、期間	エクセル
7	支援	不登校の経験、期間	エクセル
8	支援	担任等との関わり	エクセル
9	支援	SC との面談（有/無）、期間	エクセル
10	支援	SSW との関わり（有/無）、期間、内容	エクセル
11	支援	友人関係	エクセル
12	支援	学力・学習	エクセル
13	支援	得意なこと、好きなこと、興味、関心	エクセル
14	支援	苦手なこと、嫌いなこと	エクセル
15	支援	生活習慣（衣服の着脱、食事、排せつ、歯磨き、入浴習慣など）	エクセル
16	支援	発達の遅れ・偏りなど	エクセル
17	支援	運動・手先の器用さなど	エクセル
18	支援	不安、認知の捉え方、苦手な場面など	エクセル
19	支援	社会性・対人コミュニケーションの特徴	エクセル
20	支援	家族からみたことについて	エクセル
21	支援	学校からみたことについて	エクセル
22	支援	地域・行政機関からみたことについて	エクセル
23	支援	友人からみたことについて	エクセル

6 支援への接続に関する調査

No.	活用方法	データ項目名	保存の形式
24	支援	ジェノグラム	エクセル
25	支援	関係している機関（機関名、担当者、関わっている機関、経緯）	エクセル
26	支援	エコマップ	エクセル
27	支援	特記事項	エクセル
28	支援評価分析	基本情報（学年、受けている支援、利用開始/終了）	エクセル
29	支援評価分析	生活保護の有無	エクセル
30	支援評価分析	就学援助の有無	エクセル
31	支援評価分析	児童扶養手当の有無	エクセル
32	支援評価分析	日本語支援が必要	エクセル
33	支援評価分析	ひきこもり経験（過去を含む）	エクセル
34	支援評価分析	障害（発達障害を含む）	エクセル
35	支援評価分析	健康上の問題があり定期的な通院が必要（頻度不問）	エクセル
36	支援評価分析	性的マイノリティ	エクセル
37	支援評価分析	若年妊娠（本人、過去の若年妊娠経験を含む）	エクセル
38	支援評価分析	高額な買い物や食事をしている	エクセル
39	支援評価分析	自傷行為または他害行為	エクセル
40	支援評価分析	直近で希死念慮を口にすることがある	エクセル
41	支援評価分析	いじめ（被害）	エクセル
42	支援評価分析	不登校	エクセル
43	支援評価分析	卒業後進路未決定	エクセル
44	支援評価分析	ヤングケアラー	エクセル
45	支援評価分析	たる生計者の就労状況が不安定（主たる家計の担い手が無業・非正規）または就労状況が過労（ダブルワーク・トリプルワーク等過労）	エクセル

6 支援への接続に関する調査

No.	活用方法	データ項目名	保存の形式
46	支援評価分析	ひとり親	エクセル
47	支援評価分析	経済困窮（低所得・子どもの体験や所有物の欠如）	エクセル
48	支援評価分析	母親が第一子を若年出産している	エクセル
49	支援評価分析	多子（5人以上）	エクセル
50	支援評価分析	同居家族（両親に関しては別居していても含む）が精神疾患	エクセル
51	支援評価分析	家族と支援機関の連絡が取れない	エクセル
52	支援評価分析	同居家族がDVを受けている	エクセル
53	支援評価分析	虐待通報歴	エクセル
54	支援評価分析	少年非行（性非行、不純異性交遊含む）	エクセル
55	支援評価分析	虐待の事実の確認	エクセル
56	支援評価分析	自殺未遂	エクセル

LFA では、全ての職員を対象に「表 6-18 子ども及び保護者個人情報に関する運用ルール」を定めている。全ての職員は運用ルールに従い、子どもに関するデータを保管、活用する。

表 6-18 子ども及び保護者個人情報に関する運用ルール

ルール	内容
個人情報の定義づけ	<p>取り扱う個人情報毎にランクを設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S ランク 氏名と学校名、氏名と住所等が併記されており、誰が見ても一枚で個人の特定が可能となるもの ・ A ランク 氏名と学年、氏名と本人の過去や現在に関わる機密度の高い情報（総合的な学力情報、学校や拠点での様子、家庭等周辺環境・通院歴・既往歴等のプライバシー情報など）が記載されているもの ・ B ランク 本人の過去や現在に関わる機密度の高い情報には繋がりにくい情報のみが掲載されているもの
個人情報保持について	自身の業務遂行に必要な個人情報以外は保持しない。
保管について	<p>【原本について】 情報の原本は出来るだけ発生させない方針とし、可能な限りデータ化し、原本は破棄する。原本発生、保管規程が定められている委託事業等は、マニュアルに定められた保管方法で正しく保管する。持ち運びが必要な際は「鍵付きケース」を利用し、保管は「鍵付きロッカー」を利用する。</p> <p>【データについて】 原則、デスクトップへの個人情報の保管は禁止とし、個人情報ランクに基づいた適切な権限設定を行ったうえで、Google Drive 上での利用・閲覧を行う。 アクセス場所を制限したうえで、2 要素認証を設定する。</p>
アクセス権限について	アクセス権の範囲は役職によって変更しており、子ども支援の担当者しか情報を閲覧できないようにする。なお、権限設定が不適切な個人情報を見つけた場合には、専門の窓口連携を行う。

(4) 本業務から得られた示唆

本業務の結果、子どもデータ連携に取り組むうえで留意すべき事項や得られた示唆は①地方公共団体と NPO 等民間団体の契約形態の重要性、②データ評価の重要性、③ NPO 等民間団体における個人情報管理の運用ルール作成の重要性の 3 点である。

- ① 地方公共団体と NPO 等民間団体の契約等の有無による連携の在り方の違い

NPO 等民間団体がこどもに対する支援を行うにあたって、地方公共団体と協力できる体制になっているかという点は重要である。地方公共団体と NPO 等民間団体の関係性が委託契約に基づくものであるのか、協定に基づくものであるのか、その地域の中で自主事業を行っているのかによって、NPO 等民間団体が利用できる情報や地方公共団体へ連携する情報、頻度等が変わる。

地方公共団体はどのような NPO 等民間団体と、どのような連携体制を構築するのかを考える必要がある。

② データ評価の重要性

取得したデータを分析することも含め本人同意を取得し、支援を実施している NPO 等民間団体において、特定の困難の種類とリスク因子の関係を分析することは、リスクの早期発見やより効果的な支援にとって重要な意味がある。

インプットとなる情報の種類や量が多いほど、正確な分析結果が取得できると考えられるため、NPO 等民間団体同士の連携や大学等の研究機関との連携等、支援組織同士が連携した分析体制を検討していく必要がある。

③ NPO 等民間団体における個人情報管理の運用ルール作成の重要性

機微な個人情報を取り扱う NPO 等民間団体で個人情報管理の運用ルールを作成することには重要な意味がある。一方、地方公共団体から NPO 等民間団体等民間団体へ業務委託、又は協定を締結する場合等においては、個人情報保護の観点から適正な個人情報の取り扱いを設定すべきであるが、強固なセキュリティを有するシステムの利用や、システム専任者の配置を必須条件にする等の厳格な基準を設定すると小規模な NPO 等民間団体では対応しきれなくなってしまうという懸念もある。そのため、今後の課題として、NPO 等民間団体にどの程度の管理体制を求めるのか、適正なラインを検討していくことが重要となる。

6.5.5 兵庫県

兵庫県では、医療機関等と保健行政機関をつなぐ母子保健医療情報提供システム「養育支援ネット」¹²の取組を推進している。「養育支援ネット」は、医療機関が検知した①未熟児、②虐待を受ける恐れのある児童、③養育上の問題があり、地域での早期支援が必要な妊婦や親子を保健福祉へ連携し、保健福祉サービスを提供することで、養育上の支援を必要とする母子やその家庭の抱えている困難が顕在化、重篤化する前に支援を実施することを目指している。

兵庫県は妊婦や乳幼児期という早期の段階から医療機関で把握している重要な情報を利用して支援を届けるという特徴をもつ。医療機関の持つ情報を地方公共団体とどのように連携し、支援を実施しているのかという観点からヒアリング調査を実施した。

(1) 体制

養育支援ネットの実施体制は「図 6-15 「養育支援ネット」体制図」の通りである。県、市町が実施主体となり、医療機関、市町、児童相談所、学校等が連携し、母子支援を実施している。また、支援を通して虐待のリスクが高い、又は高そうであると判断された場合は、児童相談所に通告され、学校・幼稚園等と連携しながら、要対協の枠組みで支援を実施する。

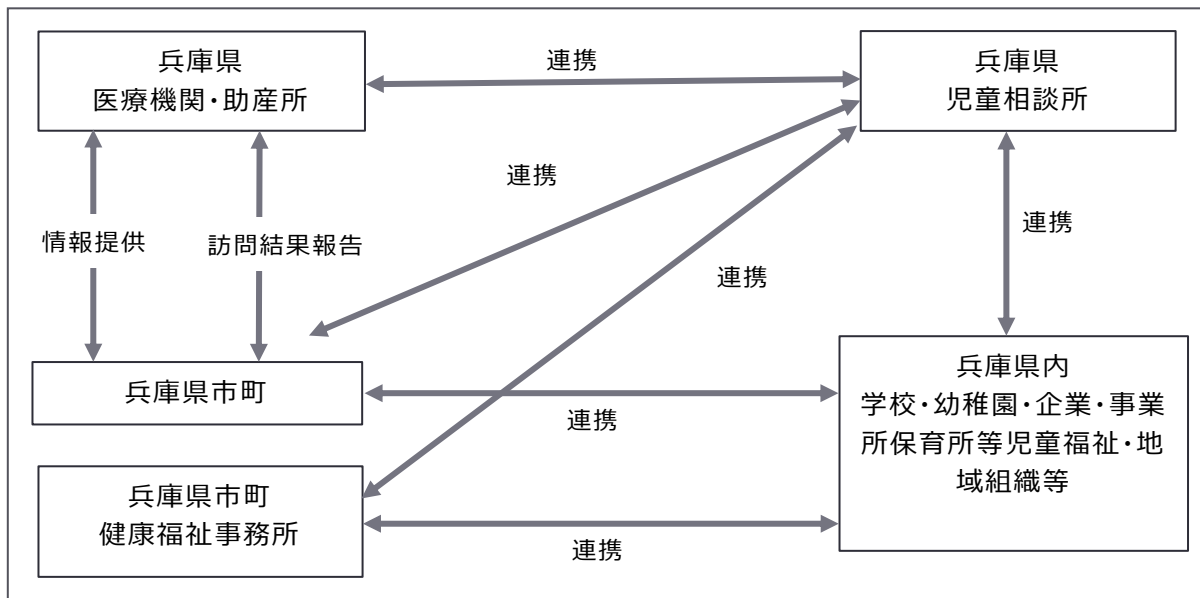


表 6-19 「養育支援ネット」を利用した支援業務の流れ

No.	対応業務	業務概要
1	リスク検知	医療機関が養育支援ネットの対象となる母子の検知を行う。
2	保健行政機関への接続	検知した支援対象者を対象者の住所地となる市町もしくは、児童相談所に情報提供する。
3	見守り・支援	医療機関から情報を参考に、市町、保健所が主体となり支援を実施するかもしれない、児童相談所が主体となり見守り・支援を実施する。
4	フォローアップ	市町が必要に応じて、支援結果を医療機関に報告し、市町、医療機関双方で支援対象者の支援進捗の確認、支援方針の再検討を行う。 もしくは、支援者が支援進捗等を報告し、ケース会議等で支援方針を再検討する。
5	評価	見守り・支援を実施した結果を受け評価を行う。

① リスク検知

本業務では医療機関、助産所（以下、「医療機関等」という。）が保健行政機関への連携対象となる①未熟児、②虐待を受ける恐れのある児童、③養育上の問題があり、地域での早期支援が必要な妊婦を検知する。なお、対象者の詳細については「表 6-20 「養育支援ネット」の対象例」の通りである。

表 6-20 「養育支援ネット」の対象例

児の状況	<p>1) 未熟児 2,500g未満の低出生体重児のうち、養育上支援が必要な児や、養育医療対象児</p> <p>2) 身体障がい児及び長期療養児 障がいや重症の疾患を有する児、地域療育が必要な児</p> <p>3) その他、養育に支援を必要とする児</p> <p>① 新生児期 早産児、低出生体重児、子宮内発育遅滞児（IUGR）、巨大児、分娩外傷、新生児仮死、呼吸障害、多発性形態異常、先天性代謝異常、聴覚障害児</p> <p>② 乳幼児期 (ア) 発育障害：身長・体重・性の発育異常 (イ) 発達の遅れ：運動発達・言語発達・認知発達の遅れ (ウ) 行動の問題：行動障がい（注意集中困難・多動・不適応・攻撃性など）、情緒障がい（不安・無関心・分離・反抗）、その他（摂食障害、発達障害）</p> <p>② 虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要が考えられる乳幼児</p>
妊婦または母親の状況	<p>1) 妊娠・出産状況 若年（10代）、ひとり親、未婚、被虐待歴・虐待歴あり、養育に負担のかかる疾患がある、知的障がい、身体障がい、精神障がい、アルコール・薬物依存がある 望まない妊娠、中絶を繰り返している、不妊治療後</p> <p>2) 妊婦・母親の行動 健診未受診、妊娠中期以降の受診、分娩時が初診、関係機関等の援助を拒否、衣類等が不衛生</p> <p>3) 育児状況 育児不安が強い、子どもの世話をしない、情緒不安から子どもを傷つける、産後の不調が続いており、ベビーの世話をするのが困難、親の育児知識・育児態度あるいは姿勢に問題がある、我が子に愛着行為や関心が持てない 等</p>
家族・家庭の状況	<p>1) 夫（パートナー）との関係 DV、夫婦関係の破綻</p> <p>2) きょうだいの状況 きょうだいの不審死、きょうだいへの虐待行為</p> <p>3) 経済状態 両親に定職なし、不安定な就労・収入</p> <p>4) サポート等の状況 夫や家族・地域の中で育児の協力が得られない、地域の中で孤立</p>

③ 保健行政機関へ接続

本業務では、医療機関が検知した支援対象者を対象者の住所地となる市町もしくは、児童相談所に情報提供する。医療機関から保健行政機関への情報連携は、懸念のある母子を検知した際に随時書面や電話等で行われる。なお、2022年の情報連携数の実績は6,315件である。

また、検知した際の母子の状況に応じて、2通りの接続先がある。

(ア) 医療機関が虐待のリスクが高いと判断した場合

医療機関等は、虐待が明らかな場合あるいは虐待の疑いが強い場合は、児童虐待防止法第6条に基づき、児童相談所または福祉事務所に通告を行う。通告後、児童相談所が中心となり一時保護を実施するかを含めて、受理会議にて支援方針を検討し、支援を実施する。

(イ) 上記以外の場合

医療機関は保護者又は妊産婦の同意を得て、未熟児等養育上支援を必要とする親子又は妊婦の情報を診療情報提供様式に記入し、支援の必要に応じた時期に速やかに、当該親子・妊婦の住所地（里帰りの場合は、里帰り先）の市町に提供する。同意を得るための工夫として、支援対象者と直接関わる医師、助産師、看護師からどのような支援を受けられるか等を説明する。さらに、年1～2回保健所管内の医療機関、児童相談所、市町の母子保健担当者による運営検討会議を開催し、支援現場同士の信頼関係を構築するとともに、円滑な同意取得のためのナレッジ共有等を実施している。

一方、保護者又は妊産婦の同意がない場合は、様式による情報提供は行わないものとし、緊急度が高い場合には要対協の枠組みでの対応を検討する。同意が得られなかった際の情報の取り扱いにあたっては、プライバシーの保護について十分留意し、対象の情報が部外者に漏れることがないように秘密保持を厳重にする。情報を受けた児童相談所、市町は医療機関より連携を受けた情報を基に支援方針を検討、家庭訪問を実施する。

④ 見守り・支援

本業務では、医療機関から情報を参考に、市町、保健所が主体となり各市町の担当者や保健所の職員が支援を実施する。

上述の通り、医療機関が虐待のリスクが高いと判断した場合は一般的な虐待の通告フローに基づき支援が実施される。

それ以外のケースに関しては、医療機関より情報提供を受けた住所地（里帰りの場合は里帰り先）の市町が速やかに家庭訪問を行う。また、対応困難事例については、保健所と情報共有し、状況に応じて保健所が家庭訪問、又は保健所と市町との同伴により家庭訪問を行う。家庭訪問時には必要に応じて行政サービスの紹介や指導等を行う。なお、家庭訪問の結果は「育児支援等連絡票」又は「妊婦支援等連絡票」に記録し、速やかに情報提供元の医療機関等に報告する。加えて、里帰り先の市町が訪問した場合は、その結果を、情報提供元の医療機関等及び当該親子・妊婦の住所地の市町に報告する。養育支援ネットの情報に関わらず、母子保健部門が、要保護児童だけではなく、養育支援が特に必要とする家庭が転居した場合は、転居先市町に情報提供し、支援をしている。

家庭訪問の際に取得した個人情報利用については、同意を依頼しているが、依頼に際して課題が生じる場合がある。同意が取れない家庭のほうが虐待のリスクが高い傾向にあるため、どのように同意を取得するのか、同意取得が難しくそうである場合、どのように支援につなぐことができるかに留意し、コミュニケーションを図ることが重要となる。例えば、西宮市では、支援対象者に警戒心を与えないようにするために、養育支援ネットからの情報をはじめから利用して支援を行うのではなく、家庭訪問の際に支援対象者から直接支援に必要な情報に関してコミュニケーションをとりつつ、ヒアリングする等の工夫をしている。なお、支援対象者が個人情報の利用に関して同意を拒否した場合は、支援対象者の身近な人物に、個人情報取得の目的を説明したうえで、身近な人物から説得してもらうように依頼する等している。

⑤ フォローアップ

本業務では、市町が必要に応じて、支援結果を医療機関に報告し、市町、医療機関双方で支援対象者の支援進捗の確認、支援方針の再検討を行う。

上述の通り、医療機関が虐待のリスクが高いと判断した場合は、一般的な虐待の通告フローに基づきフォローアップが実施される。

さらに、支援を行う中で懸念事項がある場合、継続して市町、医療機関間で連携を実施する。

なお、家庭訪問の際の支援対象者の様子は、医療機関での支援対象者の様子と異なる場合もあるため、医療機関での様子、家庭訪問時の様子の双方の情報を把握することで、総合的なアセスメントや対応策の検討が可能となる。

⑥ 評価

本業務では、見守り・支援を実施した結果を受け、評価を行う。

上述の通り、医療機関が虐待のリスクが高いと判断した場合や家庭方針の結果、虐待が見られた場合は、虐待の通告フローに基づいた支援が行われる。

なお、兵庫県では虐待の対応に関して評価、助言を行う第三者機関を設置している。第三者機関は、児童虐待等対応専門アドバイザー、家庭復帰等評価委員会、児童虐待防止委員会より組成され、第三者機関として県知事、県児童相談所、社会福祉審議会をサポートしている。体制や役割は「図 6-16 要保護児童の措置等に係る第三者機関による評価システム」の通りである。医師、大学教授、弁護士等の様々な分野の専門的な知見を持つ第三者機関の視点が入ることで、支援組織の経験則のみに頼ることなく、多角的に支援方針を決定できるため、支援対象者一人ひとりに適切な支援を実施することができる。

また、虐待に限らず、養育支援ネットを利用する市町毎に目標設定や課題検討を実施しており、設定した目標に対する達成率や生じた課題は兵庫県に報告され、各市町の目標達成率や課題が集積されることで、県全体としての方針の決定や課題解決の検討等に利用している。

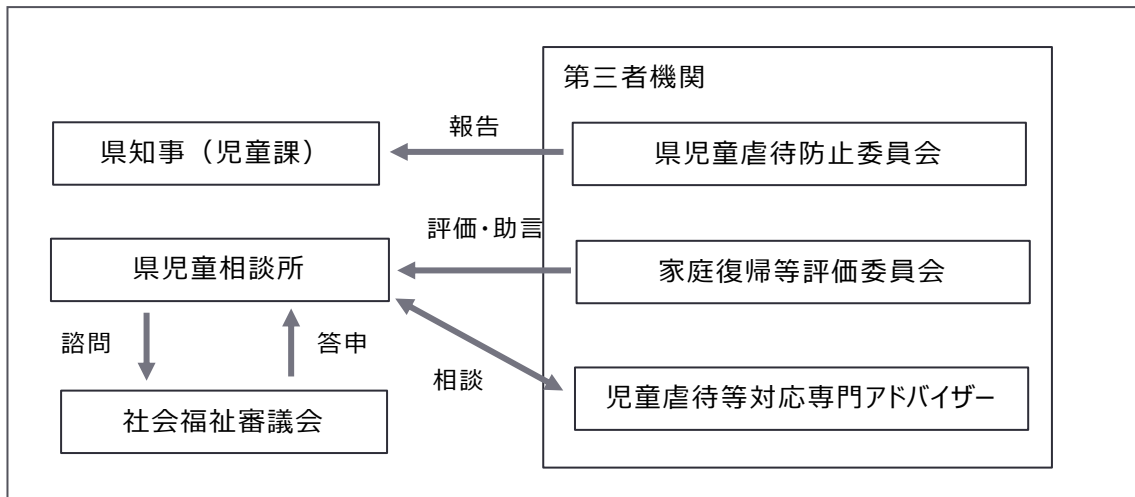


図 6-16 要保護児童の措置等に係る第三者機関による評価システム

(3) 利用しているデータ項目

「養育支援ネット」の取組で利用されているデータ項目は「表 6-21 養育支援ネット 連携するデータ項目一覧」の通りである。養育支援ネットでの情報連携は、医療機関から市町への情報提供、市町から医療機関への家庭訪問結果報告の2種類が存在し、それぞれ支援対象者が患児、母親、妊婦であるかによって連携するデータ項目が異なる。

表 6-21 養育支援ネット 連携するデータ項目一覧

No.	データ項目名	保存の形式	備考
1	医師名	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
2	生年月日	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
3	住所	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
4	情報提供目的と その理由	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
5	患者名・性別	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親。
6	傷病名	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親。
7	症状・既往症・ 治療状況等	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親。
8	退院先の住所	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親。
9	入退院日	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親。
10	児の状況	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親。
11	養育環境	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児・母親。
12	父母の氏名	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児。
13	出生時の状況	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児。
14	養育者の状況	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 患児。
15	児の氏名	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 母親。
16	妊婦の氏名	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者: 妊婦。

6 支援への接続に関する調査

No.	データ項目名	保存の形式	備考
17	職業	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
18	連絡先住所	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
19	分娩予定日	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
20	現在の週数	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
21	受診日	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
22	病状・治療状況 等	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
23	妊婦の状況	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
24	パートナー	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
25	育児の身近な 支援者	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
26	養育環境・家族 関係等	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
27	必要と考える サービス	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
28	情報提供につい て承諾の有無	(機関により) 紙媒体/データ	医療機関から市町への情報提供。 支援対象者:妊婦。
29	医療機関名・医 療名	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者:患児・母親・妊婦。
30	機関名(支援機 関)	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者:患児・母親・妊婦。
31	住所・電話番号	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者:患児・母親・妊婦。
32	訪問先の住所・ 電話番号	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者:患児・母親・妊婦。

No.	データ項目名	保存の形式	備考
33	訪問時の相談内容及び指導内容	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
34	依頼事項についての返答	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
35	問題点及び今後の援助計	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
36	病院への依頼事項	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
37	個人情報連携・利用に対するの同意	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
38	記入情報(記入日、記録者、記録者TEL)	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親・妊婦。
39	児の氏名・生命月日・単胎・多胎・兄弟構成	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親。
40	父母の状況(氏名、年齢、職業)	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親。
41	退院後の経過及び訪問時の状(訪問実施日、月齢)	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親。
42	発達状況(身体計測値、注視、音反応等)	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親。
43	児の状況(発育・発達・情緒・日常的世話の状況)	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親。
44	保護者の状(健康状態こどもへの思い・態)	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親。
45	家族状況 養育環境(育児の相談者、同胞の状況、養育者との分離歴)	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者: 患児・母親。

No.	データ項目名	保存の形式	備考
46	訪問(対応)年月日	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者:妊婦。
47	訪問(対応)時の把握内容	(機関により) 紙媒体/データ	市町から医療機関へ報告。 支援対象者:妊婦。

(4) 本業務から得られた示唆

本業務の結果、こどもデータ連携に取り組むうえで留意すべき事項や得られた示唆は①支援ネットワーク構築の重要性、②第三者機関から評価や助言を受けることの重要性の2点である。

① 支援ネットワーク構築

「養育支援ネット」で医療機関と保健行政機関が連携されることで、予防的な支援を含めた早期支援を実施することができる。加えて、継続的に複数の支援現場同士が情報連携することができ、支援対象者の生活のあらゆる面から多数の機関が取得した情報を含めて総合的な支援を可能としている。

断片的な支援ではなく、継続的に多角的な支援を実施し、適切な支援をしていくには支援ネットワーク構築が重要である。

② 第三者機関による支援に対する評価システム

支援に対して、第三者機関による評価システムを導入することで、様々な分野の専門的、客観的な視点が入り、支援組織の経験則のみに頼ることなく、多角的に支援方針を決定できるため、支援対象者一人ひとりに適切な支援を実施することができる。また、定期的な評価により、支援方針を再検討でき、よりよい支援のために、支援内容を改善していくことができる。

こどもにとって最善の支援を実施していくために、限られた組織のみで支援を検討するのではなく様々な組織からの意見を取り入れることは重要な意義を持つと考えられる。

6.5.6 尼崎市

子育てに関して課題や困難を抱える0歳からおおむね18歳までのこどもたちと子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う総合施設である子どもの育ち支援センターいくしあ（以下「いくしあ」という。）を運営している。いくしあのコンセプト・特徴は、次の3つである。

① 子どもファースト

0歳からおおむね18歳の子どもが主体となる支援を実施する。

② 縦の連携

こどもの年齢に応じた切れ目ない継続的な支援を実施する。

③ 横の連携

福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援を実施する。

また、こどもに関する保健、福祉等のデータ等を統合し管理する「子どもの育ち支援システム」を構築し、こどもへの円滑な支援に活用している。

こどもに関する幅広いデータを一元化し、福祉部局を中心とした総合的な早期支援を目指すといっ

た特徴を有する尼崎市に、広範なデータの統合とそれを利用した総合的な支援における事例や課題という観点でヒアリング調査を実施した。

(1) 体制

尼崎市では、いくしあ総合相談窓口（以下「相談窓口」という。）で相談を受け、より専門的・継続的に支援が必要な場合、専門機関と連携し、支援を実施している。いくしあ支援体制は、「図 6-17 子どもの育ち支援センター いくしあ 体制図」の通りである。

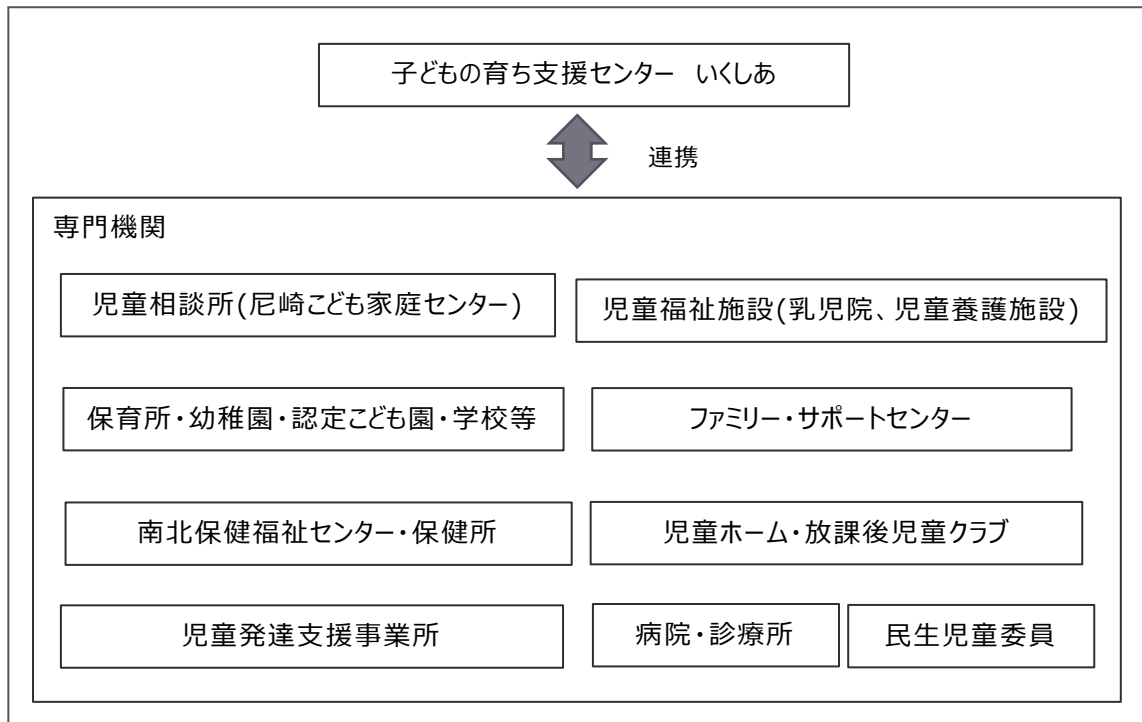


図 6-17 子どもの育ち支援センター いくしあ 体制図

(2) 業務の流れと課題、留意点

表 6-22 いくしあ 対応業務の流れ

No.	対応業務	業務概要
1	リスク検知	相談窓口への相談や通告により、こどものリスクを検知する。
2	支援方針の検討	「子どもの育ち支援システム」を活用しながら、支援方針を決定する。
3	支援機関への接続・情報共有	決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携し、適切な支援機関への接続や情報共有を行う。
4	見守り・支援	支援方針に基づいて、見守り・支援を実施する。
5	フォローアップ	支援状況等の報告を受け、支援方針を再検討する。

① リスク検知

本業務では、相談窓口への相談や通告により、こどものリスクを検知する。

相談窓口には公認心理師や社会福祉士等の専門職を配置しており、電話や面接等により、保護者やこどもの悩みを聞き、リスクの少ない段階から解決につながるような体制としている。さらに、明確にこどもの抱える困難を認識し支援を求めている要支援者への支援に関しては、家庭児童相談、発達相談、教育相談、不登校相談、ユース相談(ひきこもり)、ヤングケアラー相談等の専門的な窓口も設置し、リスクの検知・早期対応を実施している。

また、こどもが所属する保育園・幼稚園・学校等関係機関がリスク検知した時には、いくしあに情報提供がなされる。他機関からの情報連携は、児童ケースワーカーが生活保護・保健関連部局等と日々接点を持ち連携しており、口頭・電話で相談を受けることが多いが、報告については要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）で作成する「図 6-18 支援を要する子どもに関する報告シート」様式で連携される。

加えて、首長部局の8システムデータを統合した福祉系システムである「子ども育ち支援システム」と教育系システムから抽出したデータを連携・統合した「新統合システム」を令和4年度に構築し、0歳から18歳までのこどもを対象に、「新統合システム」で統合したデータを基に、支援が必要である可能性について判定を行うことで、プッシュ型支援を届けるための実証を進めている。なお、支援に係る判定に際してはシステムデータに基づく1次判定に加えて、人によるアセスメントも併せて実施することを予定している。本実証に関しては「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（尼崎市）」¹³も参照されたい。

13

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0/13c492ee/20230428_news_children_outline_09.pdf

平成 年 月 日

支援を要する子どもに関する報告シート

報告者 _____

所属・役職 _____

(連絡先) _____

新規・継続 (年 月から)

相談・発覚日	主訴 (虐待・不登校・問題行動等)			情報源
()月()日				
当該児童	性別		男	H・S 年 月 日生 (歳)
	氏名		女	
	住所			
	所属(学年)			
家族・保護者氏名	続柄	年齢	職業等	[生活保護等受給事項]
問題の概要 (経緯・指導等)				支援の方向 (各関係機関)
保護者の意向	児童の意向		備考	

図 6-18 支援を要する子どもに関する報告シート

② 支援方針の検討

本業務では、「子どもの育ち支援システム」を活用しながら、支援方針を決定する。

相談や通告を受けた場合、要対協の受理会議を開催し、支援方針を検討する。支援方針の検討にあたっては、相談・通告の内容のみならず、「子どもの育ち支援システム」内の基本情報や、所属の有無、障害の有無、サービス利用の有無、過去の相談歴等を踏まえたうえで、相談や通告があった関連機関に対して個別に連絡し必要な情報を収集している。「子どもの育ち支援システム」を構築していることで、こどもの支援に必要な情報を支援関係者間で円滑に共有することができ、より迅速な支援方針の検討が実施できている。一方、自立支援医療の情報や保育園の情報等は、支援で必要となることが多いにも関わらずシステム連携ができておらず課題となっている。

③ 支援機関への接続・情報共有

本業務では、決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携し、適切な支援機関への接続や情報共有を行う。

支援先に接続する際には、担当者が個別に連絡して実施しており、連携時に支援に必要な情報（世帯状況、要対協管理の背景、課題、支援目標等）を共有するとともに、いくしあの支援担当者との支援先における役割分担や、要支援者へのアプローチ方法を調整している。

NPO 等民間団体は子育て支援に関するノウハウやハード面・ソフト面の資産を有している所もあり、行政には難しい柔軟な支援が可能であるため、支援方針の検討の際に、より柔軟な支援や対応が求められると判断された場合には NPO 等民間団体にも連携を行っている。

なお、支援対象者を支援業務の委託先である NPO 等民間団体につなぐ場合、委託契約書に個人情報の取り扱いについて記載を行っている。また、個人情報の授受があった場合は受領書の提出を求めるとともに、個人情報の廃棄を行う場合は廃棄の報告等の対応を求めている。加えて、委託契約書のに基づき、支援終了時にデータ廃棄の確認も実施している。

自主事業として子どもへの支援を行っている NPO 等民間団体と連携した支援を行う場合には、要対協の枠組みの中での連携とし、要対協の趣旨を説明したうえで、個人情報の取り扱いに十分に注意するよう求めている。

④ 見守り・支援

本業務では、支援方針に基づいて、見守り・支援を実施する。

支援を実施するにあたっては、支援への接続の時に協議した役割分担やアプローチ方法で支援を行うが、必要に応じて NPO 等民間団体同士の連携等も行われる。

⑤ フォローアップ

本業務では、支援状況等の報告を受け、支援方針を再検討する。

支援現場からの報告は、適宜個別に電話や口頭で実施され、当該報告内容に応じて支援方針について協議を行っている。また、定期的に情報共有を目的とした会議を開催している。支援現場が委託を受けた NPO 等民間団体である場合には定期的に報告書や会議において報告を受けている。

(3) 利用しているデータ項目

尼崎市では、既に開発済みの「子どもの育ち支援システム」と教育系システムのデータ連携を行う「新統合システム」においては、令和 5 年度に教育委員会が新たに「就学前の子ども情報システム」を開発することから、当該データについてもデータ連携し、システムを運用していく予定である。「新統合システム」のデータについては、「表 6-23 新統合システムのデータ項目例」を参照されたい。

なお、本システムでは顔認証、パスワード認証の 2 段階認証でのログイン、アクセス制限、データの持ち出し制限、ログ管理ソフトの導入等のセキュリティ対策を実施している。

表 6-23 新統合システムのデータ項目例

No.	データ項目	保存方式	備考
1	住民記録情報(ID、住所、氏名、世帯構成)	データベース	-
2	保健衛生情報(ID、健診履歴、予防接種記録)	データベース	-
3	税務総合情報(ID、所得、扶養状況)	データベース	-
4	生活保護情報(ID、生活保護受給有無)	データベース	-
5	障害福祉情報(ID、障害種別、等級)	データベース	-
6	子ども・子育て支援制度情報(ID、保育所、幼稚園)	データベース	-
7	学齢簿管理情報(ID、学校名)	データベース	-
8	児童扶養手当情報(ID、児童扶養手当受給状況)	データベース	-
9	いくしあにおける各種支援情報(総合相談・児童 CW 等の面談記録、発達相談での診察記録等)	データベース	-
10	校務情報(児童生徒の氏名、学校、学年、クラス、出席記録等)	データベース	-
11	保健情報(児童生徒の氏名、身長、体重、う歯、疫病情報等)	データベース	-
12	就学前の子ども情報(就学時健診情報、発達課題のあるこどもの在籍園での支援状況等)	データベース	令和5年度実装予定

(4) 本業務から得られた示唆

本業務の結果で得られた示唆として、こどもに関する情報の構造化、集約の重要性が挙げられる。

困難を抱えるこどもは明確に線引きができる特定の困難のみを抱えているのではなく、様々な環境要因、内的要因が複雑に絡み合っている場合が多い。そのようなこどもに適切な支援を届けるためには関連する様々な情報を複数の機関より取得する必要があるが、現況の地方公共団体では紙媒体や構造化されていないテキスト状態で情報が保存されている、システム化されていたとしても標準化されたフォーマットに則していない等の理由で情報の取得や共有に時間がかかってしまっている。

このような状況を踏まえ、尼崎市のようにこどもの支援に必要な情報を一元化することはこどもに円滑で適切な支援を届けるために重要な意義を持つ。

また、地方公共団体と教育機関、医療機関、NPO 等民間団体での情報連携には未だ課題が多く残っているため、横断的な情報連携のために改善が必要なポイントを検討していく必要がある。

6.5.7 西宮市

西宮市では要保護児童対策協議会を設置し、子供家庭支援課と医療機関、教育機関の幅広い機関との連携を行っている。また、支援を要する子どもや家庭の早期発見のため、市長部局内や幅広い関係機関と連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うための工夫を行っている点も特徴である。

さらに、全ての子どもに関する情報を一元化する「子ども・子育て支援総合システム」を構築し、関係機関間で効率的かつ効果的な管理・運営を実施している。

上記を踏まえ、本業務では、児童虐待の早期発見や支援を効果的に実施するための留意点や課題等を示すという観点からヒアリングを実施した。

(1) 体制

西宮市においては、子供家庭支援課が主体となり、市長局内の関連部局、子ども家庭センター、保健所、医療機関、教育機関、警察及び民間団体等の関係機関と連携し、要対協を運営している。西宮市の要対協の体制図は、「図 6-19 西宮市体制図」の通りである。

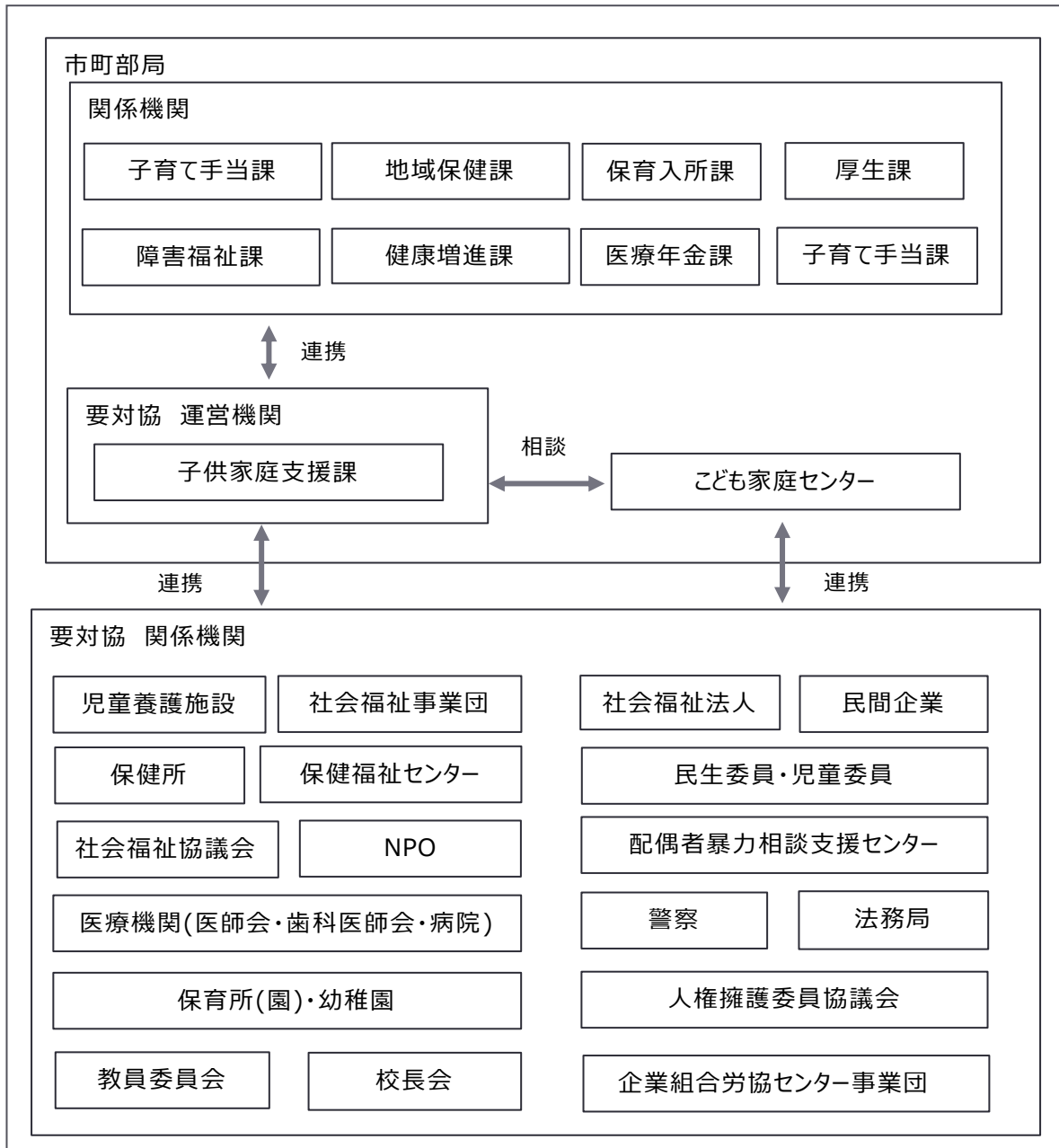


図 6-19 西宮市体制図

(2) 業務の流れと課題、留意点

業務の流れの概要は、「表 6-24 西宮市の業務フロー」に示す通りである。対応業務の詳細については、課題や留意点を含めて記載する。

表 6-24 西宮市の業務フロー

No.	対応業務	業務概要
1	リスク検知	関係機関や支援現場からの通告を受けて、支援が必要な子どもであるか判断を行う。
2	支援方針の検討	受理会議を実施し、通告内容を基に調査・アセスメントを実施し、支援方針を検討する。
3	支援機関への接続・情報共有	決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携し、適切な支援機関への接続や情報共有を行う。
4	見守り・支援	支援方針に基づいて、見守り・支援を実施する。
5	フォローアップ	支援進捗や効果等の情報共有を実施し、支援方針の再検討等を実施する。

① リスク検知

本業務では、関係機関や支援現場からの通告を受けて、支援が必要な子どもを検知する。この際、関係機関が通告に際して躊躇しないように、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、個人情報保護法等の法的根拠を示し、通告が問題ないことを共有したうえで、Q&A表を作成し、発生しやすい不安点を解消している。また、支援現場で対応方法のアドバイスを行う等の工夫も行っている。

加えて、統一的な基準に基づいた通告を行うための共通アセスメントシートを活用の上、通告時に確認・入力すべき事項を示している。共通アセスメントシートを入力するにあたっては、子供家庭支援課が通告内容を踏まえ、まず、「図 6-21 共通アセスメントシート_様式 2」に通告時の子どもの状況を記入し、その後状況を整理し判断し、総合的な子どものリスクを「図 6-20 共通アセスメントシート_様式 1」に取りまとめる。各図においては、記入例も含めて記載しているため、参考にされたい。

また、周産期における早期のリスク検知の方策としては、地域保健課が母子健康手帳を交付する際に保健師が面談を行い、特定妊婦として登録されるケースにおいては、地域保健課と子供家庭支援課が月一回の定例会議等で情報連携しながら、産後ケア事業や家庭訪問事業を通して見守りつつ、支援が必要な子どもを検知している。

6 支援への接続に関する調査

様式1 共通アセスメントシート

児童氏名 () 男・女 年齢 () 検討時期 () 令和 年 月 日

項目	受傷内容	虐待の形態	継続性・再発危険性	その他特記事項	重症度(範囲)
具体状況					

※重症度と介入のレベル……重症度:生命の危険が「ありうる」(「危険する」)もの等 (緊急介入)
 重症:今すぐには生命の危険はないと考えるが、子どもの健康や成長・発達に重大な影響が出ている (緊急介入)
 中症:今は継続的な治療を要するほどの外傷等はないが、長期的に見ると人格形成に問題を残すことが危惧されるもの (介入を検討)
 軽度:上記のレベルに至らない虐待 (援助方針を検討)

【受傷内容】 (該当するものに○を付す)

重症度	区分	要	受理	初回調査
最重症	身体的	頭部外傷(頭蓋骨骨折、頭蓋内の出血など)、腹部外傷(内臓破裂、肋骨骨折など)、その他深刻な外傷(広範囲のやけど、目や性器など重要器官への外傷など)、窒息の後遺症、食事制限等による衰弱など(入院治療が必要な程度)		
	ネグレクト	栄養不足による衰弱や著しい体重減少(-2SD以下等)、乳幼児に脱水、低体温症状など		
	性的	性行為による症状等(妊娠、性感染症、性器外傷、自傷行為など)		
重症	心理的	被虐待の子どもが自殺企図あるいは刃物などによる他害行為があり、目が離せない。摂食障害による生命の危険		
	身体的	治療を必要とするほどの外傷(新旧混在の打撲傷、顔面や頭部へ治療を必要とするほどの打撲傷・裂傷、手や足の骨折、部分的火傷など)、慢性的な癒や傷傷(タバコ等)		
	ネグレクト	養育の影響による顕著な成長障害や発達遅滞		
中症	性的	性行為の影響による明らかな性逸脱行為(他者との性交、他者へのわいせつ行為)が見られる		
	心理的	治療が必要な精神症状(摂食障害による体重の増減、PTSD、解離症状など)がある		
	身体的	治療を必要としない程度の痣、傷、発熱などの体調不良(全治1週間程度)		
軽度	ネグレクト	生活環境が不良で健康面に影響が生じている。あるいは成長や発達が停滞している。必要な治療がなされていないため、疾患が慢性化している。適切な安全配慮がなされておらず、繰り返し怪我がある。		
	性的	性行為の暴露による明らかな性逸脱行為(他者との性交、他者へのわいせつ行為以外の行動)が見られる		
	心理的	激しい叱責や暴言等による精神(身体)症状が疑われる		
軽度	身体的	外傷が残らない暴力あるいは単発の小さくわずかな怪我		
	ネグレクト	健康面への軽微な影響(湿疹等)や生活習慣(昼夜逆転など)の問題が生じている		
	心理的	精神(身体)症状はないが、行動上に影響が生じている(情緒不安定、攻撃的言動等)		

【虐待の形態】

最重症	身体的	頭部外傷を起こす可能性が高い危険行為(頭部を物で強く殴る、乳幼児を投げる、強く揺さぶるなど)、腹部外傷を起こす可能性が高い危険行為(腹部を蹴る、踏みつける)、窒息を起こす可能性が高い危険行為(首を絞める、水につけるなど)、衣類ケースなど狭い場所に監禁する、親子心中を考えている		
	ネグレクト	乳幼児で感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診させない、子どもの遺棄、炎天下での乳幼児の車内放置		
	性的	明らかな性行為(あらゆる性交)		
重症	心理的	入院治療が必要な精神症状を発生させるような言動(何度も自殺や心中を迫るなど)		
	身体的	医療を必要とするほどの外傷を起こす可能性が高い危険行為(一度も拳や道具で顔面・頭部等を殴るなど一室に閉じ込められる、排泄や食事などの行動制限を一定期間続けている熱中症、低体温症を繰り返す締め出し)		
	ネグレクト	車上生活など生活の場が確保されていない、ライフラインが止まるなど安全な生活環境が確保されていない乳学前児童において、養育者が不在(夜間・長時間)になる状況が継続している		
中症	性的	性交以外の性的行為、わいせつ行為(プライベートゾーンに触れる、性器を見せる、性的な被写体にするなど)		
	心理的	子どもに生命の危険を感じさせ、恐怖心を刻むような暴言、脅迫的行為など		
	身体的	怪我を起こす可能性が高い暴力、夜間などに長時間の締め出し		
軽度	ネグレクト	ライフラインの一部停止や困窮などにより食事がとれないことがある、留守番対応の困難な年齢の子どもが、時折、大人の監督なく家に放置されている明らかな登校禁止の継続		
	性的	上記以外の性的刺激を与える行為		
	心理的	子どもに精神(身体)症状を起こすような強いショックを与える行為、言動など、明らかな差別的取り扱いの継続		
軽度	身体的	怪我等を生じさせない暴力		
	ネグレクト	不潔な状態の継続、不登校(登園)の放置(登校等の取り組みをしない)、世話の不足(季節外れの服装、不十分な食事等)		
	心理的	【要注意】子どもへの暴言等(継続している等)、備ったしつけ、差別的取り扱い、暴力等を目撃させる行為(激しい、発熱等)子どもへの叱責等(単発、思春期の子どもが対象など)、暴力等を目撃させる行為(単発、口論等)		

【継続性・再発危険性などその他の考慮すべき状況】

以下の場合には、加重値に応じて、重症度のランクをあげたものとして介入を検討すること。

区分	加重値	要	受理	調査
継続性	2	過去に重度以上の虐待がある。あるいは、一時保護等の介入を行っている。その上で再発。		
	1	過去に中度以下の虐待があり、市町や子ども家庭センターの継続的な指導を受けたうえで再発。		
	0	過去に虐待通報があったが、特別な指導は行っていない中で発生。		
その他	1	単発の虐待、あるいは初めての虐待通報		
	1	子どもの状態を長期間確認できていない		
	1	3歳未満の乳幼児(子どもの心身状況等により学齢児まで)		

図 6-20 共通アセスメントシート_様式 1

6 支援への接続に関する調査

様式2 共通リスクアセスメントシート（受理・初期調査時） 作成機関

児童氏名 男・女 年齢（ ） 令和 年 月 日

区分	項目	把握した状況等
子どもの状況	<input type="checkbox"/> 保護を求めている（あるいは同意） <input type="checkbox"/> 帰宅を拒否している（あるいは消極的） 安全確認（ <input type="checkbox"/> 済・ <input type="checkbox"/> 未済）	
保護者の状況	<input type="checkbox"/> 保護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> このままでは「何をしてくすかわからない」 「殺してしまいたい」などの訴えがある	
虐待の履歴等	<input type="checkbox"/> 本児 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 一時保護 <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 虐待（身・性・ネ・心） <input type="checkbox"/> 非虐待 <input type="checkbox"/> 不明の怪我	

【その他のリスク】

項目	該当	要		ストレングス
		状況例	把握した状況等	
子どもの状況	養育者への思い	怯え・恐れ、不自然（緊張・萎縮・いいなり・密着等）		
	精神状態	自傷・他害、表情が乏しい、不安定、排泄・食・睡眠の問題（ ）		
	性格行動面の特徴	多動、落ち着きなし、対人距離感なし、愛着関係の脆弱さ、暴力的、注意引き		
	問題行動	非行（暴力・家出・盗み・性）、虚言、反抗的態度、動物虐待、不登校・怠学、ゲーム等への依存		
	発達及び健康状況	身体・知的・発達障害（あり・疑い）、発育不全、乳幼児健診未・予防接種未		
虐待者（ ）の状況	育児養育意欲	泣いてもあやさない、絶え間なく叱る、養育意欲（なし・不十分）、支配的		
	精神状態	精神不安定、自殺企図、衝動的、攻撃的、服薬管理できない、未熟		
	その他	養育能力（欠如、不十分、疑問）、虐待行為を（認める、認めない、正当性主張）、依存症（ ）		
世帯状況	居住環境	著しく不衛生、家事能力欠如、転居が多い、所在不明となる、安全配慮なし		
	家族形態	内縁、一人親（父・母）、若年夫婦、ステップファミリー、内夫（婦）が監護		
	その他	生活保護、生活苦、夫婦関係不和、DV		
支援者関係	親族との関係	交流なし、遠距離、親族の死去、不和（過干渉、反発、罵詈）		
	援助への態度	関与を（無視、拒否、強く反発、暴力的反発）、接触困難、悪留守		
	その他			

該当する場合は「○」を記入し、具体的な状況を「把握した状況等」欄に記入する。該当しない場合は「×」を、疑いは「△」、不明の場合は「？」を記入すること。「△」とした場合は、その理由を「把握した状況等」欄に記入すること。

図 6-21 共通アセスメントシート_様式 2

② 支援方針の検討

本業務では要対協の受理会議を実施し、通告内容を基に調査・アセスメントを実施し、支援方針を検討する。通告を受けた際の調査項目は「表 6-25 西宮市 通告・基礎調査の項目例」の通りである。

支援方針に基づき、ケース管理を進める中で情報共有や関係機関における支援状況を検

討する際には、子供家庭支援課であらかじめケース会議に招集する機関を選定、調整する。ケース会議に招集する機関は、リスク検知を行った現場等の既に関わっている機関と今後の支援に関わっていく必要がある機関等が中心となる。招集した支援機関には、法令に基づき、基礎調査やアセスメントで取得した情報を支援に必要な範囲で全て連携している。なお、ケース会議の招集時とケース会議前に、守秘義務の遵守について書面を交わし、確認している。

関係機関との連携に関しては、市長部局内部のこどもの支援に関わる課同士の情報連携は「子ども・子育て支援総合システム」を活用し、円滑に連携できる状態となっている。なお、閲覧範囲は所属する課や職員によって階層をつけて管理している。

支援方針を検討する段階からその後の具体的な支援を想定し、関係機関を巻き込んでいく点が重要なポイントとなる。加えて、「にしのみや子育てガイド」¹⁴、「にしまーれ」¹⁵（西宮市の社会資源を整理したサイト）を設置し、日ごろから接続先となりうる地域資源を把握できるようにしておく等、地域全体でこどもを支援する土壌を醸成している。また、関係機関によって支援への熱量が異なるため、各関係機関の特徴を捉えて対応の仕方や情報共有のタイミングを変える等工夫を行っている。

表 6-25 西宮市 通告・基礎調査の項目例

No.	項目名	備考
1	要対協の管理歴	-
2	世帯情報（同居の別世帯含む）	-
3	所属 （所属が学校であれば、学校の様子、出席日数、健診情報等を確認）	-
4	住記個人情報詳細画面	-
5	住記世帯構成画面（行政情報）	-
6	同住所の別世帯情報	-
7	怪我等の写真	-
8	西宮市転入前の自治体分かるもの	-

③ 支援機関への接続・情報共有

本業務では、決定した支援方針に基づき、必要に応じて他の機関と連携し、適切な支援機関への接続や情報共有を行う。

対象者を支援機関へ接続する際には、守秘義務の遵守について書面を交わしたうえで、法令に基づき支援に必要な範囲の情報を連携している。

14

<https://www.nishi.or.jp/kosodate/ninshin/ninshingawakattara/hajimeni/kosodateguide.html>

15 <https://chiiki->

[kaigo.casio.jp/nishinomiya1#:~:text=%E8%A5%BF%E5%AE%AE%E5%B8%82%E3%81%AE%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%BA%90,%E3%82%A4%E3%83%88%E3%80%80%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%BE%E3%83%BC%E3%82%8C](https://chiiki-kaigo.casio.jp/nishinomiya1#:~:text=%E8%A5%BF%E5%AE%AE%E5%B8%82%E3%81%AE%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E8%B3%87%E6%BA%90,%E3%82%A4%E3%83%88%E3%80%80%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%BE%E3%83%BC%E3%82%8C)

なお、要対協に参加していない NPO 等民間団体へ支援対象者を接続する場合、基本的には支援対象者に接続先の NPO 等民間団体を紹介する形式が多い。その際は、西宮市の担当者も同席・同行し、併せて情報連携に係る本人同意を取得したうえで情報連携を行う。

④ 見守り・支援

本業務では、支援方針に基づいて、見守り・支援を実施する。

支援を行ううえで新たに個人情報取得する際は、取得理由や利用の目的を丁寧に説明する他、どのような表現で伝えるべきかに配慮している。

⑤ フォローアップ

本業務では、支援進捗や効果等の情報共有を実施し、支援方針の再検討等を実施する。

子供家庭支援課が要対協の事務局として、実務担当者会議「分科会」を3か月に1度の頻度で実施している。その中で、管理区分、主担当機関、支援の進捗等を確認している。

また、初期対応や当面の支援方針の妥当性を確認する会議として「全体会」、困難事例に対する SV を目的とした「個別事例検討会議」を行っている。「個別事例検討会議」では、支援対象者の安否、再発有無、保護者の負担感等の支援に関する記録を支援機関から集約し、「図 6-23 西宮市 SV 資料」の様式で取りまとめたうえでケース管理している。

なお、共有情報や状況に大きく変動が生じた場合等はケース会議を開催し、支援方針の再検討を実施している。ケース会議の再検討の際に必要なこともや加害者の状況については、子供家庭支援課が「図 6-22 共通アセスメントシート_様式 3」を参考に管理している。

一定期間中に何らかの対応を行う具体的な目標が設定されていた場合（例：医療機関受診、福祉サービスの導入、1か月以内に障がい者手帳を取得する等）には、その期間に併せて会議を実施する。

支援の接続先が NPO 等民間団体である場合、実務担当者会議開催時期と NPO 等民間団体の業務フローのタイミングや様式で地方公共団体に情報を求めることは難しいといった課題がある。そのため、NPO 等民間団体に関連する部局に協力を仰ぎ、積極的にこどもの支援状況をキャッチアップしていく等の工夫を行っている。

6 支援への接続に関する調査

様式3

共通リスクアセスメントシート

作成機関

児童氏名

男・女 年齢 ()

項目	摘 要		検討時期				ストレングス
	状 況 例	把握した状況等	(R...)	(R...)	(R...)	(R...)	
虐待の履歴等	相談歴	①入院・②入所・③一時保護・④相談歴 (①虐待・②非虐待)		—	—	—	
	きょうだいの相談	①入院・②入所・③一時保護・相談歴 (虐待・非虐待)、④不審死、⑤詳細不明					
	虐待の継続性等	①毎日、②週2～3回、③月数回、④何日も放置、⑤繰り返し、⑥常習					
子どもの状況	養育者への思い	①怯え・②恐れ、不自然(③緊張・④萎縮・⑤いいなり・⑥密着等)					
	精神状態	①自傷・他害、②表情が乏しい、③不安定④排泄・食・睡眠の問題()					
	性格・行動面の特徴	①多動、②落ち着きなし、③対人距離感なし、④愛着関係の脆弱さ、⑤暴力的、⑥注意引き					
	問題行動	①非行(暴力・家出・盗み・性)、②虚言、③火遊び、④反抗的態度、⑤動物虐待、⑥不登校・怠学、⑦ゲーム等への依存					
	発達及び健康状況	①身体・知的・発達障害(あり・疑い)、②発育不全、③乳幼児検診未・予防接種未					
虐待者()の状況	育児養育能力	①養育能力(欠如・不十分・疑問)、②養育の強い負担感・不安、③知識不足					
	育児養育意欲	①泣いてもあやさない、②絶え間なく叱る③養育意欲(なし・不十分)、④支配的					
	精神状態	①精神不安定、②自殺企図歴、③衝動的、④攻撃的、⑤服薬管理できない、⑥未熟					

※「検討時期」欄には、1行目に会議名称等及び日付を記入し、二行目以下には「状況例」に該当する項目がある場合はその番号を、状況例にないもので該当する場合は「O」を記入し、具体的な状況を「把握した状況等」欄に記入する。該当しない場合は「X」を、疑いは「△」、不明の場合は「？」を記入すること。「△」とした場合は、その理由を「把握した状況等」欄に記入すること。

様式3

共通リスクアセスメントシート

作成機関

児童氏名

男・女 年齢 ()

項目	摘 要		検討時期				ストレングス
	状 況 例	把握した状況等	(R...)	(R...)	(R...)	(R...)	
虐待者()の状況	依存の問題	薬物依存(①あり・②再発・③疑い・④治療なし)、⑤酔うと暴力、⑥アルコールの臭い					
	虐待の認識	行為を(①認める・②否認)、③しつけ主張 虐待を(①認める・②認めない・③正当主張)					
	困り感・改善の意欲	①改善意欲なし、困り感あるが(②一貫しない、③解決策なし)、④原因を他におく					
世帯状況	被虐待歴	①被虐待歴あり、②愛されなかった思い、③厳しいしつけを受けた					
	居住環境	①著しく不衛生、②家事能力欠如、③転居が多い、④所在不明となる、⑤安全配慮なし					
	経済状況	①ライフライン停止、②生活苦、③多額の借金、④計画性欠如					
	家族形態	①内縁、②一人親(父・母)、③若年夫婦、④7人ファミリー、⑤内夫(婦)が監護					
	父母の関係	①離婚(調停中・審判中)、②別居、③夫婦不和、④DV(保護命令あり・なし)					
支援者関係	保護者との同居	①虐待者との同居、②子を守る人がいない、虐待者に(③周調・④黙認・⑤傍観)					
	親族との関係	①交流なし、②遠距離、③親族の死去、不和(④過干渉、⑤反発、⑥葛藤)					
	援助への態度	関与を(①無視、②拒否、③強く反発、④暴力的反発)、⑤接触困難、⑥居留守					
サービス利用	①提案拒否、②拒否しないが利用せず、③無関心、④調整改善が期待できない						

※「検討時期」欄には、1行目に会議名称等及び日付を記入し、二行目以下には「状況例」に該当する項目がある場合はその番号を、状況例にないもので該当する場合は「O」を記入し、具体的な状況を「把握した状況等」欄に記入する。該当しない場合は「X」を、疑いは「△」、不明の場合は「？」を記入すること。「△」とした場合は、その理由を「把握した状況等」欄に記入すること。

図 6-22 共通アセスメントシート_様式 3

児童名		生年月日	所属	主治機関			
虐待の種類	主たる虐待者	家族構成		家族像			
身体	実父			成育歴、家族歴、疾患、福祉サービスの有無、身長体重、等。客観的なデータ。			
初見時	実父以外の父						
心理	実母						
性的	実母以外の母						
レベル	その他						
重症度	子の年齢 (0)						
中度	0-2歳	支援経緯		担当機関名	支援内容と現状		
軽度	3-5歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェノグラムや虐待種別、重症度、主たる虐待者、児童年齢、家族構成 			<ul style="list-style-type: none"> ・実務担当者会議(分科会)や日々の見守りに関する情報共有時に確認した情報。管理上は記録に支援経過として記載。 		
軽度	6歳以上						
<ul style="list-style-type: none"> ・受理会議での援助方針 ・ケース会議で共有した内容 ・実務担当者会議に向けた協議で確認した内容。 							
<p>課題</p>						<p>今後の方向性</p>	
所感							

図 6-23 西宮市 SV 資料

(3) 利用しているデータ項目

西宮市では、「子ども・子育て支援総合システム」を構築し、関係機関間で効率的かつ効果的な管理・運営を実施している。具体的なデータ項目例は「表 6-26 子ども・子育て支援総合システムデータ項目例」の通りである。

表 6-26 子ども・子育て支援総合システムデータ項目例

No.	データ項目名	備考
1	入所状況	保育事業で取得
2	相談項目・相談状況	母子・児童相談事業で取得
3	訪問結果状況・相談状況	健やか赤ちゃん訪問事業で取得
4	学童保育利用者状況	学童保育事業で取得
5	児童扶養手当受給状況 (特別)児童扶養手当受給状況	-
6	児童手当受給状況	-
7	乳幼児医療費助成制度受給状況 母子家庭等医療費助成制度受給状況	-
8	母子健康手帳交付者管理 妊婦健診受診状況 健診(4か月、10か月健診、1歳6か月、3歳) 健診未受診訪問状況 予防接種記録 自立支援医療(育成医療) 小児慢性特定疾患	-
9	身障手帳交付状況 療育手帳交付状況	-
10	小学1年～中学3年 在籍等情報	-
11	就園奨励助成金受給状況(私立幼稚園)	-
12	就学奨励金制度受給状況(高校)	-
13	奨学金制度受給状況(高校)	-

(4) 本業務から得られた示唆

本業務の結果で得られた示唆は、支援現場の情報を横断的に連携する仕組みづくりの重要性である。子どもに関する困難、特に虐待はリスクを検知してから支援を実行するまでにスピード感が求められるケースが多い。

西宮市では、地方公共団体内の情報連携は「子ども・子育て支援総合システム」によって一元化し、円滑な情報共有と迅速な対応につなげることに成功している。

また、通告や情報取得に際して統一のフォーマットを作成するだけでなく、実際に利用する際の懸念点や疑問点を解消する取組を積極的に行っている。

さらに、情報の共有を円滑にする仕組みに加え、情報共有における心理的な障壁に関してもそれを取り除くような工夫を行っている点は重要である。

一方、NPO等民間団体との連携においてはNPO等民間団体の人的リソース等も鑑み、地方公共団体の求めるタイミングや様式での情報連携依頼は難しいといった課題も抱えている。今後、地

方公共団体と NPO 等民間団体が円滑に情報連携できる仕組みを検討していく必要がある。

6.5.8 大阪公立大学 山野 則子教授

※以下の内容すべて©山野則子

大阪公立大学山野教授は児童虐待、いじめ、貧困の問題等表面化しにくい問題の早期発見、早期対応を目的として、Yamano Osaka-Screening System（以下、YOSS®という）を開発した。この特徴は、リスクチェックだけでなく、発見から支援まで学校において自然に把握している項目を活用して自然に流れる仕組みづくりであり、結果子どもを救い、チーム学校ができることである。

子どもの最善の利益を考慮する立場において、乳幼児は全数把握から子どもや親のリスクからピックアップする仕組みがある。しかし学齢期になると全国的にスクリーニングを実行できる基盤（制度的または法的）がなく、熱心に仕組み化している学校によってのみ、子どもの課題が早期発見・早期対応がなされ、支援に繋がるにすぎない。つまり、現状、多くの学校現場では懸念のある子どもを把握した際に教員の主観的な判断により児童生徒への対応を検討する機会が多い。現状の対応であると、①教員の個人視点に寄る：教員によって懸念のある子どもの判断基準が異なり、同一のこどもの状況を把握しても同一の判断がされるとは限らないこと、②子ども全員を対象にしていない：全てのこどもを検討の対象として挙げているわけではないため、目に留まらなかった場合、埋もれてしまうことがないとはいえない。虐待やヤングケアラーのように見えにくい子どもの些細な SOS に気づいていない可能性があること、③地域資源を知らない：懸念のレベルが低い場合、気になるこどもを検討に挙げても、活用できる地域資源の情報を持っていないため、どのような支援ができるのか分からず、「家庭の問題」として個々の支援について検討することを諦めるか、教員が一人で抱え込んでしまう可能性があること、④支援の方向性の決定に至らない：学校はソーシャルワークプロセスで動く社会福祉機関ではないため、共有はしているが、他の専門職との連携により方向性を決定し、児童生徒の状況改善に取り組むといった一歩踏み込んだ対応に至らない場合がある、等の課題が存在する。

そういった課題を解決するために、そして自然に学校の業務フローの中でできるように開発したものが YOSS®つまりスクリーニングシステムである。YOSS®とは、すでにフォローしている事例の確認レベルではなく、全数の子どものデータから、見落としてしまう気づかない潜在的なニーズの拾い上げを可能し、教職員の多角的な視点による議論によって、些細な対応や支援を決定するところまでのシステム（流れ）全体を指す（©山野則子）。学校におけるスクリーニング自体の意味は「子どもの最善の利益のために、すべての子どもを対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援の必要な子どもや家庭を適切な支援につなぐための迅速な識別」である。開発したシステムとして、「1人で単に子どもの実態をチェックすることではなく、チェックしたデータに基づき複数人による議論から実行可能な暫定的な方向性を決定すること」が重要となる。スクリーニングは、児童虐待、いじめ、貧困、ヤングケアラー等の表面化しにくい問題の早期発見、早期対応に有用であり、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる。これをクラウドでも利用できるよう、AI 判定投入したクラウドにし、このシステム(※)は 2023 年グッドデザイン賞を受賞している。※ここに記載の内容にはすべて著作権があります。無断転用、無断活用はお控えください。詳細（活用する場合も含む）は、山野研究室へお問い合わせください。（gr-kyik-ebssw@omu.ac.jp）

（※）特開 2023-145394（特許査定）

（1）業務の流れと課題、留意点

① YOSS®による発見から支援の流れ

YOSS®による発見から支援の流れの流れは、「表 6-27 YOSS®を利用したスクリーニング及びス

クリーニングにより把握した子どもへの支援の流れ」に示す通りである。

表 6-27 YOSS®を利用したスクリーニング及びスクリーニングにより把握した子どもへの支援の流れ

No.	対応業務	業務概要
0	導入・研修	YOSS®を利用したスクリーニングの意義や業務手順及び実施に際しての年間スケジュールを共有する。
1	スクリーニングシートへの記入	スクリーニングシートの記載事項に沿って、個々の児童生徒について入力を行う。1 クラス 15～30 分
2	スクリーニング会議 (学年会議に位置付ける)	学年ごとに全教員で全児童のスクリーニングシートを確認し、校内チーム会議にあげる児童生徒を決定し、支援策の検討を行う。1 クラス 15 分。
3	校内チーム会議 (不登校支援委員会や生徒指導委員会などの委員会に位置付け)	支援に必要な職種の参集により校内チーム会議を実施する。いつだれがどうするという具体的な方向性を暫定的に決定する。1 人 10 分。
4	支援の実践	スクリーニング会議、校内チーム会議を通して支援が必要であるとされた児童生徒に対して、決定した支援方針に基づき具体的な支援を行う。
5	取組の評価	支援を実施した児童生徒の変化を記録、確認し取組の成果を可視化する。

※教師の多忙さから短時間で実施可能なように、YOSS®は専門のファシリテーション技術を持って実施する。学校現場における効果的な YOSS®活用が多面的に支援される。この多様性の包摂への取組であり、ビジネスモデルを確立していることは、グッドデザイン賞受賞の評価コメントである。

② 課題と効果

効果は、学校というすべての子どもが通う場で様々に表れている。YOSS の方法を実行している学校においては、子ども自身の変化は、2 学期より 3 学期の方が遅刻や保健室来室が約 7 割改善したり（山野ほか 2020）、いじめの減少、諸費滞納の減少などの結果が生じている。教職員では、地域を活用することで気になる点が改善されたり、校長においては、今まで 6.3%しかできていなかった決定が 52.9%できるようになったりしている（山野研究室 2021）。教職員の波長が合うというような職場の変化、福祉に繋ぐ以前に公教育として提供されているサービス、制度が使いきれていないこと、適用できる制度を忘れていたこと、にも気づきが報告され、教職員同士のコミュニケーション不足による不信感も解消されたなど教職員間の変化も報告されている。

課題としては、学校現場とクラウド含むシステムに課題がある。教師だけでスクリーニングを行うと、結局すべて教師が対応するという方策を決定しがちであることから、AI 判定によってピックアップするか否かやどう対応するかなどを示唆することを実現している。YOSS®の実践に障壁となる学校現場の課題は、先に述べた①～④以外にも⑤エビデンスに基づく議論に慣れていない、⑥デジタル化することや AI 判定への抵抗がある、などが明かになっている。いち学校単独に任せるには限界がある。国の責務として、学校現場に子ども家庭の現状認識や専門職と協働を行う土壌を作ること、教師ではなくファシリテートできるスクールソーシャルワーカーなどの専門人材が学校現場にしっかり正職化され設置されること、また教育データの利活用や DX が推進される中でデータを扱う人材の投

入も検討すること、そのための国としての制度設計と予算化が必要である。

クラウド等データを扱うシステムの課題とすれば、校務支援システムと学習支援システムの連結が難しいこと、市長部局と教育データの連携も難しいこと、高価になることが挙げられる（ベンダーロックの問題も存在する）。YOSS®では、そこを越えて様々なデータ連携をさせる予定である。これらも子どもたちが多くの時間を過ごす学校に対して、手当てすることが、子どもの問題を考えるうえで抜きにはできない。こども家庭庁だからこそ、早期に子どもを発見し救うシステムをどこもストレスなく各自治体や学校が導入できるよう方針と予算枠組みが必要である。

(2) 利用しているデータ項目

YOSS®の目的は潜在的ニーズを全児童を対象に拾い上げ、対応や支援につなぐことであるため、学校が普通に把握しているデータ（遅刻、転校、保健など）が対象であり、教師が負担なく取得できるもので、かつ重要なものを選択している。それらのデータの組み合わせやデータ毎に割り振った重みづけに応じて、子どもの困難のリスクを検知している（AI判定が参考として提示される）。

(3) 本業務から得られた示唆

本業務の結果、こどもデータ連携に取り組むうえで留意すべき事項や得られた示唆は、①支援の必要性や支援方針の検討を行う際には様々な視点を取り入れ、客観的な情報に基づき判断を行うこと、②支援を検討するにあたっては具体的なアクションの検討を行うことの重要性である。

① こどもが困難を抱える前に予防的に潜在的なリスクを発見し、自然なかたちで支援を実施する仕組みづくり

こどもの最善の利益を考慮する立場において、乳幼児は全数把握からこどもや親のリスクからピックアップする仕組みがある一方で、学齢期になると全国的にスクリーニングを実行できる基盤（制度的または法的）がなく、多くの学校現場では懸念のあるこどもを把握した際に教員の主観的な判断により児童生徒への対応を検討する場合が多い。

YOSS®を利用することで、学校の業務フローの中で自然に全数のこどもに対して潜在的なニーズの拾い上げを行い、教職員の多角的な視点による議論によって、些細な対応や支援を決定することが可能となる。

教育現場においても、予防的に潜在的なリスクを発見し、自然なかたちで支援を実施する仕組みを構築することが重要になる。

② 様々な視点を取り入れた客観的な判断

支援の必要性や支援方針の検討を行う際には、様々な視点を取り入れ、客観的な情報に基づき判断を行うことが重要である。特に、従来の学校現場では上述のように、担当教員の主観的な判断によって支援の必要性の有無が決定されてしまうケースが存在する。そのような状況においては、支援が必要なこどもであったにもかかわらず、特定の教員の判断で支援が不要とみなされる懸念がある。これは教員にとっても個人で責任を担う懸念にもなる。

複数の機関が、こどもの家庭環境をはじめとした、学校生活では見えにくい課題等の客観的なデータを含めた情報を認識、共有したうえで、お互いの業務機能の限界を知り、お互いの視点を取り入れていくことが重要となる。

③ 具体的なアクションの検討

支援方針を検討する際には、誰が、いつ、何をするのか、具体的なアクションを検討することが重要である。これは、支援方針の検討が、支援対象者の情報共有や方向性の検討を行うのみで、具体的に支援につなげられないという課題を抱えている支援現場が散見されることから

重要な点である。具体的なアクションを検討するにあたっては、スクールソーシャルワーカー等、現場や地域資源の知見がある担当者がリードを行うことで、実際にどのような支援に接続すべきかを議論することができるため、参考にされたい。また、地域資源に知見のある機関と協議のうえで、日頃から活用可能な地域資源を整理し、可視化しておく等の対応を実施することで具体的なアクションを円滑に進めることができる。本調査の対象の YOSS®は、このアクションまで視野に入れたシステムである。

6.5.9 松戸市

松戸市では、こどもや若者が自分らしく育っていけるように、「子ども主体の実現」、「予防的支援の推進」、「多様な主体の参加と連携」の3つの視点を重視し、「第2期松戸市子ども総合計画」¹⁶を策定し、先進的にこどもや家庭への支援を実施している。

先進的な取組の1つとして、令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業¹⁷に参加した。本モデル事業は保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じてこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を試験的に実施するものである。

松戸市では本モデル事業を「すまいるすまいる事業」と名付け、継続して週1～2回程度の定期的な預かりを公立の3保育所で実施している。「すまいるすまいる事業」では、首長部局と保育所が連携しながら、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録するとともに保護者と定期的な面談を実施し、子育てに関する助言等を行っている。また、事業内容や利用基準、職員、設備等に関する総合的な検証を実施している。

上記のモデル事業も含め、松戸市は、地方公共団体と複数の保育所間の連携を先進的に実施しているという特徴を有するため、地方公共団体と保育所、保育所間の情報連携を円滑に実施するための工夫や連携にあたっての課題等を示すという観点からヒアリングを実施した。

¹⁶ https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/keikaku-kousou/kodomo_sougoukeikaku/kodomokeikaku2.files/kodomokeikaku_zentai.pdf

¹⁷ <https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/itijiazuketai/2023moderujigyou.html>

(1) 体制

松戸市では、保育課が主体となり、関連部局、公立の保育所と情報連携し、「すまいるすまいる事業」を実施している。事業の体制図は「図 6-24 「すまいるすまいる事業」体制図」の通りである。

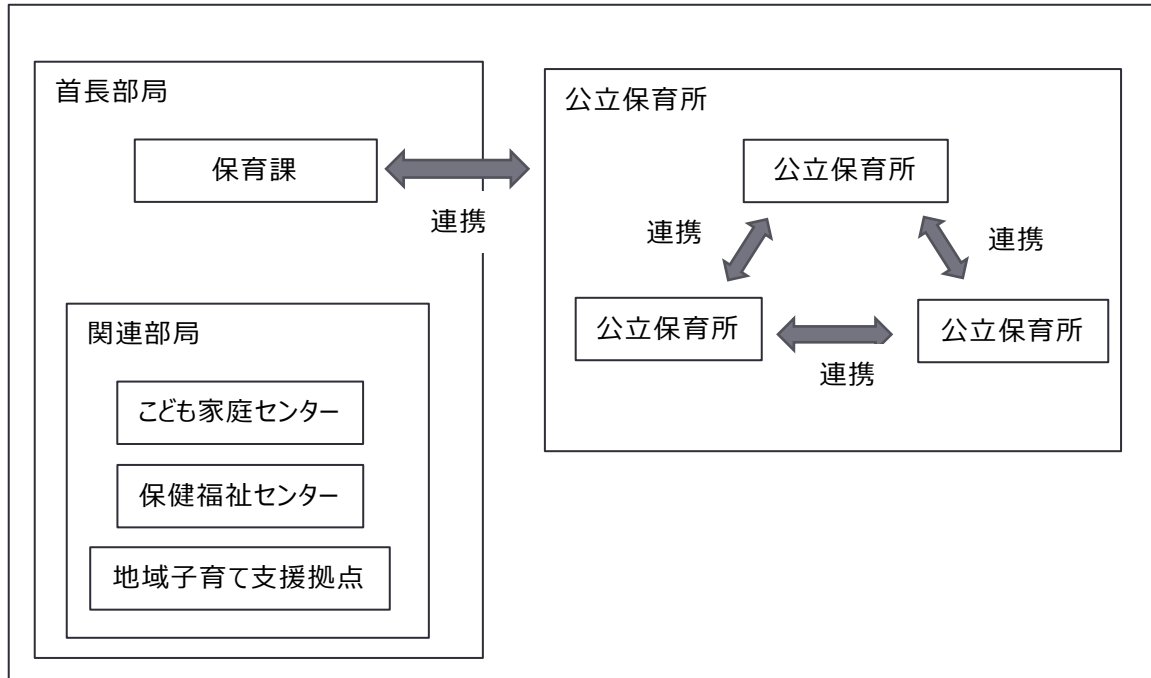


図 6-24 「すまいるすまいる事業」体制図

(2) 業務の流れと課題、留意点

松戸市では、保育課が中心となり、支援が必要な未就園児やその家庭に対し、預かり保育等の支援を実施している。支援業務の流れは「表 6-28 「すまいるすまいる事業」の業務フロー」に示す通りである。対応業務の詳細については、課題や留意点を含めて後述する。

表 6-28 「すまいるすまいる事業」の業務フロー

No.	対応業務	業務概要
1	リスク検知	関連部局や保育所から預かり保育が必要なこどもの情報を受理し、預かり保育の必要性を検討する。
2	関連部局・保育所との情報共有	関連部局からの情報及び「連絡票」の受理により、支援対象となる家庭の状況を保育課が把握し、保育所と情報共有する。
3	保育所への接続	保育所が保護者と面談を実施し、支援計画を作成し預かり実施のスケジュールを組む。
4	見守り・支援	支援計画に基づき、保育所と保育課及び関連部局が協働し、見守り・支援をする。
5	フォローアップ	保育所において支援内容やこどもの状況等を定期的に記録する。

No.	対応業務	業務概要
6	評価	フォローアップで実施した、こどもの状況を基に、保育所が定期的に支援効果を測定し、保育課と共に支援方針の再検討をする。

① リスク検知

本業務では、保育課が関連部局や保育所から預かり保育が必要なこどもの情報を受理し、預かり保育の必要性を検討する。

関連部局が健康診査・訪問等、母子保健の視点から、保護者の育児負担軽減が必要であると判断した場合、保育課へ電話やメールにて相談や詳細情報を連携する。その際に連携される情報は「図 6-25 支援対応連絡票」の通りとなる。また、必要に応じて、各関連部局が活用しているアセスメントシートが連携される。その後、保育課は、連携された情報から受入れ可能な保育所の確認を行う。

保育所から情報が連携される場合、保護者が「図 6-26 未就園児一時預かり事業利用申請書」を記入し、保育所を通じて、保育課へ情報連携される。

様式第5号

提出日 令和 年 月 日

(実施保育所長) 様

()長

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業
支援対応連絡票

以下の者は、健康診査・訪問等、母子保健の観点から、定期的な母子分離が妥当と思慮され、貴保育施設での一時預かり保育等の支援提供について、下記の通り連絡票を提出いたします。

よりがな 児童名		生年月日	年 月 日生
よりがな 児童名		生年月日	年 月 日生
保護者名		住所	
		電話番号	

記

- 週1回程度、一日4時間程度の一時的預かり保育の支援が必要であると思われる
- 週1回程度、一日4時間以上の一時的預かり保育の支援が必要であると思われる
- 週2回程度、一日4時間程度の一時的預かり保育の支援が必要であると思われる
- 週2回程度、一日4時間以上の一時的預かり保育の支援が必要であると思われる
- 利用料の免除について配慮が必要であると思われる
- 送迎について支援が必要であると思われる

以上

担当者氏名

※この「未就園児の一時的預かり支援対応連絡票」は、あくまでも関係機関からの情報提供として受けるものであり「連絡票」に記載された事項に関しては保育課で協議し決定するものとする。

図 6-25 支援対応連絡票

申請日 令和 年 月 日			
(宛先) (実施保育所長)			
未就園児一時預かり事業利用申請書			
次の通り一時預かりを利用したいので、申請します。			
<small>ふりがな</small> 児童名		生年月日	年 月 日生
<small>ふりがな</small> 児童名		生年月日	年 月 日生
保護者名		住所	
		電話番号	
利用年月日 及び時間	月 日/曜日	時間	月 日/曜日 時間
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 () : ~ :
緊急連絡先	氏名		電話番号
※処理欄 (記入しないでください)			
決定	(1) 可	却下の理由 ()	
	(2) 否		
備考			

図 6-26 未就園児一時預かり事業利用申請書

② 関連部局・保育所との情報共有

本業務では、関連部局からの情報及び「連絡票」の受理により、支援対象となる家庭の状況を保育課が把握し、保育所と情報共有する。

③ 保育所への接続

本業務では、保育所が保護者と面談を実施し、支援計画を作成し預かり実施のスケジュールを組む。

面談を実施するにあたっては、事前に保護者に「図 6-27 未就園児一時預かり事業利用者児童票図」の記入を依頼する。保育所は本情報を基に児童の氏名、生年月日、保護者の氏名、紹介機関等を整理した「児童台帳」の作成を行い、以降の業務において基本台帳として扱う。

面接の内容については、保育所が「図 6-28 受付面接時状況聴き取り票」上に整理を行う。

これらの情報や関連部局の意見を基に、受入れ先である保育所が、預かり保育の回数や利用時間等を調整する。なお、就労や買い物等の理由で一時的に保育が必要な場合は受入れの対象外となる。

受入れが決定した場合、預かり保育の状況管理のため、「図 6-29 受付簿」と「図 6-30 一時預かり予約状況確認表」にデータを入力する。また、事前連携を受けた情報を踏まえて、保育所が、「図 6-31 支援計画及び効果測定」に支援計画を記入する。

記入した資料は、各保育所の松戸市ネットワーク上に配置されたフォルダに格納され、保育課に連携される。これらの情報は、アクセス制限が設定されている各保育所のフォルダに格納され、保育課や、保育所に所属する保育士等、支援の関係者が、適宜情報を把握できる状況となる。

未就園児一時預かり事業利用児童票					
					記入日 令和 年 月 日
番号	ふりがな 児童名	生年月日	保護者 氏名		
住所			電話番号		
家族の氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先(電話番号)	携帯番号
健康管理票					
出生時の記録	在胎週数(週 日)	身長(cm)	体重(g)	頭囲(cm)	
出生時の状態	異常なし・あり (仮死・けいれん・黄疸・保育器・光線療法・代謝異常)				
栄養の様子	哺乳方法:母乳(ヶ月まで)・混合・人工	離乳開始:			
	あやすと笑う ヶ月	首のすわり ヶ月	寝返り ヶ月		
発達の様子	人見知り ヶ月	はいはい ヶ月	ひとり座り ヶ月		
	つかまり立ち ヶ月	つたい歩き ヶ月	ひとり歩き ヶ月		
既往歴	病名	年月	病名	年月	その他、大きな病気や怪我
	麻疹		溶連菌感染症		
	風疹		手足口病		
	水痘		伝染性紅斑		
	流行性耳下腺炎		突発性発疹		
食糧	哺乳	母乳・人工・混合	授乳間隔	不規則・時間毎(時間おき)	
		授乳量 ml/回	あげ方	抱いて・寝かせて・一人で持たせて	
	離乳	離乳食	初期・中期・後期・完了期		
		偏食	有()・無		
		アレルギー	有()・無		
食べさせ方	子どもの姿勢 (抱いて・座らせて・椅子に腰かけて・ラック・その他)				
	食べ方 (気になる・気にならない) (かまずに飲み込む・早食い・口を開けたまま嘔吐・遊びながら食べる・その他)				
睡眠	場所	ベッド・たたみ・その他			
	寝かせ方	1人で・添い寝・おんぶ・抱っこ			
	寝つき	良・悪	寝起き	良・悪	
	状態	姿勢	うつぶせ・仰向け・横向き		
	熟睡度	浅い・深い			
	くせ	有()・無			
排泄	便性状	硬め・普通・ゆるめ・便秘気味			
	便回数	平均	回/日		
保育所に知らせておきたいこと					

※母子手帳の予防接種欄は裏面に貼る

図 6-27 未就園児一時預かり事業利用者児童票

6 支援への接続に関する調査

登録番号	児童名	回答者	対応者
1	田中 花子		
保護者の育児負担		回答数	負担の割合
総合評価		12	60.0%
カテゴリー別	配偶者や周囲との関係	3	75.0%
	孤独感	2	66.7%
	疲れ・生活苦	2	66.7%
	子への負の感情	5	62.5%
カテゴリー	項目	チェック	
配偶者や 周囲との関係	配偶者への不満を感じている	<input type="radio"/>	
	配偶者との会話が少なく感じている		
	配偶者は家事・育児に協力的でない	<input type="radio"/>	
	家事・育児をサポートしてくれる人がいない	<input type="radio"/>	
孤独感	話相手がおらず孤独を感じている		
	悩みを相談できる人がいない	<input type="radio"/>	
	悲しくなったり泣きたくることがある	<input type="radio"/>	
疲れ・生活苦	自分の時間が無く、自分ばかりが大変だと感じている		
	睡眠不足に陥っている	<input type="radio"/>	
	経済的負担から生活苦を感じている	<input type="radio"/>	
子への 負の感情	育児に自信を無くしている		
	子どもの発達や発育の遅れを気にかけている	<input type="radio"/>	
	子どもへの接し方がわからず悩んでいる	<input type="radio"/>	
	子どもが思うように育たないことを悩んでいる	<input type="radio"/>	
	子どもは可愛いが時々疎ましく感じることがある		
	子どもを叩いてしまうことがある	<input type="radio"/>	
	子どもに怒鳴ってしまうことがある		
	子どもを育てるために自分は我慢ばかりしていると思う	<input type="radio"/>	
特記事項			

図 6-28 受付面接時状況聴き取り票

6 支援への接続に関する調査

令和5年度 7月 一時預り調整表

登録番号	児童名	前週予約状況	3	4	5	6	7	前週予約状況	10	11	12	13	14	前週予約状況	17	18	19	20	21	前週予約状況	24	25	26	27	28	前週予約状況	31	7月予約数
			月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	
	予約数→		2	7	0	7	1		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	17
1	田中 花子	予						2						0						0						0		2
2	山田 一郎	予						2						0						0						0		2
4	松戸 次郎		予					2						0						0						0		2
5	綾瀬 はるか		予					2						0						0						0		2
6	鈴木 太郎		予					2						0						0						0		2
7	村田 四郎		予					2						0						0						0		2
8	本田 けいこ		予					1						0						0						0		1
9	成本 有性		予					2						0						0						0		2
10	本郷谷 健		予					2						0						0						0		2

図 6-29 受付簿

一時預り予約状況確認表

2023/7/4 (火)

登録番号	児童名	開始時刻	終了時刻	予約数 予約時間	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
					予約数	予約時間	予約数	予約時間	予約数	予約時間	予約数	予約時間	予約数	予約時間	予約数
					0		1	5	6	6	6	5	3	0	0
2	山田 一郎	9:00	15:00	6:00											
3	木村 卓也	10:00	16:00	6:00											
4	松戸 次郎	11:00	15:00	4:00											
5	綾瀬 はるか	10:00	16:00	6:00											
6	鈴木 太郎	10:00	14:00	4:00											
7	村田 四郎	10:00	16:00	6:00											

図 6-30 一時預り予約状況確認表

6 支援への接続に関する調査

支援計画及び効果測定

登録番号	児童名	生年月日	一時預り利用開始日	紹介機関
3	木村 卓也	2022年10月3日	2023年7月12日	親子すこやかセンター

支援計画

	子ども	保護者
支援すべき状況	表情や反応が乏しい 不安な場面でも親にしがみついたり抱っこを求めない	育児に自信を無くしている 子どもが思うように育たないことを悩んでいる
目標	表情や反応が乏しい ちよとした言葉や指示で興奮しやすくなる 見知らぬ人に対しても不安なく寄って行く 不安な場面でも親にしがみついたり抱っこを求めない 親の顔を向く	児の負担感を軽減する
具体的な支援	服が不潔である 髪の手・手足などが極端に不潔である	気ない話をする中で気持ちを解きほぐす 安や悩みを聞く
特記事項		

軽減したい気にかかる状況の変化について

	心身の発達	評価日	軽減したい気にかかる状況				評価回数	軽減率
			這い這いをしない	つかまり立ちが見られない	発語が少ない	多動		
子ども	発達の遅れ等で気にかかる事項	2023/7/1	あり	あり	あり		当初	6 100%
		2023/8/2	ややあり	ややあり	ややあり		2回目	3 50%
		2023/10/5	ややあり	なし	ややあり		3回目	2 33%
		2023/12/3	ややあり	なし	なし		4回目	1 17%
		2024/3/10	ややあり	なし	なし		5回目	1 17%
子ども	行動や情緒不安定等気にかかる事項	評価日	表情が乏しい	睡眠リズム不良	偏食・少食・異色	多動	評価回数	軽減率
		2023/7/1	あり	あり	あり	あり	当初	8 100%
		2023/8/2	ややあり	ややあり	ややあり	ややあり	2回目	4 50%
		2023/10/5	ややあり	なし	ややあり	なし	3回目	2 25%
		2023/12/3	ややあり	なし	なし	なし	4回目	1 13%
2024/3/10	ややあり	なし	なし	なし	5回目	1 13%		

図 6-31 支援計画及び効果測定

様式第2号

申請日 令和 年 月 日

様

(実施保育所長)

未就園児一時預かり事業利用許可（却下）通知書

次の通り一時預かり利用を許可（却下）したので通知します。

<small>ふりがな</small> 児童名		生年月日	年 月 日生
<small>ふりがな</small> 児童名		生年月日	年 月 日生
保護者名	住所		
	電話番号		

利用年月日 及び時間	月 日/曜日	時間	月 日/曜日	時間
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :
	月 日 ()	: ~ :	月 日 ()	: ~ :

※処理欄

決定	(1) 可	(2) 否	却下の理由 ()
----	-------	-------	-----------

連絡事項

1. 申請事項に変更や利用辞退等については、速やかに利用施設に連絡してください。
2. 送迎は事前のお申し出が無い場合には同一の方を原則としますが、やむを得ず他の方の迎えの場合には、事前連絡をお願いします。
また、迎え時に見童との関係がわかるものをご提示いただくことがあります。
3. 申請事項に変更や利用辞退等については、速やかに利用施設に連絡してください。

図 6-32 未就園児一時預かり事業利用許可（却下）通知書

④ 見守り・支援

本業務では、支援計画に基づき、保育所と保育課及び関連部局が協働し、見守り・支援をする。

この際、松戸市の LGWAN 系ネットワーク内の全庁共有フォルダを活用し、情報共有の仕組みを取り入れているため、課題等が発生した場合は保育所間等で情報連携、相談を行うことが可能である。

⑤ フォローアップ

本業務では、保育所において支援内容やこどもの状況等を定期的に記録する。

保育所職員が、支援対象者の出席状況、様子、課題、保育料の入金状況等の情報を記録しており、これらの情報は受入れ検討時に収集した情報と共に、松戸市 LGWAN 系ネットワーク内の松戸市全庁共有フォルダに格納され、保育課が適宜情報を確認できる状況となっている。

また、記録を実施する保育所職員の負荷を軽減させるために、あらかじめ記録する内容を構造化しておき、プルダウンで入力できるよう工夫を行っている。更に、構造化した記録内容は保育課が定期的に確認を行ったうえで、メンテナンスを実施し、活用しやすい記録票となるように尽力している。加えて、入力方法についてのマニュアル資料も作成している。

さらに、情報入力を保育所等に依頼する際には、訪問し対面にて説明を実施することや、一律に記録票への入力を求めるのではなく、複雑なケースは不明点を口頭で確認する等の工夫により、情報の認識漏れ、認識違いが発生しないような運用上の配慮も行っている。

⑥ 評価

フォローアップで記録、共有した情報を踏まえ、「図 6-31 支援計画及び効果測定」にて設定した支援目標に対しての効果を測定し、支援方針の再検討を実施している。具体的には、子どもに対しては「育児負担軽減による育児環境の改善」、親に対しては「育児負担軽減」を共通的な指標として定め、さらに、個別の指標として「支援すべき状況」や「具体的な支援」等を設定している。

評価においては、保育所が親子の双方についての懸念点を記載し、保育課とともに評価を行い、定期的に効果測定を行っている。

さらに、効果測定の結果を踏まえ、効果の有無に関わらず、保健師等にフィードバックを行い、保育所で解決可能な事項、保育課で解決可能な事項、保健師との共有が必要な事項、継続して見守りを実施する事象等、ケースの状況によって最も適切であると考えられる支援方針を検討し、実施している。

(3) 利用しているデータ項目

松戸市では、LGWAN 系ネットワーク内に全庁共有フォルダを設置し、その配下に各保育所がアクセスできるフォルダを配置することで、保育課と各保育所間での情報連携を実現している。保育課と各保育所間で情報連携されるデータ項目は、「表 6-29 保育課と公立保育所間で情報連携されるデータ項目例」の通りである。

なお、上記フォルダへのアクセスについては、保育課管理職及び担当職員は全て保育所のフォルダにアクセス可能であるが、各保育所の関係者については、担当者、事務員、保育所長に限り、所属している園のフォルダにアクセスが可能となっている。

表 6-29 保育課と公立保育所間で情報連携されるデータ項目例

No.	データ項目名	保存の形式	備考
1	児童台帳(登録番号、児童名、児童生年月日、保護者名、住所、自宅電話番号、緊急連絡先電話番号、一時預かり利用日、紹介機関、備考)	エクセルファイル	保育所が入力
2	受付面接時状況聴き取り表(登録番号、児童名、回答者、対応者、保護者の育児負担、総合評価、回答数、負担の割合、チェック項目)	エクセルファイル	保育所が入力
3	一時預かり調整表(登録番号、児童名、予約数、前週予約状況)	エクセルファイル	保育所が入力
4	一時預かり予約状況確認表(登録番号、児童名、日付、開始時刻、終了時刻、予約数、予約時間)	エクセルファイル	保育所が入力
5	支援計画及び効果測定(登録番号、児童名、生年月日、一時預かり利用開始日、紹介機関、支援計画、軽減したい気がかりな状況の変化について)	エクセルファイル	保育所が入力
6	一時預かり簿(登録番号、児童名、対象月、出席状況)	エクセルファイル	保育所が入力
7	支援計画に基づいた日々の保育の状況(登録番号、児童名、生年月日、日付、子どもの様子、保護者の様子)	エクセルファイル	保育所職員が入力 ファイル入力ではなく、手書きでも可
8	面接記録(児童名、日付、担当、内容)	エクセルファイル	保育所職員が入力 ファイル入力ではなく、手書きも可
9	保育料入金データ(登録番号、領収証書番号、納入日、児童名、児童生年月日、保護者名、年齢、住所、預かり実施日、開始時刻、終了時刻、時間数、給食提供有無、減免措置、保育料、給食費、合計額、入金総額)	エクセルファイル	保育所が入力 データを基に保育課が伝票等を作成

(4) 本業務から得られた示唆

本業務から、地方公共団体が保育所との情報連携に取り組むうえでの工夫や課題から得られた示唆は、以下 2 点である。

① 保育現場との情報連携の重要性

支援現場のこどもの状況や支援状況は、日々変化しているが、適宜情報連携がされず、支援の幅が狭くなってしまうケースが多い。

松戸市では、保育課が主体となり、関連部局と保育所が、電話、メールのみならず、共有フォルダに必要な情報を確保することで、適宜情報連携している。また、保育課が主催するワーキンググループを通じて、保育課を挟まない、保育所同士情報連携、協働を後押ししており、こどもの所属する保育所等の視点のみならず、他保育所や地方公共団体からの視点も加え、こどもへの適切、迅速な支援が可能となっている点が重要である。

一方で、私立保育所との情報連携については、個人情報取扱いや LGWAN 系ネットワークへの接続が難しいことによる課題がある。

② 支援現場の負荷を考慮した情報連携の重要性

情報連携を実施することの重要性は上で述べた通りであるが、現状、多くの保育所等では、人手不足の課題を抱えており、情報連携の仕組みを導入する場合、業務負荷が向上することで、担当者の負担が増加してしまう懸念がある。

松戸市では、「(2) 業務の流れと課題、留意点」⑤フォローアップに記載した通り、情報連携の際の各保育所の負荷低減のための工夫を行っている。

人手不足が課題となっている保育所において、情報連携による利便性の向上と情報連携自体による業務負荷の増加のバランスを取ることは非常に重要な観点であり、上記の工夫は意義のある取組であると考えられる。

6.5.10 認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ

むすびえは、こども食堂の支援を通じて、誰も取りこぼさない社会をつくることを目的とし、①地域ネットワーク支援、②企業・団体との協働事業、③調査・研究事業等を実施している。

今回の調査では、こども食堂の運営状況やこども食堂と地方公共団体及び他支援組織との情報連携の可能性を検討するという観点において、特に地域ネットワーク支援についてヒアリング調査を実施した。

① 地域ネットワーク支援

全国の様々な地域で、各地域内のこども食堂を支えるネットワーク団体が存在する。むすびえでは、地域ネットワーク支援事業として、それらネットワーク団体の活動を支援している。具体的には、こども食堂の立ち上げ支援や、運営者同士のネットワークづくり、行政や関係団体との連携、寄付物品の仲介、情報提供等、各地のネットワーク団体が必要と考えるこども食堂支援を行えるように支援を実施している。

② 企業・団体との協働事業

こども食堂を応援したいと考える企業・団体等と協働して、こども食堂の安心・安全を高める活動や、こどもたちに様々な体験を届けられるプログラムの提供等を行う。

③ 調査・研究事業

こども食堂が社会の「あたりまえ」となり、より多くのこどもたちがアクセスできるようになるために、必要な調査・研究を行う。調査・研究の成果は、こども食堂に対する地域・社会の理解を広げるため、また適切な制度・政策の実現のために活用する。

(1) ステークホルダ

むすびえの地域ネットワーク支援に関わるステークホルダは「図 6-33 地域ネットワークのステークホルダ」の通りである。なお、地域ネットワーク団体とむすびえは信頼関係に基づくパートナーとしての位置づけである。

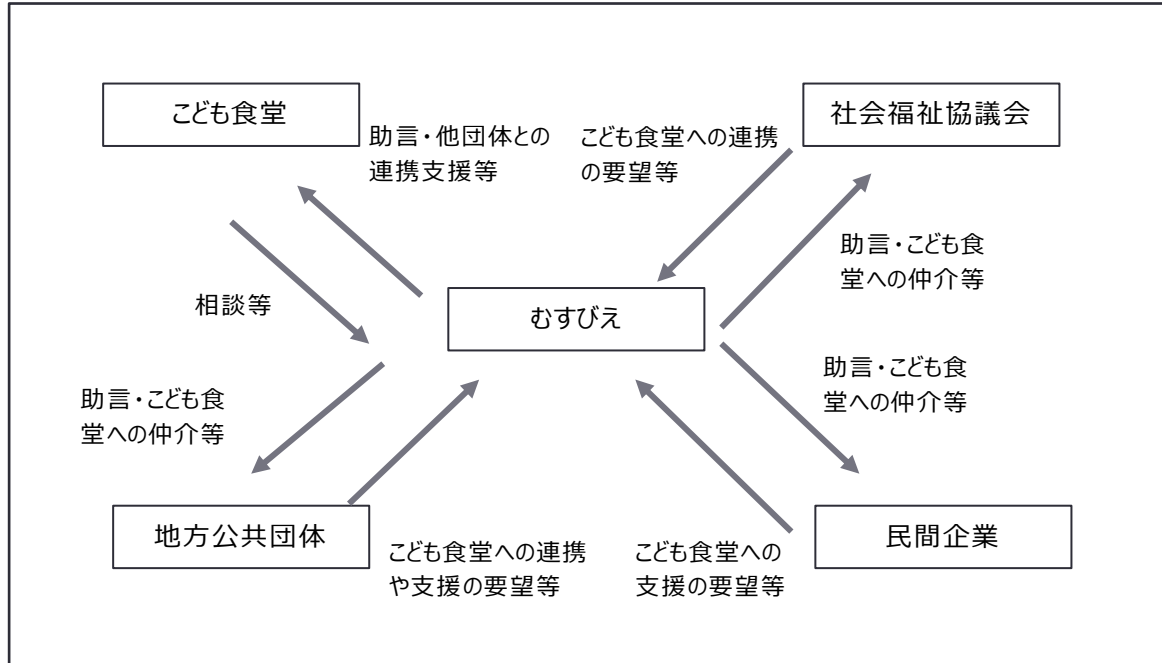


図 6-33 地域ネットワークのステークホルダ

(2) 業務の概要

むすびえの地域ネットワーク支援では、各地域でこども食堂を支えているネットワーク団体（中間支援団体）の活動を支えており、現在では 45 都道府県で地域ネットワークを構築している。地域ネットワークに参加するステークホルダは当該地域の複数のこども食堂、地方公共団体、社会福祉協議会、民間企業等であり、むすびえはそれらの団体が連携を行いやすいよう、課題解決の相談、支援や助言等を行っている。地域ネットワーク団体とは、隔月でナレッジや課題等を共有する定例会を実施している。テーマの例としては、こども食堂へのボランティア受入れについて、県域でのネットワーク展開について、IT 活用に関する取組状況について等が挙げられる。

(3) こども食堂との連携した支援に際しての課題と示唆

本業務から得られた課題と示唆について記載する。具体的には、①こども食堂の情報管理体制に関する現状、②こども食堂で検知したリスクを地方公共団体へ連携することの難しさの 2 点を挙げている。

① こども食堂の情報取得、管理の体制に関する現状

多くのこども食堂では、利用者（こども）に対し、こども食堂の利用のたびに紙面に氏名を記載してもらおう等は実施しているが、それ以外の情報を取得している事例は少なく、取得した氏名についても名簿化、デジタル化等までは行っていないケースが大半を占める。加えて、ボランティアによって運営されている団体が多く、特にそうした団体においては、こどもに関する機微な個人情報を取得したり、それをデータベース化して管理したりといった運営体制をとることは馴染まないと考えられ

る。

このような状況を踏まえると、多くの子ども食堂においては、個人情報適切な取扱いに配慮したうえで、子どものリスクの検知や支援に有効な情報を取得し、必要に応じて地方公共団体へ連携可能な形でデータ化、構造化する等の管理を行うということは現実的ではない。なお、一部、福祉専門職等が集まって組成され、困難を抱える子どもへの支援を念頭に置いて開催されている子ども食堂等も存在する。そうした子ども食堂においては、子どもに関する情報を管理しているケースも存在する。

② 子ども食堂で検知したリスクを地方公共団体へ連携することの難しさ

多くの子ども食堂は、地域のどのような子どもでも立ち寄ることができる居場所という位置づけであり、仮に「困難を抱える子どもが来た場合、その情報を地方公共団体に連絡する機関である」と認識されてしまうと、子どもが利用しづらくなり、結果として困難を抱える子どもの居場所を奪ってしまう懸念がある。ラベリング¹⁸とスティグマ¹⁹の懸念もあり、子どものリスク情報を地方公共団体に連携することについては慎重な判断がなされている。

このような状況を踏まえると、地方公共団体が、子ども食堂を活用した支援を実施する場合には、リスクのある子どもを発見する場所ではなく、困難を抱える子どもに提供できる居場所としての位置づけで子ども食堂を周知、利用促進していくことが重要となる。

今後、地方公共団体が、子ども食堂で検知されたリスクを把握したいと考える場合には、スクールソーシャルワーカーや保健師等、地方公共団体の専門職員が子ども食堂を巡回するような形で信頼関係を築き、地方公共団体自らが積極的に民間団体から情報を収集し、相談を受けることができる体制を構築しておくことが必要となる。

¹⁸ レッテルをはること。

¹⁹ 周囲から否定的な意味づけをされ、不当な扱いをなされること。

7 ガイドライン(素案)の策定

7.1 ガイドライン(素案)の策定に向けた調査

本業務を実施するにあたっては、上述の「4 デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理」、「5 早期発見に必要なデータ項目の整理」、「6 支援への接続に関する調査」の結果を整理したうえで、計 10 回のガイドライン検討会において議論に供し、「こどもデータ連携ガイドライン(素案)」の作成を行った。

7.2 ガイドライン検討会の実施

7.2.1 ガイドライン検討会の体制

ガイドライン検討会は以下のメンバで組成された。

検討会メンバ (敬称略、順不同)	役職
【座長】 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授
石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
倉石 哲也	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 教授
西内 啓	株式会社データビークル 共同創業者
能島 裕介	尼崎市こども政策監 兼 尼崎市教育委員会参与
野戸 史樹	柏市 こども支援室 室長
山野 則子	大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授 兼スクールソーシャルワーク評価支援研究所 所長
李 炯植	特定非営利活動法人 Learning for All 代表理事

7.2.2 ガイドライン検討会のスケジュール

ガイドライン検討会は下記のスケジュール、内容で実施された。検討会での議論内容については、会議資料及び議事要旨をこども家庭庁 HP に掲載しているため、参照されたい。

回	実施日	議題
1	5/31(水)	1. 令和4年度デジタル庁実証事業ガイドラインの成果(各実証団体の概要含む)について 2. 意見交換 3. 検討会主査の選任について
2	6/28(水)	1. 「基本連携データ項目」についての議論 2. 調査の進め方のご報告 3. 本会議における方針について
3	7/27(木)	1. ガイドライン構成案についての議論
4	8/31(木)	1. ガイドライン構成案についての議論 2. 「地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について」の調査方針及び進捗のご報告
5	9/28(木)	1. 早期発見に必要なデータ項目の整理についての議論
6	10/30(月)	1. 支援への接続についてのヒアリング等調査結果のご報告と議論
7	11/16(木)	1. 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論 1.1 「基本連携データ項目」の調査状況のご報告 1.2 「その他データ項目」の調査状況のご報告 2. 実証団体における実施状況の中間報告
8	12/22(金)	1. 「早期発見に必要なデータ項目の整理について」の調査状況の報告と議論 1.1 「基本連携データ項目」の調査結果のご報告 1.2 「その他データ項目」の調査状況のご報告 2. ガイドラインの記載概要についてのご報告
9	1/31(水)	2. ガイドラインの公開方針に関する報告 2. パブリックコメントへの対応方針についてのご説明 3. ガイドラインに関する議論
10	3/7(木)	1. 令和5年度版子ども家庭庁「子どもデータ連携ガイドライン(素案)」についてのご報告 2. 子どもデータ連携の取組への申し送りについて

7.3 ガイドライン(素案)の策定に向けた調査の結果

ガイドラインの策定に向けた調査の結果を踏まえて、「子どもデータ連携ガイドライン(素案)」の作成を実施した。詳細は「子どもデータ連携ガイドライン(素案)のリンク」を参照されたい。

7.4 ガイドライン（素案）策定における課題と示唆

「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を作成する中で、令和6年度以降の取組に向けた課題を整理した。整理結果は「表 7-1 ガイドライン策定に向けた課題・示唆」の通りである。

本業務では、こどもデータ連携の取組で検討すべき論点については一定整理できたため、令和6年度以降に向けた取組ではより地方公共団体がガイドラインを利用しやすくなるように具体的な事例を増やす、マニュアルやQA集等の補助資料を作成する等の施策を検討する必要がある。

また、「表 7-1 ガイドライン策定に向けた課題・示唆」に挙げたような具体的な課題についても適宜対応していく必要があるが、特に個人情報保護やプライバシー保護に対する考え方の具体化、困難と関連があると思われるデータ項目の記載の充実化、支援実施の際のNPO等民間団体との協働、取組の評価指標の設定については、今後のこどもデータ連携の取組を推進していくにあたっては必要不可欠な論点であり、全ての要素が密接に関連しているものとなるため、ヒアリング調査や実証事業等を実施し、整理をしていくことが重要となる。

表 7-1 ガイドライン策定に向けた課題・示唆

No.	対象とする章	課題・示唆
1	共通	地方公共団体の職員がガイドラインを利用し、円滑に取組を進められるように、記載表現の変更やQA集、マニュアルの作成を検討していく必要がある。
2		地方公共団体がこどもデータ連携の取組を継続的に行っていくにあたって、研究機関や民間団体と連携することを想定し、留意点、好事例等を検討していく必要がある。
3	3章「利用するデータ項目」	基本連携データ項目の基準値の見直しや基本連携データ項目に追加すべき重要データについても調査、検討が必要である。
4		データを利用する際の基準値/閾値について、参考となる実証結果や設定の方法例等の記載を検討する必要がある。
5		利用したデータの有効性の評価や評価の結果を踏まえたデータの更新のプロセスを記載していく必要がある。
6	4章「個人情報の取扱いに係る検討」	利用目的の整理の際に他の法令の例外規定を根拠に目的外の利用・提供ができる可能性について検討の余地がある。
7		適切な情報の管理を行うため、データの保存期間及び破棄に関して、対応方針を検討していく必要がある。
8		PIA（プライバシー影響評価）や他のガイドライン等、地方公共団体が参考にできるプライバシーに関する記載を充実化していく必要がある。

No.	対象とする章	課題・示唆
9		NPO や民間団体へ個人情報の取扱いを委託する場合について、委託する業務の内容や委託先に応じて、どのような対応が必要であるかについての記載を充実化していく必要がある。
10		こどもデータ連携に関わるステークホルダの関係性を整理し、それぞれのステークホルダの関係性や責任を示していく必要がある。
11	5 章「こどもデータ連携の仕組みの構築」	ネットワークやシステムの構成等、システム標準化やガバメントクラウド等の国が目指している方向性や仕様を含めて明示したうえで、標準的な例を検討していく必要がある。特に、教育部局と首長部局のデータ連携においては地方公共団体のネットワークをまたぐ連携であること、教育部局のシステムは学習系と校務系で分かれており、教育部局間でも円滑な連携ができていないこと等、多くの課題があるため、文部科学省の教育 DX やデジタル庁のシステム標準化等の動向も踏まえつつ、こどもデータ連携の仕組みをどのように標準化していくか検討していく必要がある。
12		中小規模の地方公共団体でも無理なくスモールスタートできるように、大規模なシステム構築ではなく、SaaS ²⁰ やスプレッドシート等を利用した運用方法も検討していく必要がある。特に、システム構築を実施しない場合には、安全管理措置をどのように担保するか、情報の鮮度をいかに保つか等検討すべき観点が存在するため、ヒアリング調査や実証事業等を通して、調査を行い、情報整理を実施する必要がある。
13	7 章「支援の接続」	プッシュ型・アウトリーチ型支援におけるアプローチ方法の記載を充実化していく必要がある。
14		教育と福祉のデータ連携や支援における協働が依然として課題となっているため、連携・協働を促進していく必要がある。
15		NPO や民間団体との協働について、協働時における運用規則や対応が必要な事項の整理を行う等、協働を促進できる記載を充実化していく必要がある。

²⁰ Software as a Service の略。業務システムのソフトウェアの機能をクラウドサービスとして提供するサービス。

No.	対象とする章	課題・示唆
16	8 章「事業効果の評価・分析」	事業効果の評価について、複数の地方公共団体で類似の取組を実施する場合や共通したデータ項目を利用する場合には、横並びでの評価を行うことが考えられるが、標準的な評価方法がなく、横並びの評価が難しいため、検討していく必要がある。

8 今後のこどもデータ連携の取組に対する課題と示唆

本業務を通して、こどもデータ連携の取組全体に見られる課題を申し送り事項として「表 8-1 こどもデータ連携の取組全体に見られる課題・示唆」の通り整理した。

上述した、令和 6 年度のガイドラインの公開に向けた課題整理の他に、こどもデータ連携の取組を全国に展開していくために必要な事項を記載した。

表 8-1 こどもデータ連携の取組全体に見られる課題・示唆

No.	対象とする章	課題・示唆
1	法改正、制度変更等	こどもデータ連携の取組を実施するにあたって利用目的の整理や解釈が難しいため、根拠となる法令について法改正含めて検討していく必要がある。
2		地方公共団体と NPO 等民間団体が協働する際に遵守すべき情報管理や情報授受の方法の明確化、法整備、運用規則等の策定を進めていく必要がある。
3		こどもデータ連携はシステム構築等に費用がかかるので参加が難しい。国による補助金・交付金等の支援策を検討していく必要がある。
4	広報、周知、研修等	国民（住民）の理解が得られるように、パブリックコメントの実施や事業の透明性の確保を行っていく必要がある。
5		協働する NPO 等民間団体に対し、個人情報の取扱いやプライバシーの保護、支援のあり方等に関する研修を行う等、支援の受け皿を増やしていく取組が必要である。
6		こどもデータ連携の取組に大学や民間企業等が協力できるように、産学官連携を行うにあたって留意すべき事項や事例等を整理し、周知していくことが必要である。
7	事務局運営等	こどもデータ連携の取組が実証事業から平常業務になるにあたって、地方公共団体や外部の組織への質問回答、補助金の交付における審査、取組へのアドバイス等の総合的な対応窓口が必要となる。
8		コミュニケーションプラットフォームの検討等、地方公共団体が課題を抱えた際に、解決をサポートする仕組みを検討していく必要がある。
9	標準仕様の整備	こどもデータ連携システムを構築するにあたって課題となっているネットワークやデータ定義の標準を文部科学省やデジタル庁の動向を踏まえつつ検討、整備していく必要がある。

10		こどもデータ連携の取組を全国に展開していくにあたって、NPO 等民間団体の情報管理システムや地方公共団体間を連携するシステム等の国が構築すべきプラットフォームについて検討していく必要がある。
11		こどもデータ連携の取組を実施するにあたって、どのタイミングで、どのような方法で、どのような評価指標を設定すべきか、標準的な方法を検討していく必要がある。 重要な論点は以下の通り。 ①取組の計画時の評価指標設定 ③ 短期的、中長期的な評価指標の双方の検討

ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究

成果報告書

発行日：2024年3月

編集・発行：EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものが、又は妥当なものが、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。